

令和3年 第1回定例会

美深町議会議録

令和3年3月 2日 開会

令和3年3月17日 閉会

美深町議会

令和3年第1回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和3年3月2日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第10号乃至議案第16号の提案説明（町政執行方針及び教育行政執行方針説明）
- 第 5 予算特別委員会の設置
- 第 6 議案第6号の提案説明
- 第 7 議案第7号の提案説明
- 第 8 議案第8号の提案説明
- 第 9 議案第2号乃至議案第5号の提案説明
- 第10 議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について
- 第11 報告第1号 委員会報告 令和2年度議会広報特別委員会報告
- 第12 休会日の決定

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 五十嵐 庄 作 君
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君 副町長 今泉和司君

総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	竹田哲君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	望月清貴君
教育グループ主幹	大堀裕康君	教育グループ主幹	和田政則君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	玉置一広君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	玉置一広君	事務局副主幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので令和3年第1回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において5番岩崎議員、6番藤原議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から31日までの30日間にしたいと思います。
ご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は本日から31日までの30日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。日本国憲法の尊重・擁護に関する要請について。他1件は議会側議案に写しを添付しています。次に本定例会の議案について申し上げます。長側提出のものは補正予算4件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、預託金及び融資限度額1件、新年度予算7件の合計15件です。議会側提出のものは委員会報告の1件です。次に説明員については一覧表を配布しています。最後に新型コロナウイルス感染予防対策として会期中は議場内換気のため一部ドアを開放し、空間除菌脱臭機を設置します。また傍聴席において座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第10号乃至議案第16号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第10号令和3年度美深町一般会計予算乃至議案第16号令和3年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの各会計予算を一括議題とします。この際令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針について町長並びに教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） おはようございます。それでははじめに令和3年度第1回定例町議会の開催にあたりまして、町政執行方針を申し上げます。昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が人々の生命、生活様式、社会経済活動をはじめ、世界規模で多面的な影響を及ぼした1年でありました。国においては異例の規模となった補正予算により地方自治体と一丸となって感染拡大防止や医療提供体制強化、雇用、事業継続の確保など、あらゆる対策を講じているものの、いまだ収束の見通しが立たず、感染症の影響は長期にわたることが見込まれております。一方で、こうした影響により、デジタル化の遅れや人口・経済機能等の一極集中など取り組むべき課題が顕在化し、政府はポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の実現のための施策を加速するとしております。本町においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、当初予算にはなかった感染症に関する緊急の対策を数多く進めてまいりました。町民が一丸となって取り組んでいる感染防止対策によって、未だ町内における感染の確認はなく当初の危機的状況を乗り越えてきたものと考えているわけであります。新型コロナウイルス感染症が収束するシナリオはまだ見ておりませんけれども、いよいよワクチン接種が始まるほか、治療法も日々進歩しております。本町においても今後の国や北海道の動向に合わせて高齢者など重症化リスクの高い人を守り感染拡大防止を図りながら、新型コロナウイルス感染症の段階的な収束と新たな日常への転換を見据え、まちづくりをしていかなければなりません。こうした中、令和3年度から始まる第6次美深町総合計画は、この感染症の影響もあって厳しいスタートとなりますけれども、まちの将来像を、「未来へ続く 笑顔あふれるまち美深」と定め、誰もが安心して快適に暮らすことができるまちを目指して取り組んでまいります。美しい自然環境と豊かな資源をいかした産業の振興、特色のある教育の展開、安心して暮らすための社会基盤を整備し、美深らしさを誇れるまちを目指して前期5年間ににおける事業計画は175億8千万円を見込んでおります。計画の推進にあたっては、諸情勢の変化に対応できる柔軟な行政運営に努めるとともに、施策の計画的・効果的な実現のために、町民と行政が一体となってまちづくりに取り組んでいく必要がありますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。令和3年度予算は、歳入においては地方交付

税が1.8%の微増のほか、好調なまちづくり応援寄附金、言ってみればふるさと納税でありますけれども、前年同額を見込んでおります。町税では、町民税において新型コロナウイルス感染症による所得の減少及び税制改正による影響、固定資産税においては3年に1度の評価替における課税標準額の下落を勘案し、全体で前年と比較して2.3%減少すると見込んでおります。基金からの繰入金が5年連続で2億円を超える厳しい財政運営が続いております。この財源不足の解消に当たっては、これまで以上に歳出削減と歳入確保に徹底して取り組む必要があります。歳出においては、仁宇布小中学校建替事業、西団地公営住宅建替事業及びチョウザメ飼育研究施設建設事業などの施設整備を継続するほか、美深厚生病院への電子カルテシステム導入支援、恩根内駅の存続、第三セクターの経営改善に向けた体制整備、農業、林業並びに商工業の経営安定と向上、地域産業の活性化のための各種支援などにより、第6次総合計画に掲げる「未来へ続く 笑顔あふれるまち 美深」の実現に向けた確かな一步に意を配してまいります。なお、未だ新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない状況ではありますが、「新たな日常」の実現のため、国や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、感染症拡大防止と町内経済活動の両立を図ってまいります。令和3年度の各会計の予算額は一般会計で52億2千万円となり、前年度対比95.7%。2億3,720万円の減となっております。国民健康保険特別会計は前年度対比98.3%の5億9,390万円、1,020万円の減となっております。後期高齢者医療保険特別会計は前年度対比103.3%の8,410万円、2,700万円の増であります。介護保険特別会計は前年度対比102.4%の5億9,050万円、1,370万円の増であります。北部簡易水道事業特別会計は、前年度対比115.5%の2,610万円、350万円の増であります。下水道事業特別会計は前年度対比101.0%の2億5,540万円、250万円の増であります。中央簡易水道事業会計は前年度対比123.9%の1億4,327万3千円、2,768万1千円の増となっております。これらの特別会計を含めた7会計の当初予算総額は69億1,327万3千円で1億9,731万9千円の減となり、令和2年度の当初予算と比較して2.8%の減少となりました。以下、第6次総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って、町政執行の考え方を説明いたします。1つ目の人と自然が調和する快適で安全なまちであります。その中にあって1つとして環境保全・環境衛生の推進について申し上げます。美しい自然環境の保全と快適で住みよい環境づくりを目指し、環境と調和した循環型社会の形成に取り組んでまいります。有害鳥獣対策では、鳥獣被害対策実施隊の活動を中心に、エゾシカ、ヒグマ、アライグマ等の捕獲対策を推進し、人的被害や農作物等の被害の軽減・抑止に努めるとともに、駆除従事者の育成を支援いたします。ごみ処理関係では、ごみの減量化を図るため、

「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」運動を推進し、自然環境と調和した快適で住みよい環境づくりに努めてまいります。次に北部簡易水道事業特別会計について申し上げます。公営企業会計適用に向けた固定資産調査業務委託の実施並びに、量水器取替工事の増加により前年度対比15.5%増の予算となっております。水道使用料及び給水戸数は前年度並みを見込み、保守管理に留意して安定した水の供給に努めるとともに公営企業会計の適用に向けた準備を進めてまいります。下水道事業特別会計について申し上げます。公共下水道長寿命化計画に基づく機械設備等の改修工事のほか、公営企業会計の適用に向けた固定資産調査業務委託の実施などにより、前年度対比1.0%の増の予算となっております。公共下水道施設、個別排水処理施設の維持管理業務委託を継続し、環境・公衆衛生の充実、向上に努めるとともに公営企業会計の適用に向けた準備を進めて参ります。中央簡易水道事業会計は、量水器の取替工事、道営中山間地域総合整備事業に伴う給水管布設替工事、計画的な消火栓の更新工事などにより前年度対比23.9%増となっております。使用水量、給水人口の減少に伴い、給水収益が減少傾向にあることから、経費の節減とともに漏水調査の実施により有効率の向上を図り、安定した水の供給に努めてまいります。次に、道路・交通網の整備について申し上げます。道路・交通網は住民生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重要な基盤であります。公共交通機関は、人口減少等により利用が減少しておりますけれども、高齢者など交通弱者にとっては生活に必要不可欠な移動手段であります。仁宇布線デマンドバス、恩根内線路線バス、市街地フレンドibus、デマンド型乗合タクシーを継続し、生活に必要な公共交通体制の確保に努めてまいります。JR北海道における利用の少ない駅の廃止について、本町では4駅が対象となりましたけれども、この内恩根内駅については地域の強い要望と存続に対する協力もあって、町が維持する体制をとることといたしました。宗谷本線の維持を含むJR北海道に関する課題については、国における一定期間の支援継続が示されたこともあり、引き続き北海道や宗谷本線活性化推進協議会、上川地方総合開発期成会などの関係団体と連携して利用促進の取り組みを推進してまいります。町道については、円滑な交通と安全性の向上を図るため、橋りょう長寿命化事業及び路面・区画線の補修を行うとともに、引き続き8線道路改良工事のほか2路線の道路整備を実施してまいります。除排雪においては、民間委託を継続し、冬期間の交通網の確保と地域経済の活性化を図るほか、作業効率の向上のため車体の経年劣化が進んでいる歩道ロータリー除雪車を更新いたします。住宅の整備について申し上げます。公営住宅等長寿命化計画に基づく西団地公営住宅の建替を継続するほか、新たに東団地公営住宅の改修を実施し、安全で快適な住環境の整備を進めてまいります。土地の有効利用について申し上げます。自然環境と調和したまちなみの保全と、

住民の生活に安らぎや潤いを与える公園や緑地・街路樹の適切な維持管理に努め、快適で機能性の高い市街地整備を推進してまいります。消防体制の充実について申し上げます。地域における安全・安心の確保のため、組織力と機動力を最大限に発揮し、あらゆる災害へ迅速かつ的確に対処できる消防体制の充実に努めてまいります。消防団につきましては、消防団員の加入促進と確保及び活性化を図り、関係機関との連携に努めるほか、安全装備品である防火衣を更新いたします。また名寄分会消防総合訓練大会を当町で開催し、消防団の連携強化を図ってまいります。火災予防につきましては、立入検査による違反是正の徹底、住宅火災警報器の未設置世帯への啓発活動に努めるほか、消火栓の更新を継続して進めてまいります。救急業務では、専門家・高度化する業務に対応するため、必要な講習を受講し、救急隊全体の技術向上に努めてまいります。防火体制の充実について申し上げます。近年、多発する大規模な自然災害から住民の生命や財産を守るために、美深町地域防災計画に基づき個別避難計画の策定に向けて防災意識の高揚や防災知識の普及に努めるほか、防災資機材や災害用備蓄品の整備を進めて参ります。また防災訓練等を通じた自主防災組織の強化のほか、避難や被害状況の早期把握、気象情報等の収集などの危機管理体制を充実し、地域における防災力の向上を図ってまいります。交通安全・防犯対策の推進について申し上げます。全国的に高齢者が関係する交通事故が増加傾向にあります。本町では、住民の誰もが交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育等の実施により交通安全意識の高揚を図るとともに、街灯やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を推進します。また本町は「犯罪の少ないまち」でありますけれども、引き続き関係機関、団体等と連携を取りながら広報・啓発活動や情報提供を通じた住民の防犯意識の高揚を図ってまいります。情報化の推進について申し上げます。情報基盤施設の適切な管理と効果的な活用により、住民と行政との間で防災情報や暮らしに役立つ多様な情報の共有を図り、住民生活の質や利便性の向上、地域経済の活性化を推進いたします。各種情報を安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、個人情報の保護と情報犯罪の防止に努めてまいります。消費生活対策の推進について申し上げます。近年、多様化・巧妙化する特殊詐欺や悪質な訪問販売から消費者を守るため、迅速かつ細やかな情報提供や啓発活動を推進するとともに、広域で行う消費生活相談事業の充実を図ってまいります。次に、2つめとなるわけでありますけれども、地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまちとして申し上げます。まず農業の振興について申し上げますけれども、農業を取り巻く環境は担い手の減少や経営者の高齢化、生産資材や肥料・飼料価格の高止まり、更には国際的な情勢や、国内における農政をめぐる政策の見直しなどめまぐるしく変化しております。将来にわたって美深の農業が持続的に展開していくことができ

るよう、引き続き担い手の育成と確保や農畜産物の生産振興など個別の課題に対応した諸施策を推進してまいります。まず、担い手の育成確保について申し上げますけれども、担い手の育成・確保は持続的に発展する美深の農業を推進するためには最も重要な課題であります。新規就農予定者の受け入れや農業後継者への支援、農業経営継承組織の活動に対して引き続き支援してまいります。農業支援塾について、農業に関する知識を幅広く習得できるよう内容を充実し、次代を担う農業者を育成して参ります。農業後継者のパートナー対策については、農業後継者育成協議会が中心となり結婚相談や交流会など出会いの場づくりを推進してまいります。環境保全と多様性を高める農業の推進について申し上げますけれども、消費者の環境問題に対する関心や安全・安全と共生した農業・農村への期待の高まりとともに、環境との調和、農畜産物の安全性が強く求められております。堆肥等の有機物を活用した地域資源循環型のクリーン農業の推進や土壤診断に基づく土づくりをはじめ、廃プラスチック対策への支援などを継続し安全・安全で高品質な農産物の生産と環境に配慮した取り組みを推進してまいります。あわせて、地域の共同活動として取り組む農村環境・地域資源の保全活動等に対して支援してまいります。経営基盤の安定強化について申し上げます。労働力不足の解消が喫緊の課題であります。安定的な労働力確保の取組を支援し、農業生産を維持できる体制を構築してまいります。また家畜防疫対策として引き続き支援いたします。農産物生産の基礎となる土地基盤整備については、湿害対策をはじめ、老朽化した農業水利施設の効率的な管理に対する支援を行うとともに、北海道と連携して道営農業農村整備事業を継続して実施してまいります。生産性向上と魅力ある農業の推進について申し上げます。「がんばる美深農業！」支援事業では、土地利用型作物を中心に土づくりや施肥管理などによる品質向上に取り組む農業者を支援する「畑作支援事業」、「生分解性マルチ推進事業」、「新規就農者支援事業」を推進してまいります。また新しい生産技術や作物の導入、経営の多角化など、新たな取組を支援する「チャレンジ支援事業」、生乳の乳質向上や増産を目指し、乳用牛の飼養環境の改善を支援する「酪農支援事業」、ＩＣＴ技術の活用や新たな経営管理スタイルの導入を支援する「スマート農業推進事業」を推進いたします。水稻・畑作については、環境保全型農業直接支援交付金事業に継続して支援するとともに、経営所得安定対策についても引き続き実施いたします。酪農・畜産については、飼料確保対策として、草地畜産基盤整備事業を活用し、良質な粗飼料の確保と自給率の向上を図ってまいります。また、酪農ヘルパー事業や畜産経営対策に対しまして引き続き支援をいたしております。農業振興センターにおいて、効率的な施肥設計を促す土壤診断事業や高付加価値とともに所得向上を可能にする農業6次産業化への支援、農業情報の提供および畑作試験展示圃関連事業を継続してまいります。また、冬

季の無加温ハウスによる野菜栽培など新たな生産技術や作物の導入に向けた取組に対して引き続き支援をいたします。特产品的な販路拡大PR事業については、美深町農畜産物等販売推進会議での取組を中心として各種イベントにおけるPR活動や新たな販路拡大に向けた商談会等への参加に対し、引き続き支援してまいります。農用地の有効利用について申し上げます。優良農地を守り、農業生産力を維持するとともに、効率的な土地利用を図るため、農用地利用改善団体を中心に、農業経営基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積を進めてまいります。また、農地中間管理機構の事業を活用しながら利用集積を推進し、持続可能な美深の農業基盤を守ってまいります。林業の振興について申し上げます。林業については、各団体とも連携して担い手対策に取り組むほか、林産材の安定的供給を目的とした施設整備など、民有林活性化推進事業による支援を柱とした持続的な林産業振興を推進してまいります。また美深町森林整備計画に基づいて、森林の持つ多面的機能である洪水・土砂流出防止など、公益的機能の発揮を目指した森づくりを推進してまいります。森林認証を取得した町有林及び民有林において、森林管理に欠かせない作業路保全や野そ驅除を行い、認証材の品質の向上を目指すとともに利用促進を図ってまいります。商工業の振興について申し上げます。新型コロナウイルス感染症が未だ収束の兆しが見えない中で、飲食店や宿泊事業者を中心に大きな影響を受けており、不安定な情勢が続くことが想定されております。これらについて国や北海道の支援対策事業などを活用しながら状況に応じた経営安定・維持対策を講じてまいります。また本町における商工業は人口減少や景気の低迷、消費動向の変化による購買力の流出が進むなど、依然として厳しい経営環境にあり、後継者不足により商店数、従業員数、販売額がともに減少を続けております。商工業の経営の安定化と総合的な改善・発展を図るため、引き続き商工会事業への支援と中小企業への資金調達支援を行うとともに、商工業担い手支援事業により人材育成と確保などの担い手育成と、新規開業や事業承継などの創業支援を推進してまいります。また快適な住まいづくりと商工業振興事業により、魅力ある店舗づくりを支援し、事業の継続・拡大と商店街の賑わいづくりを推進するとともに、住宅の新築・改修などの支援を通じ、林産業や建設業の振興を含めた地域経済の活性化を図るべく事業を推進してまいります。企業誘致の活動については、情報発信を中心に推進しながら、テレワークを活用した新しい形の取組についての研究を進めてまいります。観光の振興について申し上げます。観光の振興については、昨年から続くコロナ禍において、当面は厳しい状況にありますけれども、観光協会を中心に、地域の特徴ある資源を活用した観光商品づくりや観光エージェントへのPR活動などの取組を推進してまいります。また、観光協会事業に対しましても、新型コロナウイルス感染防止対策を講じる中で、広域的な連携事業の展開や町内ふるさとまつ

り等のイベント実施など可能な範囲で事業展開が図られるよう支援の充実に努め観光の振興を図ってまいります。道北観光の拠点施設であるびふかアイランドについては、キャンプ場施設をはじめ、びふか温泉や道の駅など本町における観光客の受入れ施設として重要な役割を担っております。これらの施設の適切な維持管理に努め、施設の老朽化に対応した改修を進めるとともに、第三セクターにおけるサービスの向上と経営改善に向けて体制強化を図り、安定的な事業運営に努めてまいります。仁宇布地区の観光推進を図るため、トロッコ王国を中心に松山湿原などの個性的な地域資源を活かした取組について必要な支援を行ってまいります。新たな産業の振興について申し上げます。新たな産業のとして推進しているチョウザメ産業については、国の方針創生推進交付金を活用しながら計画的な施設整備を進めてまいります。稚魚の生産及び生育技術の確立を最重点におき、北海道大学や水産試験場などとの連携を強化して、ふ化技術の確立と養殖体制の構築を図り、安定的に生産できる体制を目指して試行錯誤を重ね推進いたします。また現在のコロナ禍では難しい状況もありますが、町内飲食店でのチョウザメ利用を促進して町民への普及促進を図るほか、町外への販路拡大に向けても卸先である美深振興公社と連携しながら取組を進めてまいります。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げます。就労対策については、事業所における就労機会を確保するため、小規模事業者の新規雇用に対する経費や研修費用の支援による雇用を促進し、事業経営に必要な人材の確保と育成を図ってまいります。また求職者の就職活動を支援するため、引き続き職業訓練や資格取得に対する費用の助成を行います。さらに事業所における各種共済制度の加入促進に対する支援を行い、労働者の福祉の向上を推進してまいります。次に3つ目の次代を生き抜く力と豊かな心を育むまちでありますけれども、まず教育の振興について申し上げます。次代を担う子どもたちに対し、家庭、学校、地域が一体となった教育に取り組み、予測困難な社会を生き抜く力とふるさとや人の思いや心を大切に育んでまいります。また、生涯学習環境を確保することにより、町民一人ひとりが芸術・文化やスポーツに親しみ、心豊かで健やかな生活が送れるよう、教育行政を推進してまいります。幼児期は人間形成の基礎を培う大切な時期であります。幼児センターにおいては、一人ひとりの特性に応じた質の高い教育と保育を推進してまいります。今年度は、施設東側に駐車場を造成し、通園時の利便性と安全性の向上を図ってまいります。学校教育では新しい学習指導要領による教育活動の着実な推進と、英語教育や地域資源を活用した特色ある教育に取組み、学力及び体力の向上と豊かな心の育成に努めてまいります。仁宇布小中学校については、旧校舎の取り壊しと外構工事、体育館非構造部材の耐震化に取り組み、校舎建替えの落成式を挙行いたします。学校給食については、給食費の改定を行いますけれども、引き続き徹底した衛生管理のもと、

安全・安心で地元食材を活かしたおいしい給食の提供に努めてまいります。高等学校教育では、美深高等学校教育振興協議会や、美深高等養護学校協力会を通じて、学習環境の充実や魅力ある学校づくりの支援を継続してまいります。幼児センターにおける保育サービスの実施と、子育て支援室での相談支援や未就園児への遊びの場の提供、放課後児童クラブや子ども教室での居場所づくり、学校給食費の負担軽減など子育てへの支援を継続してまいります。社会教育では、心の豊かさや生きがいづくりのニーズに対応するため、活動の場の提供や学習機会の充実に努めるとともに町民の主体的な活動の推進を図るため、指導者の養成、リーダーの発掘と育成に努めてまいります。また青少年健全育成では関係団体と連携して子どもの安全を守る活動を推進いたします。芸術・文化活動の推進では、地域における文化活動への支援と優れた芸術・文化に触れる機会の提供に引き続き取り組んでまいります。また、まちの歴史資料の収集と保存、展示に努め歴史や文化の伝承を図ってまいります。また、まちの歴史資料の収集と保存、展示に努め歴史や文化の伝承を図ってまいります。スポーツ活動の推進では、町民がスポーツを気軽に楽しめるよう、体育施設の維持管理に努めるとともに、各種教室や大会の開催、スポーツ団体への支援を継続いたします。また関係機関と連携して冬季スポーツ大会の開催や合宿誘致に取り組んでまいります。4つ目の健やかに安心して暮らせるまちについて申し上げます。健康づくり・医療の充実についてまず申し上げますけれども、町民が健康で安心して暮らせるよう、健康意識の向上と生活習慣病をはじめとする疾病を早期発見して、早期治療するため基本健診、特定健診、がん検診などを継続し、健康づくり講演会、ヘルスアップ教室、自治会などの出前講座等、各団体とも協力連携を図りながら町民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸に向けて取り組んでまいります。感染症予防対策では、各種予防接種の助成を継続するとともに緊急の課題である「新型コロナワクチン接種」を早期に実施し、感染の発症と重症化予防に努めるほか、感染拡大時には感染流行状況をお知らせし、感染症の予防と拡大防止対策に取り組み、正しい知識の啓発を行います。美深厚生病院については、救急医療、入院治療のほか、特定健診などの予防活動を担う拠点病院であります。町民に安心・安全な医療を提供し、地域医療体制の充実を図るために、運営支援の継続と「電子カルテシステム」の導入を支援してまいります。また、開業医の誘致についても引き続き取り組んでまいります。子育て環境の充実について申し上げます。地域で安心して妊娠・出産・子育てができますよう妊婦健康相談、妊産婦健診、乳幼児等健診及び産後ケア、新生児聴覚検査など包括的な母子保健事業を推進するとともに、子育て支援サービスの充実や要保護児童への支援など、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進してまいります。また乳幼児やひとり親家庭等における医療費の助成をはじめ不妊治療費の助成を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってまいります。高齢者支援の充実について申し上げます。

高齢の方々が生きがいを持って健康で暮らしていくよう、元気な高齢者のボランティア活動などによる社会参加と、生きがいづくりの取組に対して支援を継続するとともに、介護予防の推進を図ってまいります。社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携により介護保険制度と併せた生活支援サービスなどを充実するため、人材の育成・確保対策と体制整備を進めてまいります。本年度は、第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の初年度であり、この計画に基づき認知症対応型グループホームの整備を計画するとともに、医療・介護・住まい・生活支援及び介護予防が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステム充実に向けた取組を進めてまいります。障がい者支援の充実について申し上げます。障がい者支援では、介護・訓練等の給付、相談支援、移動支援をはじめとする地域生活支援事業などの障がい者福祉サービス、医療費助成制度を継続し福祉の増進を図ってまいります。また第6期障がい者福祉計画に基づき関係機関との連携・協力により、障がい者等の方々が地域で安心して生活していくための環境づくりを進めてまいります。地域福祉の充実について申し上げます。すべての人々にとって暮らしやすい地域社会の実現をめざすため、地域福祉を担う人材の確保や人材育成など福祉団体への支援を継続するとともに、社会福祉協議会や民生委員協議会など関係機関と連携し、地域で助け合い、支え合いによる地域福祉の推進に努めてまいります。社会保障の充実について申し上げます。すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み安心して生活を送れることができますよう、国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療保険制度の円滑な運営と、国民年金制度や生活保護制度の周知と啓発、相談体制の充実に努めてまいります。国民健康保険特別会計について申し上げますけれども、国民健康保険制度は、「北海道国民健康保険運営方針」に基づいて財政運営の責任主体を北海道が、資格管理や保険税の賦課徴収など、これは町が担っているわけであります。近年、医療費や高額医療費が増加傾向となっていることから特定健診及び特定保健指導の推進により、生活習慣の改善を図るとともに、疾病的早期発見と早期治療を促進し、医療費の抑制に努めてまいります。加入者数は、被保険者数は、横ばいながら世帯数は減少を見込み、国民健康保険特別会計は前年度対比1.7%減の予算となっているわけであります。引き続き安定した制度として持続できるよう北海道と連携し事業の推進に努めてまいります。後期高齢者医療保険特別会計について申し上げますけれども、後期高齢者医療保険特別会計は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者保険料とその保険料の徴収、納付等に係る費用として前年度対比3.3%増の予算となっているわけであります。引き続き、保険料の完納と円滑な運営に努めてまいります。介護保険特別会計について申し上げますけれども、介護保険特別会計は、本年度から第8期事業計画が開始され、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどの保険給付費

と地域支援事業費などの推計から前年度対比 2.4 %の増の予算となっております。介護予防事業を推進するとともに、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域における適切なサービスの提供に努めてまいります。また「認知症施策総合推進事業」や「在宅医療と介護の連携推進事業」を継続し、地域包括ケアシステムの充実に向け、引き続き関係機関と連携して事業の推進に努めてまいります。最後になるわけでありますけれども、みんなでつくる自立したまちについて申し上げます。まず住民参画のまちづくりの推進について申し上げますけれども、住民参画のまちづくりを推進するため町の将来をともに考え行動できる人材の育成が重要であります。まちづくりを進める町民と町職員が課題を共有し、その解決に向けて一緒に研修を行う機会をつくり共にまちづくりに参画できる環境を整備いたしたいと思います。自治会活動においては、中心的に推進する人材や役員の担い手不足、人口減少に伴う地域のあり方などが課題となるわけであります。各自治会における「地域計画」を1つのきっかけとして、地域の課題解決に向けた取組や事業の推進を図るため、「地域創生元気づくり交付金」の活用を促しながら、自治会活動をより一層支援してまいります。また住民の積極的な参加による地域活動の推進のため、自治会活動の運営に継続して支援するとともに、活動の拠点となるコミュニティセンターの維持に努めてまいります。男女共同参画の推進については、職場や地域などあらゆる分野において、性別に関係なく活躍できる社会の実現を目指し、継続した啓発活動を推進いたします。行政情報の効果的な発信については、広報モニターの意見などを参考に内容の充実に努めながら、毎月発行の町広報誌及び防災情報端末機、町ホームページの活用を図るとともに、まちづくり推進町民会議やまちづくり懇談会、地域担当員制度や町長の手紙など、様々な機会を設けて広聴活動を推進してまいります。関係人口の創出について申し上げますけれども、今後も人口減少の流れが続くことが予想されることから、美深町と関りを持つ関係人口を増やすため、移住体験の推進や移住フェアの活用など相談体制の充実を図るとともに、ワーケーションなど新たな人の流れにも対応できるよう検討を進めてまいります。また、地域おこし協力隊の制度を活用して都市圏からの人材を受け入れ、地域の活力維持と強化に取組ながら移住・定住を推進してまいります。姉妹町である福岡県添田町との交流や東京・札幌など都市部に存在する美深町出身者との交流を継続して取り組むとともに今後につなげていくために若い世代との交流をどう広げていくかの検討を進めてまいります。株式会社 S U B A R U や、スバルを通じた群馬県太田市、松浦武四郎で繋がる三重県松阪市など、これまで築いてきた文化的・経済的な交流を継続し、地域活性化を推進いたします。さらに、北海道大学大学院水産科学研究院との連携協定に基づき、美深町をフィールドとした学生の実習受け入れについても継続して取り

組んでまいります。行政経営の充実について申し上げます。本町の財政状況は地方交付税をはじめ、町税などの財源の伸びが人口減少や高齢化によって期待できない一方で、少子・高齢化対策等の社会保障関連経費の増、住民活動の基盤となる公共施設の老朽化に伴う更新費用の増加など一層厳しさが増すことが見込まれております。限られた財源と職員数で最大限の効果を上げられるよう、行政改革の推進や行政評価町民委員会による行政評価に基づく的確な行政サービスの提供に努めるとともに、周辺地域との広域連携の推進により、効率的な行財政運営を推進してまいります。OAシステムの適切な管理・更新により安定的な運用に努めるとともに、災害や感染症予防などに対応できるようテレワーク環境を活用した働く環境の整備を推進いたします。自主財源の根幹となる町税等については、適正かつ公正な課税に取り組むとともに収納率の向上に努めるよう上川広域滞納整理機構と連携してまいります。ふるさと寄附金事業については、制度の趣旨に沿った運用を基本に、本町のPRに最大限活用しつつ、全国の方に「寄附」という形で広くまちづくりに参画していただけるよう、関係する事業者とも連携を図りながら本町の資源や特色を活かした事業展開を図ってまいります。職員の資質向上と個々の能力開発のため、自主研修や自己研鑽活動を推進し、職務遂行に必要な実務能力や政策形成能力などの向上を目的とした職場外研修や職員が自ら企画・立案する自主研修制度を受けられる体制を構築いたします。さらに、人事評価制度を適切に運用し、行政課題の解決とよりよい地域づくりのために力を発揮できる人材の育成に努めてまいります。公共施設の老朽化対策や災害時の対策、利用者の高齢化への対応などを進めるため、公共施設等総合管理計画等に基づく計画的な管理に努めてまいります。また、職員住宅の建替計画に基づき世帯向け住宅の建設用地選定のほか、老朽化した住宅の解体を進めてまいります。以上が、町民の皆様さらには町議会議員の皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げて、令和3年度の町政執行方針とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 令和3年第1回定例会の開会にあたり令和3年度の教育行政執行方針を申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。令和3年1月、中央教育審議会は、2020年代を通じて実現すべき学校教育を「令和の日本型学校教育」として文部科学大臣に答申いたしました。そこには、急激に変化する社会状況を見据えた学校教育の改革の方向性と、今後進めるべき具体的な取組が盛り込まれ、新学習指導要領の着実な実施の重要性や、ICT（情報通信技術）が学校教育を支える基盤的なツールとなることなどが示されました。さらに、国においては公立小学校における少人数学級や高学年への教科担任制の導入など改革が進められようとしています。

また、国は教育振興基本計画において「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」を教育政策の目標とし、誰もが生涯を通じて学び日常的にスポーツに親しむ機会を充実するとしています。このように将来を見据えた国の動きにはめまぐるしいものがありますが、町としてもこれらを適切に把握しながら教育行政を推進していかなければなりません。第6次美深町総合計画が新たにスタートいたします。教育行政については、基本目標を「次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち」とし、第5次計画期間から引き継ぐ事業や整備された施設をいかし、幼児教育から学校教育、社会教育、芸術・文化、スポーツの5つの分野にわたり施策を推進してまいります。子どもたち一人ひとりに対し、予測困難な社会の中で自ら未来を切り拓くための「生きる力」と、ふるさとを想う心や人を思いやる心を大切に育むとともに、英語教育や山村留学など特色ある教育に取り組みます。また、生涯学習・芸術文化活動の推進とともに誰もがスポーツに親しめる環境を確保し、町民一人ひとりが心豊かに健やかで潤いのある生活を送ることができるよう努めてまいります。幼児教育の充実について申し上げます。幼児期は、身体の発育とともに、生涯にわたる人間形成、義務教育とその後の教育の基礎を培う大切な時期であります。集団活動を通して幼児期に育みたい資質・能力を育成するとともに、小学校教育との円滑な接続を図るため、幼児一人ひとりの特性に応じた、質の高い教育と保育を推進してまいります。幼児センターでは、教諭保育士の適切な配置とともに職員研修を通じた資質の向上を目指し、教育・保育の充実に努めてまいります。また子育て支援室での相談支援や未就園児への遊びの場の提供など子育て支援事業の充実を図ってまいります。今年度の取組としましては、遊びの場の提供を保健センターとの連携により充実させるとともに、幼児センター施設東側（旧職員住宅跡地）への駐車場の造成による通園時の利便性と安全性の向上、園庭の環境整備による安全で快適な教育と保育の提供を目指してまいります。また、「上川管内国公立幼稚園教育研究大会」が本町で開催される予定となっており、開催地として取組を行ってまいります。学校教育の充実について申し上げます。義務教育につきましては、学校教育目標である「知・徳・体」を基本としながら新しい学習指導要領による「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を3つの柱として「主体的・対話的で深い学び」を目指す教育活動を着実に推進してまいります。また学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じた「地域とともにある学校づくり」を進め、保護者や地域の声をいかした教育活動の取組と地域資源の活用などにより、ふるさとへの誇りを持ち、社会に貢献できる人を育んでまいります。令和3年度の取組として小学校社会科に使用する本町独自の副読本の全面改訂を行ってまいります。国のGIGAスクール構想を受け、令和2年度において一人一台のタブレット端末を配置することができました。ICT環境の活用に

より、情報手段を活用するための資質・能力の育成や「個に応じた指導」の充実を着実に進めなければならないと考えてございます。令和3年度に国が行うデジタル教科書実証事業への参加をはじめ、北海道教育委員会が行うICT活用指導力の向上方策の活用など、各学校と連携し、授業におけるICTの活用促進に努めてまいります。英語教育では英語教育推進担当者と2人の外国語指導助手（ALT）を継続して配置し、町内各学校との連携による授業交流やイベントの開催など、英語教育の充実のための取組を推進してまいります。特別支援教育につきましては、特別支援員の配置とともに、美深高等養護学校や保健福祉分野など、関係者との連携により、適切な支援を進めてまいります。仁宇布小中学校につきましては、令和2年度の新校舎建設に続き、旧校舎の取り壊しとグラウンド整備をはじめとする外構工事、体育館非構造部材の耐震化等に取り組み、校舎建替えの落成式を挙行してまいります。学校給食につきましては、給食費の改定を行いますが、軽減対策を継続することにより、子育ての経済的負担を抑制してまいります。また引き続き衛生管理を徹底して安全第一を基本とし、地元食材もいかした安心でおいしい給食の提供と食育を推進してまいります。高等学校教育について申し上げます。美深高等学校につきましては、通信講座や模擬試験、資格取得をはじめとする学習環境の充実、キャリア育成や部活動の充実など魅力ある学校づくりの取組を進め成果を上げているところであります。美深高等学校教育振興協議会を通じた支援と大学等への進学を支援する奨学金制度を継続してまいります。美深高等養護学校は、道北地域の特別支援教育の中心的な学校であり、この地域に欠かせない大切な学校であります。教育活動の充実が図られるよう、美深高等養護学校協力会を中心として町全体で支える活動を継続してまいります。社会教育の充実について申し上げます。心の豊かさや生きがいづくりに対するニーズの多様化に伴い、子どもから高齢者までのすべての町民が学び、自己を高め、その成果をいかして活躍していくため、社会教育の環境づくりが求められていると考えております。従来から学びの場である文化会館COM100を活用した各種学級や、講座などの学習機会の提供に努めてまいりましたが、引き続き町民のライフスタイルに応じた学習環境の充実と、文化団体やサークル活動の支援を行うとともに、各団体の主体的な活動の推進を図るため次代を担うリーダーの養成に努めてまいります。COM100図書室につきましては、蔵書の充実と利用しやすい環境づくりに努めてまいります。また「美深の子どもは町民みんなで育てる」という意識のもと、全ての教育の出発点である家庭や地域が連携した教育活動、子どもの居場所づくり、青少年育成協議会と連携した見守り活動と青少年の健全育成を推進してまいります。芸術・文化活動の推進について申し上げます。芸術・文化活動を通じて町民が心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、地域での文化活動への参加や優れた芸術・文化に触れ

る機会の提供に努めてまいります。文化協会をはじめとする文化団体への支援により自主的な活動の推進を図るとともに、COM100文化ホール自主事業への支援を継続してまいります。また町民が郷土の歴史に関心を持ち、学び、後世に伝えていけるようまちの歴史資料の収集と保存、展示により歴史や文化の伝承を図ってまいります。スポーツ活動の推進について申し上げます。町民誰もが、スポーツを気軽に楽しめるよう、町民大運動会をはじめとする各種大会の開催や、美深町スポーツ協会など関係団体への活動支援を行うとともに、「総合型地域スポーツクラブ：NPO法人びふかスポーツクラブ」への支援による各種スポーツ教室の振興に努めてまいります。またフリースタイルスキー エアリアル種目を中心とするアスリートの育成強化や冬季スポーツをはじめとする各種大会の誘致・開催、合宿誘致など町内外の関係機関と連携し、スポーツによるまちづくりを推進してまいります。子どもたちの運動能力向上を目指して、「こどもスポーツ未来基金」による支援を継続し、青少年スポーツの振興を図ってまいります。町民が安全で快適にスポーツを楽しむため、活動の拠点である体育施設の必要な補修と適切な維持管理に努めてまいります。新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。幼児教育・保育、学校教育、そして社会教育、芸術・文化、スポーツ活動の推進など、あらゆる教育活動の場面において人と人とのふれあいや交流が必要であり、そのこと自体が財産でもあります。教育行政と関係事業を推進するにあたり、大切な子どもたちをはじめとして、活動に参加するすべての町民等の命と健康を守るために、新型コロナウイルス感染症対策が大変重要であると考えてございます。これまで文部科学省が作成した衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」による地道な感染症対策をはじめ、関係省庁や広域団体による業種別ガイドラインを把握しながら、必要な対策を積極的に講じてまいりましたが、引き続き国や北海道、北海道教育委員会などからの情報収集に努め、町民のご協力を得ながら、万全な対策を進めてまいります。以上、教育行政執行の考え方を申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和3年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（南 和博君） 以上で、令和3年度各会計予算に関する町長の町政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針の説明を終了します。

◎日程第5 予算特別委員会の設置

○議長（南 和博君） 次、日程第5 予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。本定例会に提案されています議案第10号 令和3年度美深町一般会計予算乃至議案第16号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの各会計予算を

議長を除いた全議員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたいと思いますが、そのように決定してご意義ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって議案第10号乃至議案第16号の各会計予算は議長を除く10人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第4項の規定により議席番号1番名取議員から10番齊藤議員までを指名したいと思います。ご意義ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって予算特別委員会の委員は、名取、田中、和田、五十嵐、岩崎、藤原、小口、中野、荒川、齊藤議員の10名に決定しました。ここで暫時休憩します。議長から委員会条例第8条の規定により予算特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び予算審査の日程を決定するようお願ひいたします。再開は概ね11時40分といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時33分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開いたします。諸般の報告をいたします。休憩中に予算特別委員会が開かれ正副委員長の互選並びに予算委員会の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に齊藤委員、副委員長に荒川委員が就任しております。また、予算特別委員会は3月15日、16日の2日間と決定しております。

◎日程第6 議案第6号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第6号 美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第6号 美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。公職選挙法の一部改正に伴い、町村選挙における立候補者負担の軽減及び議員のなり手不足の解消のため、立

候補者の選挙運動費用の一部について、地方公共団体が上限を定めて公費負担できることとされたことに伴って、新たな条例を定めるようとするものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。議案第6号 美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定める。12条からなる条例を定めようとするものでございますが、公費負担とします選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、さらに選挙運動用ポスターの作成に関する規定を定めるものでございまして、第1条が趣旨規定でございます。第2条から第5条までが選挙運動用自動車の使用に関する規定でございます。第2条が公費負担の適用に関する規定を定めるものでございまして、次のページ2ページご覧いただきたいと思います。第3条が公費負担を受けようとする候補者の契約締結の届け出義務、これに関する規定をうたってございます。第4条が公費負担及び支払い手続きに関する規定でございまして、一般運送契約と一般運送以外の契約、2つに区分をいたしまして、一般運送以外の契約では自動車の借入契約、燃料供給契約、そして運転手の雇用に関する契約を規定するものでございます。一般運送契約では1日6万4,500円を限度とするものでございまして、また一般運送契約以外の契約で自動車の借入契約は1日1万5,800円。燃料供給契約は選挙運動の日数、これに7,560円をかけたものが限度額となります。また運転手の雇用契約につきましては、1日1万2,500円を公費負担の限度額とするものでございます。第5条の規定、3ページの中ほどになりますけれども、この規定は一般運送契約と一般運送以外の契約これを重複して適用することができないというその旨を謳った規定でございます。次に第6条から第8条までの規定、これが選挙運動用ビラの作成に関する規定となってございます。第6条が公費負担の適用に関する規定、第7条が届け出義務に関する規定でございまして、第8条が公費負担額及び支払い手続きに関する規定でございます。選挙運動用ビラの1枚あたりの作成単価、7円51銭、これを限度額とするものでございます。なお作成できるビラの種類、枚数については法で定められてございまして、町村長は2種類以内で5千枚。町議会議員につきましては2種類以内、1,600枚までとなってございます。次に3ページの一番下でありますけれども第9条、これから第11条までが選挙運動用ポスターの作成に関する規定でございまして、第9条が公費負担の適用に関する規定でございます。めくっていただきまして4ページの第10条が契約締結の届け出義務に

関する規定でございます。第11条に公費負担額及び支払いに関する規定を定めてございまして、選挙運動用ポスターの枚数及び1枚当たりの作成単価について規定をしてございます。ポスターの作成枚数はポスター掲示場の設置数が限度枚数となりまして、ポスターの作成単価は525円6銭にポスター掲示場の数を乗じまして得た金額、これに50,200円を加えた金額をポスター掲示場で除して得た金額を1枚当たりの限度としますということで、ここに規定してあるわけでありますけれども、本町の現行のポスター掲示場は34カ所でございます。したがいまして1枚あたりの公費負担限度額は只今申し上げました方式で計算しますと2,002円となるものでございます。以上がそれぞれの規定でございまして、第12条が選挙管理委員会への委任規定となってございます。附則は施行期日と適用区分でございまして、条例は公布の日から施行し施行の日以後に告示される選挙から適用となるものでございます。以上、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第6号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ質疑なしと認め質疑を終了します。只今議題となっていきます議案第6号は総務住民常任委員会に付託したいと思います。ご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は総務住民常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第7 議案第7号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第7号 美深町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第7号 美深町国民健康保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の条例改正は、これまで傷病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症の定義は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定められておりましたが、この特措法の改正に伴い、条例の規定を改めるものであります。よろしくご審議いただき、原案決定くださいますようよろしくお願ひ申し上げ提案説明いたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書5ページお開き頂きたいと思います。議案第7号 美深町国民健康保険条例の一部改正について。美深町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料をつけてございますので、1枚めくっていただきまし

て6ページご覧いただきたいと思います。昨年の第2回の定例会で成立いたしました傷病手当金の支給に関する規定でございますが、今回の改正はこの規定の趣旨を改正するものではございません。条例が規定しております新型コロナウイルス感染症の定義に関し、新型インフルエンザ等対策特別措置法を現在引用しておりますけれども、この部分を改めるものでございまして、今回法律改正に伴いまして特措法から新型コロナウイルス感染症に関する特例の規定が削除されてございます。特措法を引用し規定する条文をこれによって改めまして傷病手当金の支給対象とされている新型コロナウイルス感染症の規定を改めて行うものでございます。これまで新型コロナウイルス感染症は政令で暫定的に指定感染症として指定されておりましたけれども、法改正によりましてちょっと長い名前の法律ですけれども、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というこういった法律がございまして、この本則に定義がなされてございます。さらに特措法の附則からは削除をされたということで改正するものでありますけれども、法律に規定されました新型コロナウイルス感染症の定義では傷病手当金の支給対象となるだけではなく、より広く新型コロナウイルス感染症が規定されてございまして、今回の条例改正ではこれまでの規定となるように改めるものでございまして、かっこ書きでいっぱい閉じて書いてありますけれども、新型コロナウイルス感染症をさらにかっこ書きで病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症でということで、かっこでしております。さらにこれを令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限るということで、この規定がこれまで附則で謳われた規定の内容となってございますので、このように改めるということでございます。この条例の施行日でございますけれども、公布の日から施行するというものでございます。以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第7号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第8号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第8号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第8号 美深町介護保険条例の一部改正について提案説明を申し上げます。今回の条例改正は、介護保険法に基づき策定する第8期介護保険事業計画における保険給付費等の見込みにより、第1号被保険者に係る介護保険料を据え置くこととし、適用する年度及び低所得者への軽減の見直しについて、改正を行うものであります。

よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書7ページお開き頂きたいと思います。議案第8号 美深町介護保険条例の一部改正について。美深町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも1枚めくって頂きまして、資料を載せてございますので新旧対照表で説明をしたいと思います。第7条の保険料率の規定の改正となります。第8期の保険料につきましては、引き続き現行の額となりますので期間の改正のみとなり、第7期の計画期間であります30年度から令和2年度までの規定を第8期の計画期間であります令和3年度から令和5年度までと改めるものでございます。なお、第3項から第5項には令和2年度において第1段階から第3段階における保険料軽減のための減額賦課の規定がございましたが、この規定については削除となるということでございます。附則は、施行期日と適用に関する経過措置でございまして、令和3年4月1日から施行し、令和3年度以降の年度分の保険料に適用するものでございます。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第8号の説明を終了します。ここで暫時休憩します。再開は概ね13時、午後1時といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（南 和博君） 休憩を解き、会議を再開します。

◎日程第9 議案第2号乃至議案第5号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）乃至議案第5号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を一括して議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第2号から議案第5号で提出しております一般会計及び3特別会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小、事業が変更となった各種事業の経費や補助金、交付金、委託料、旅費などについて減額して整理いたし

ます。また同じくコロナの影響を受けて減収となった林業保養センターについては、減収負担分を追加いたします。このほか、事業量の確定、ふるさと納税の増加に伴う経費の追加と寄附金の積み立て、職員の人件費など年度末に向けて歳出を整理するものであります。歳入につきましては、ただいま申し上げました歳出予算に係る特定財源などについて整理し、これらの収支の状況から予定していた財政調整基金の繰り入れを全額取りやめるよう措置いたします。令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のうち、年度内の完了が困難となった車両購入2事業のほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、令和3年度に繰越して実施するものとして、第2表のとおり繰越明許費として定めるものでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。また債務負担行為につきましては、第3表の通り2件を追加しております。さらに町債では、第4表の通り事業費の確定に合わせて過疎債2件の借入額の変更を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる地方揮発油譲与税及び地方消費税交付金の減収見込みを補てんする減収補てん債を追加いたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。以上によりまして一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ1,884万5千円を減額して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ61億2,311万円となるものであります。次に議案第3号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出では国民健康保険システムの改修に伴う負担金の追加、歳入ではこれに伴う財源について整理をして補正するものでございます。これによりまして、国民健康保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ2万8千円を追加して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ6億534万6千円となるものであります。次に、議案第4号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算(第4号)について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、居宅サービスや施設サービス、地域密着型介護サービスなど、サービス給付費の増減見込みと、これに伴う財源について整理して補正するものでございます。これによりまして、介護保険特別会計補正額は、歳入・歳出それぞれ1,078万円を減額して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ5億7,171万8千円となるものでございます。最後に議案第5号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。今回の補正予算につきまして、下水道事業債の利率確定に伴い、償還元金を追加し、償還利子を減額いたします。歳入では、財源調整として一般会計繰入金を減額するものであります。これによりまして、下水道事業特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ16万7千円を減額し、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ2億3,807万9千円となるものであります。以上、一般会計及び3特別会計の提案説明といたします。よろしくご審

議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでははじめに、議案第2号の説明をいたします。議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）。令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 別冊配布の議案第3号の説明をいたします。議案第3号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） それでは議案第4号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第4号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）。令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第5号をご覧ください。議案第5号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第2号乃至議案第5号の説明を終了します。

◎日程第10 議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明を申し上げます。この制度については、美深町内に働く勤労者の福祉の向上と定着を図るため、北海道労働金庫の運用原資として預託をし、勤労者の福祉資金として貸し付けを行うものでありまして、令和3年度に預託する金額及び融資限度額を

定めようとするものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書、最終ページになります9ページお開き頂きたいと思います。議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく預託金及び融資限度額を令和3年4月1日から次の通りとする。1 預託金500万円、2 預託金融機関 北海道労働金庫名寄支店、3 融資限度額 750万円。以上とするものでございます。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第9号に関し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第9号について採決します。議案第9号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第9号は可決されました。

◎日程第11 報告第1号 委員会報告 令和2年度議会広報特別委員会報告

○議長（南 和博君） 次、日程第11 報告第1号 令和2年度議会広報特別委員会報告ですが、本件はお手元に配布の報告書で調査終了、報告済みといたします。

◎日程第12 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第12 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。議案調査、一般質問調整等のため3日から10日までの8日間を休会にしたいと思いますが、そのように決定してご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって3日から10日までの8日間を休会とすることに決定しました。以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉

じます。本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

散会 午後 2 時 20 分

令和3年第1回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和3年3月11日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）
- 第 4 議案第3号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第4号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第5号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 報告第2号 委員会報告 産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第 8 休会日の決定

◎出席議員（10名）

1番	名取明美君	2番	田中真奈美君
3番	和田健君	5番	岩崎泰好君
6番	藤原芳幸君	7番	小口英治君
8番	中野勇治君	9番	荒川賢一君
10番	齊藤和信君	11番	南和博君

◎欠席議員（1名）

4番 五十嵐庄作君

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君

保健福祉グループ主幹 小野 勇二君 農業グループ主幹 桜木 健一君
建設林務グループ主幹 竹田 哲君 水道住宅グループ主幹 町屋 英雄君

◎教育委員会

教育長 草野 孝治君 教育次長 望月 清貴君
教育グループ主幹 大堀 裕康君 教育グループ主幹 和田 政則君

◎農業委員会

農業委員会会长 藤本 博君 事務局長 山崎 義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本 守君 事務局長 玉置 一広君

◎議会事務局

事務局長 玉置 一広君 事務局副主幹 服部 満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。本日、五十嵐議員から欠席の申し出があり、それを受理しております。只今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。今期定期会の一般質問通告について申し上げます。一般質問の通告者は、名取議員、他4名です。次に、追加議案については議会側提出のもので委員会報告1件です。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第2 一般質問を行います。一般質問の通告者は5人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

1番 名取議員。

○1番（名取明美君） コロナの影響が大きく、安心して暮らせる日々が来ることを願うところであります。一般質問に入ります。項目 社会福祉。件名 ワクチン接種後の高齢者における新しい生活様式について。質問の要旨 新型コロナウイルス感染症の問題が発生してから1年が過ぎましたが、その影響は大きく、町民の健康状態を悪化させている懸念があります。2020年4月に日本老年学的評価研究（JAGES）が発行した「新型コロナウイルス感染症流行下での高齢者の生活への示唆」の中で、「新型コロナウイルス感染症対策が長期化し、外出や交流を控えることが認知症の発症や要介護のリスクの増大に影響を与える。このままの状況が続けば介護認定者は3年後には倍増する」と言われています。美深町の高齢者においても同様に、外出自粛によりこの1年でフレイルが進行している方もいらっしゃいます。昨年と比べ高齢者の運動能力は衰え、コミュニケーションが取れず、笑いも少なくなり心の不安も高まっています。今後、このままの状態が続くと介護認定者の増加が心配されます。コロナ対策の切り札として、4月からワクチン接種が始まる予定です。現在行政よりフレイル予防動画が配信され、自宅での運動としては効果的であります。各自治会には、次亜塩素酸除菌脱臭機も配置され、地域の活動環境は整って

おり、町の体育館・学校施設等でのサークルなども感染予防しながら徐々に活動が始まっています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策は、まだ継続しなければならないため、難しい状況下にあります。現在の新しい生活様式は「命を守るために注意しなければならない日常生活」だと思いますが、これから新しい生活様式は「感染対策しながら、何ができるのか、どうしたらできるのか」の構築だと考えます。ワクチン接種が始まっていますが、以前の日常生活に戻ることは難しいかもしれません。しかし、命を守るだけでなく感染予防をしながら健康維持のための社会参加、コミュニケーションと笑える環境づくりが必要であると考えますが、以下の点について町長に伺います。1 新型コロナウイルス感染症対策が長期化し、高齢者の健康状態が悪化することが心配されます。この状況をどのように考えているのか。2 外出自粛の中、運動能力低下、交流減少、心の不安の高まりなど様々な問題が表面化しており、今後、介護認定の増大が懸念されます。この状況をどのように考えているのか。3 ワクチン接種後、高齢者の命と健康維持のための活動環境づくりは、行政とボランティアと地域がより一層協力していかなければならないと思うが、命と活動環境づくりの両立についてどのように考えているのか。お願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、名取議員の方からワクチン接種後の高齢者に対する新しい生活様式のご質問をいただいたところでございます。まず、1つ目の関係でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対策が長期化し、高齢者の健康状態が悪化することが心配されているわけであります。この状況をどのように考えているのかという質問でありますけれども、昨年の2月に北海道の緊急事態宣言が発出されてから、かれこれ1年が経つわけであります。これまで長期にわたってマスク着用や手洗いの徹底のほか、新しい生活様式の取り組みや外出の自粛、施設の利用制限など町の行っている感染予防対策の対応により、町民の皆様には大変なご不便をおかけしていると感じているわけであります。幸いにも当町では感染者の確認はされず現在の生活が維持できていることは、町民の皆様が予防対策に取り組んでいただきましたご努力の賜物と感じて感謝を申し上げているところであります。この間、高齢者の健康状態の悪化が心配されるわけでありますけれども、2月下旬には町の地域包括支援センターの職員により介護保険認定等を受けていない80歳以上の独居の高齢者の方々、76名ほどありましたけれども民生委員と連携をしながら防災情報端末機による健康状態の確認を行ったところでございます。そのうち健康状態は良好という回答を42名ほど、変わらないという方が26名ほど、不良であるという方が3名ほどの状態を確認してきたところであります。確認できなかったものもいるわけでありますけれども、5人ほどということでございます。コロナ禍で個々に健康に気をつけながら

ら運動したり、定期的な外出をしたり、また人との交流も感染予防しながら継続できている方が多いと感じているところでもあるわけあります。しかしながら外出が少なく人の交流も少ないとの方も数名おりますので、今後も心配な状態である方に対しては、継続して健康状態や生活の状況を確認し、要介護状態にならないよう支援して参りたいと考えているわけでございます。2つ目の関係でありますけれども、外出自粛の中の運動能力低下、交流減少、さらには心の不安の高まりなど様々でありますけれども、この状況に対して今後介護認定の増大が懸念される状況をどのように考えているのかということでございますけれども、ご質問にある通り、今後外出自粛による要介護の増加等の心配については懸念されるものの、当町の場合、現在300人余りの要介護認定者がおりますが、これが3年で倍増するというふうには考えておらないわけであります。また第8期の介護保険事業計画で推計している認定者数の見込みでは、今後3年間で約2%程度上昇いたしますけれども、その後は減少傾向に転じると見込んでいる状況でございます。この見込み人数により認定者数を少しでも少なくできるよう、先ほどの答弁のとおり、健康状態等の確認を行い、心配な状態の方には早期に介入を行いながら要介護状態にならないよう支援をしてまいりたいと考えているわけであります。次に、ワクチン接種後の命と活動環境づくりの両立についての考え方でありますけれども、ご質問の通り新型コロナワクチン接種については、副作用といいますか、副反応等が心配されているわけで、接種するかどうか迷っている方もいるというように考えているわけであります。今後ワクチン接種が開始され、高齢者の接種率や地域の感染状況などを踏まえながら、感染拡大防止策を検討し、感染予防対策を当面継続していく必要があると考えているわけであります。今後の高齢者の命と、健康維持のための活動環境づくりについてですが、以前のご質問でも答弁を申し上げてきたところでありますけれども、昨年6月の緊急事態宣言の解除後は、介護予防教室や地域サロン等については感染予防対策を講じながら、一部縮小はしていますものの開催をしているところであります。これらの活動状況については、継続して参りたいと思っているわけでありますけれども、今回の電話確認でも、サロンや趣味等のサークルに参加することが人との交流や定期的な運動の機会となり、健康維持を確認されている方が多くみられているわけであります。従いまして、感染予防対策を行い、ボランティアの協力を得ながら地域サロン等を継続していくことが高齢者の健康維持に必要なことであると考えているわけであります。さらに、今後も高齢者の健康維持の確認等を行いながら、現在、実施している体操動画の配信など必要な対策を講じて参りたいと考えております。最後になりますけれども、今後、早期のワクチン接種を目指しておりますけれども、ワクチンの配分が遅れる可能性があるわけであります。町民全員に行き渡るにはどれだけの時間がかかるのか、

どれだけの町民が受けられるのか、現時点では不透明であるわけであります。また感染しないことが確約されるものではありませんので、今後も新しい生活様式の継続が必要と考えているわけであります。新型コロナウイルス感染症による町民生活や経済活動に対する影響を最小限にするためにも引き続き感染予防対策のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げて質問に対する答弁としたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 高齢者の様々な問題が表面化しております。具体的にはコロナ禍の中で1年が過ぎ、自治会のサロンの中で高齢者の足元のふらつきが顕著に見られ、まず会場の中を歩くことから始めた、あまりにも体力が落ちていることにびっくりしたとボランティアの方が言っておられました。またある自治会では、昨年よりも足腰が弱っていると感じている方がほとんどでした。外出自粛により人とのコミュニケーションがとれず、笑いも少なくなり心の不安が高まっています。この1年間、娘・息子ともお正月さえ帰ってこない、孫の顔も見れずに寂しい、寂しい、兎に角寂しいという声を聞きました。兎に角どこかに行きたい。人と会話がしたいという声も聞きました。私自身も外出自粛の中、足腰の衰えを感じており寂しい思いもしております。町長も体の衰えを感じていませんか。町民の健康状態の悪化を目にしたことはありませんか。いかがですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 足腰が弱っている、さらに人との会話が減っているとこう訴えられたわけであります。そして私自身もいかがなものかということのお話がありました。私自身も高齢化が、だいぶ歳でありますから、弱ってきてているな。コロナ禍ばかりではないのでありますけれども、そういう面もあるなと見ておりわけであります。ただ、私自身はなるべく外に出るように気を付けて会話もするようにしているわけでありますので、ご理解を願いたい。また町民が非常に弱っている。人の会話をしたい声等々もこれは非常にわかるわけであります、委員がおっしゃる通りだなと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 町長は感染予防で忙しい中、細かくは目を配れないかもしれません、私の方には耳に入ってきております。この1年間で美深町においてもフレイルが進行しているといっても過言ではありません。今までの私はフレイル予防をいってきました。厚生労働省の基準によりますと体力の減少、気持ちの落ち込み、外出自粛により社会参加の低下をフレイルとするならば、まさに現状はフレイル状態です。つまり高齢者の足腰が弱まり、コミュニケーションが取れない中で、心の不安が高まりこのままの状態が続くと介護認定者が3年後には、約2倍のリスクになると日本老年学的評価研究で言われており

ます。インターネットを見ますと、沢山のフレイル体操動画が流れております。どれをしたらいいのか。どの部分に効くのか。どれくらいの時間をすればいいのか様々です。迷ってしまいます。美深町で作成されたフレイル予防動画は、運動の目的、どの部分に効くのか、無理をさせずに短い時間でまとめられており、明確でわかりやすくやりやすいと評価できます。マスクと消毒、手洗いは基本であることには変わりありません。各自治会にも次亜塩素酸除菌脱臭機も配置され活動環境が整っています。サークルにおいても感染予防をしながら徐々に行われてきました。町の行事も平和祈念式典、花火の打ち上げ、ファーマーズマーケット、マラソン大会、町民芸能発表会、成人式、エアリアルなど開催されました。今年度はコロナ禍の中、厳しい状況ではありましたが、これだけの行事が感染予防をしながら開催されました。何ができるのか、どうやったらできるのかを検討し今年はさらに進めていく計画はあるのか町長にお伺いいたします。お願ひいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） フレイルから入りまして、フレイルという言葉も新しい言葉でありましたけれども、私自身もフレイルということを理解しながら、その中であって先ほどお話のありました、町が作成した動画等についても一定の評価を議員から頂いているなど、ありがたいことだなと思っているわけであります。そして今またどうしたら色々な行事がやれるかということであります。従いまして昨年は多くの行事を中止して非常に町民に迷惑をかけたというか、出られない、自粛をさせたと思っているわけで、今年はなるべくやり方を工夫しながらやる方向で努力をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 話は変わりますが、3月31日に頼りにしていた瀬尾医院が廃院となります。心のよりどころがなくなったような気持ちです。ところが、こういう話を聞きました。先ほど町長も言われておりましたが、80歳以上の高齢者に行政から電話がかかってきました。優しく丁寧な状況把握と相談受付を目的とした電話だったそうです。その高齢者は1年のコロナ禍の中で最も楽しく、感動と感謝の気持ちを持つことができ、美深町に住んでいて本当によかったですと言っておられました。やっぱり役場は一番の頼りだと最後に言っておられました。その話を聞き、温かく優しい行政の配慮は高齢者にとって非常に大きな行政の役割と痛感いたしました。このような電話支援を内容、回数などパワーアップする計画はありますか。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、名取議員の方から80歳以上の方への電話をかけた部分についての1つの褒めをいただいたところでほっとしているわけでありますけれども、これ

らのことがなるべく沢山できるように、それぞれの担当も業務を持っておりますので中々大変でありますけれども、しかしながら役場が頼りだという声もあるわけでありますから、そうしたことも気を付けて一生懸命努力していきたいと思いますので担当を含めて可愛がってほしいなと思っているわけであります。よろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） これだけ町民の反響は大きいので、今後の高齢者福祉の中にボランティアなどを活用した電話支援も考えてはいかがでしょうか。町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ボランティアによる具体的な電話支援という話がございました。これらをやるにしろ、どうするか検討するにしろ、いずれにしてもボランティアの皆様方それぞれの団体と協議していかなければならないことではありますので、これは協議させていただきたいと思っているわけであります。努力して参りたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 電話支援は感染予防とコミュニケーションを図る手段として非常にいいと思います。コミュニケーションを取り、笑いを持つことが免疫力の向上に繋がると思います。是非、この素晴らしい行政のシステムをパワーアップし継続していただきたい。次に社会参加についてですが、現在示されている新しい生活様式になったのは高齢者が感染すると死に至る危険性が高かったので高齢者に外出自粛を求め、我慢の生活を送ることになりました。つまり社会参加の減少に繋がりました。この状況が長期化し、要介護リスクを増大させている可能性があります。この状況を何とかしなければなりません。社会参加の減少が介護認定の増加の1つの原因だと言われております。これを回復するはどうしたらいいのか、町長にお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 新しい生活様式、言ってみれば新しい社会参加のあり方等でありますけれども、これら積極的に社会参加することによって介護認定者も増えていかない、そういうことだと思います。ただ社会参加と言葉では非常に簡単に言い切るわけでありますけれども、中々どうしたらいいかということについては非常に難しいそれぞの組織体そしてそれぞれの人間の感じ方があるわけでありますから、それは考えていかなければならぬ。しかしながら新しい生活様式が求められている。そして新しい生活様式の時代を迎えているという考え方でありますから、従来の考え方を捨ててやっぱり少しでも外へ出る、ボランティアの皆様方にお世話をされるわけでありますけれども、そういうことも心掛けていくように1つの機運行政からまず取り組んでいかなければならぬなと思ってい

るわけでありますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） フレイル体操による自宅での運動、電話支援による心のケア、地域、ボランティア、行政による社会参加の構築により社会参加、コミュニケーションと笑える環境づくりが形づけられます。先ほど町長が言っていました通り、中には外出自粛が恐ろしいものとして感じている方もいらっしゃいます。中々活動の場に出できません。イベントを開いたとしても参加者を集めることが難しい状況であることには間違いありません。しかし、地域・ボランティアさらに行行政の協力により少しずつ参加者を増やしていくように働きかけをしなくてはならないと思います。感染予防を十分配慮した行事であることを広報し参加者を増やしていくことが必要です。イベントをすれば社会参加の環境が整うわけではなく、行政とボランティアと地域がより一層協力していかなければならぬと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、名取議員から求められているというか、答弁を求められていると非常にわかる話ではあります、それぞれ行政とボランティア、さらにはそれぞれの団体、言ってみれば社会福祉協議会、自治会等々があるわけでありますけれども、そういう皆様方と非常に今の自粛のあり方、自粛と一言で言っているのですけれども、どうもやっぱり自粛となれば恐ろしいものだというような考え方方が強いのかなと思っております。しかし同じ自粛しながらでも対策を取りながらでありますけれども、どうやって外に出るか、運動するか、そういうところに先ほども申しましたけれども、やっぱりその辺のことをどうやって機運を作っていくか、機運づくりからやっぱり取り組んでいかなければならぬと思っているわけでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） ワクチン接種後においても以前のような参加者の多いイベントは中々難しいと思います。これを踏まえてこれから的生活様式を構築していってほしいと思います。命と活動環境づくりの両立をしていかなければならないと思います。最近、話題の1つに渋沢栄一さんがあります。新しい1万円札の肖像画に渋沢栄一さんが決定しております。渋沢栄一は、日本資本主義の父と言われた人です。大河ドラマでも2月より放送されています。代表作は論語とそろばんです。この論語とそろばんには、企業経営には利益追求と社会貢献、この相反する利害関係のバランスをとらなければ事業は発展継続しないと説いたものだそうです。大変難しいこととは思いますが、とても大切な考え方だと感じます。偉大なる渋沢栄一のお考えのように上手くいけばいいのですが、大変難しいこと

とは思いますが、しかしワクチン接種後の新しい生活様式にはこのお考えの精神を必要としていると思います。今回の私の施策は、今までの新しい生活様式である感染予防と社会参加プラスコミュニケーションと笑える環境づくりを構築していかなければ高齢者を守ることができません。安心して暮らせる日々が来ることを願うところであります。これが最後の質問となります。高齢者の介護認定の増加に対する町長のお考えをお聞かせください。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） あの最後の方から申しますけれども、先ほど申しましたように冒頭介護認定者が倍増するのではないかという話もありましたけれども、しかしながら第8次の計画、これから議会が終わりましたら製本化して皆様に届けたいと思っておりますけれども、その中にも2%、約2%程度ぐらいの増加、将来的には高齢者というものが減っていくという形にわが町としてはなるのではないのかな。残念ながら人口減少社会でありますから、子どもらとか生産人口といわれる15歳以上ですか。65歳。こういう部分については減っていくのですけれども、高齢者の部分については増えていかないという状況でありますので、その上で2%ぐらいは増える可能性があるのですけれども、という状況でありますのでご理解をいただきたい。それと先ほど言われました日本の経済の父と言われる渋沢栄一の話が非常に話題を呼んでいますのでありますけれども、私も古い人間でありますから、そういうものに非常に興味を持って見ているような状況でございます。ただその経済の話になれば、やっぱり経済は経済、そして働くものは働くものと色々な考え方があるものですから、1つの形としては資本主義の形といいますか、というものは1つの形としては見ているわけであります。読み書きそろばんと言われる時代の人かなと思いますけれども、いってみればそろばんのはじき方は色々なはじき方があるなと見させていただいているところであります。

○1番（名取明美君） これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 1番名取議員の質問は以上で終わります。

続いて6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） 6番 藤原。一般質問させていただきます。項目は 教育。件名は新校舎完成で新たな段階へ踏み出す山村留学の展望についてであります。質問の要旨を申し上げます。仁宇布小中学校の存続を願い始まった山村留学であります。新年度からは新たな校舎での山村留学が始まります。山村留学については、美深の特色ある教育の1つと位置づけして、環境の変化に合わせながら現在に至っているものであります。仁宇布の学校は山村留学を導入している他校と比較しても実績も支援も充実したものであると考えております。また校舎の耐震化問題は建替えにより解消するとともに新しい校舎は町

産材で建設され、大規模木造建築物では国内初となります「SGEC(エスジェック)プロジェクトCOC認証」を取得する予定になっております。こうした中、令和3年度の教育執行方針では山村留学には触れておりませんが、第6次総合計画では各学校の創意工夫をいかした魅力ある学習活動を進め、地域の自然や産業、人材をいかした地域ならではの特色ある教育を推進するとしております。これを機に、山村留学を美深の特色ある教育として更に魅力あるものとし、「山村留学の里」として飛躍できるよう新たな施策を具体的に着実に進めていく必要があると考えますが、教育長に考え方を伺うものであります。質問の1つ目として、SGECプロジェクトCOC認証は、森林の町である美深町としてふさわしい森林認証制度と考えるわけでありますが、この教育的資源を教育の場でどのように活用していくのか。またこの制度取得により林業や建築に関わる様々な場面で取り上げられることが予想されますが、山村留学の学校としてPRすることに活用すべきではないかと思います。次に仁宇布での山村留学により子どもたちは大きく成長をとげ、その教育的価値は非常に大きく今の時代に必要な場になっていると考えておりますが、その実態を世間一般ではあまり知られていないのではないかと思うわけであります。この教育活動をより幅広く知ってもらうために、近年実績のあがってきている「ふるさと納税制度」の指定事業に山村留学を加え、全国的にこの教育活動を紹介し、理解を得る取組をしながら山村留学に関わる財源確保と支援の充実に役立てるべきではないかと考えます。次、3番目ですが、今後も山村留学をより安定した形で継続していくには、これまで以上に多くの町民の理解を得ることが大前提だと思うわけですが、新校舎の完成時期に合わせ、山村留学で巣立った人たちの声を紹介するような取り組みは考えられないものか。また山村留学に関わる支援についてどのような支援の在り方が望ましいと考えているのかを伺います。最後に教育長は前回の定例会において、まず学校の改築そして新年度は学校の外構工事、そして山村留学を軌道に乗せ、次のステップとして特認校制度の研究・導入等を進めていく旨の考えを述べておりましたが、第6次総合計画の期間内で山村留学の推進をどのように進めていくのか考え方を伺うものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 藤原議員から山村留学に関して4点にわたりご質問をいただきましたが、冒頭藤原議員から教育行政執行方針で、山村留学に触れられていないとのご指摘がございましたが、令和3年度教育行政執行方針の中で英語教育や山村留学など特色ある学校教育に取り組むとし、第6次総合計画において推進していく旨、ご説明を申し上げたところです。説明が不十分とのご指摘があれば大変申し訳ございませんでした。はじめにSGECプロジェクトCOC認証を活用したPRについてのご質問でございますが、仁宇布

小中学校校舎の建替え、プロジェクト認証の取得に合わせ、北海道上川総合振興局北部森林室の協力を得て、仁宇布小中学校の全児童生徒を対象に木育体験学習を実施し、森林資源の大切さの理解とともに森林から木が伐採されて、建築資材となって新校舎で使用されるまでの一連の工程を学んできたところでございます。また美深小学校や美深中学校においても毎年森林教室や林業体験を実施しており、森林散策や枝打ち体験を通して人と森との関りや林業・林産業について学んでおります。このように本町の各小中学校において森林資源を活用した教育への取組や森林に親しむ授業に児童生徒は参加しており、今後も継続して参ります。次にSGECプロジェクトC o C認証の取得は、大規模な木造建築物としては、国内初と伺っています。本日の産業教育常任委員会の所管調査報告で校舎の特性を環境教育の教材として活用し、山村留学のPRにも役立てるよう望むとのまとめを受け止めているところでございます。認証取得の協議を進める当初からですね、町の林政部局と連携したPRへの活用を考えておりましたので、林業の振興と一体となって、仁宇布小中学校、山村留学の全国PRに活用して参ります。既に林業団体、建設会社のほか、北部の町村長、教育関係者、議会の所管事務調査など11団体200人以上の視察者が仁宇布小中学校の建築現場を視察に訪れています。また町林政部局を通じ北海道林務部やSGECの認証団体であるSGSジャパンにおいてのパンフレットなどを活用して全国的にPRしていく計画になっているほか、SGSジャパンのホームページにも掲載の予定と伺っているところでございます。次に、山村留学の教育的価値の紹介と財源確保のご質問ですが、山村留学には様々な課題を抱えて仁宇布の地に来られる方もいるのも事実です。本人の努力に加えて、友達や先生方そして何よりも地域の皆様に支えられ短期間の山村留学でも大きな成長を見ることができます。地域の子どもたちの重要な教育機関であるとともに、特に山村留学を通じて大自然の中で伸び伸びと学びたい子どもたち、さらには現代社会の中で様々な思いや悩み課題を抱えた子どもたちが学びなおし、育ちなおしなど再スタートをきり、生き生きと学べる価値ある学校として大きな役割を果たしてございます。山村留学を修了された方々の声やSGEC認証取得、地域一体となった特色ある教育と合わせて、引き続きPR活動を取り組んでまいります。次にふるさと納税制度の指定事業に山村留学を加えて、財源確保と支援の充実に役立てるべき、とのご質問ですが、全国的に山村留学、仁宇布小中学校の教育活動を紹介して幅広く知ってもらうこと、理解してもらうことはふるさと納税に限らず大切なことだと考えてございます。ご承知のとおり、ふるさと納税制度を活用して積み立てている美深町まちづくり応援基金につきましては、指定事業として5つの事業が基金条例で定められて規定されており、寄附者の意向に沿って事務事業に充てることとしています。この中の1つに、未来を担う子どもたちを応援する事業があり、多くの方々

から寄附金を頂戴しているところでございます。これを指定して頂いた寄附金については、山村留学に関する事業を含めて、子どもたちを応援する事業に、学校関係含めた財源として充てられているようになっておりますので、改めて指定事業項目を増やさなくても、現状で対応できていることをご承知いただければなというふうに思います。次に山村留学を修了された方々の声の紹介と今後の支援の在り方についてのご質問ですが、山村留学を修了された方々の声につきましては、平成29年度に実施した修了生のアンケート調査にお寄せいただいた声をまとめて、一部でございますけれどもホームページに掲載して紹介しているところでございます。今後も山村留学を修了された方々、地域の皆様、そして学校の協力を得ながらホームページをはじめ、パンフレットに修了生の声、充実に努めて参りたいと思いますのでご理解をよろしくお願いしたいと思います。また山村留学に対する今後の支援の在り方についてですが、ご承知のとおり、仁宇布小中学校の山村留学は地域住民の手で協議が進められ、地域と学校が密接に連携して山村留学制度推進協議会を立ち上げ、町そして教育委員会はこれまで出来る限りの支援を行ってきたものでございます。平成28年度に設置した町内各団体の代表者による仁宇布小中学校の在り方に関する懇談会や、平成30年3月に出された山村留学に関する調査特別委員会報告書で、山村留学に対する多額の財政補助による美深小学校、美深中学校保護者の不公平感情がある旨の報告を受け、山村留学についてさらに理解をいただくため周知拡大するとともに、助成制度の見直しに着手したところでございます。今後の受け入れ体制につきましては、親子住宅とホスターホームによる居住の場、住環境の整備確保に継続して参るとともに、管理経費への負担をはじめ、留学生の帰省や募集に係る経費を継続して支援して参りますが、毎月の生活扶助、生活費支援助成金の現金給付は見直しをし、協議会による留学生の確保やPR活動、留学に伴う必要な下支えとなる支援策について北海道内の他の山村留学実施自治体の支援状況等も踏まえながら関係者と現在協議を進めているところでございます。

最後に、第6次総合計画期間内の山村留学推進の考え方についてのご質問でございますが、第5次総合計画から進めた学校の改築は令和3年度で終了し、ようやく安全安心な学習環境が整うと考えてございます。第6次総合計画においても引き続き山村留学による教育の場の提供を推進していく考えには変わりはございません。仁宇布小中学校では小中併設校、少人数の特性を生かし児童生徒の個性に応じた指導を行うとともに小学1年生から専科教育、専門の免許を持った、教科の免許を持った中学校の先生相互相容れして専科教育を実施するなど特色ある教育に取り組み魅力ある学校づくりを継続し、協議会が推進する児童確保対策を教育委員会としても支援していく考えであります。以上、答弁といたします。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○ 6 番（藤原芳幸君） それでは今、教育長の答弁をいただきましたので一つずつ改めて伺いたいと思います。まず森林認証の部分であります、今は教育長から言われた通り沢山の視察も当然随分きているという中で、今後も本当に期待の持てる部分ではあるのかなと思いますが、まず森林認証の中で認定となれば色々な形でリーフレット等を作りながらの紹介ということも多分できるとは思うのですけれども、そういった中にこの学校が山村留学としてそういった木育教育も行うそういうことも実践できる学校ということを是非取り上げていく機会になるのではないのかなと思っております。森林認証システムのことに関しましては、ここでは割愛しますけれども、国内初のもし認証となればここで山村留学、全国から集まった子どもたちが森林を含めて学んでいる学校ということをいきますと、先ほど教育の中で既に取り入れてやっている部分ということをご紹介ありましたけれども、まず森と人の生活というのは、これは切り離せないと私は考えております。森が人の生活ができる環境をつくり、人がその森で出てくる木材を利用し、そして森を守り育てる。この循環自然保護や循環型社会の考え方というのは、今日の気候変動や温暖化によると思われるこういった異常気象などをみると、これからの人類にとって学ぶべき教育的価値が益々高まっているのではないかと感じる。本当にもう大きな意味でも凄い教育になるのではないかなと思っているわけです。教育に、森や木、人と自然と組み合わせて、そしてこれは仁宇布だけではありません。美深町全体として特徴的な教育として確立していくのかどうか。そして昨年開講しました、北の森づくり専門学院といったところと連携しながらですね、子どもたちに今までと違ったような視点、考え方を事業に取り入れていくということは美深としては非常に可能性のある環境にあると思いますが、そこについて再度教育長に伺います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） SGECの関連について、藤原議員から再度質問を受けたわけでございます。ご承知かと思いますけれども仁宇布、アイヌ語で森林という意味と言われてございます。まさにその地域で地元産の原材料といいますか、地元産材で新しく建てられた仁宇布の校舎、これを山村留学のPRと合わせて進めていくということについては、当然当初よりそのように考えていたものでございます。森と人または循環、そういったものも含めて教育現場、学校の教育課程もございますけれども、その辺につきましては学校と協議しながらどういった形にできるか、またそれ以外にも色々な団体と連携して推進していくことが可能かなというように考えているものでございます。北の森づくり専門学院等含めて教育委員会だけではこの部分進めていけない部分もあります。町の林政部局とも連携を図りながら推進して参りたいと思いますので、議員さんからも1つご指導の方をよろ

しくお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今までの枠の中の考えでいきますと、当然できることできないことというのが、範囲が限定されてくると思いますけれども、そういう枠に捉われず可能性のあるものを是非追いかけていっていただいて、少しでも実現して頂ければ非常に将来展望が持てるのかなと感じますので、是非その辺を実践していただきたいなと思います。そこで美深町の今回は地元木材を使ってあれだけの校舎を建設できたわけでありますから、そういった資源が非常に豊富なわけあります。それでちょっと他町の他自治体の例としてちょっと面白い取り組みがありまして、同じ上川管内の当麻町でありますけれども、当麻町は小学校6年生、中学校に入る前に町産材を使って自分専用の勉強机を制作して中学校に入学するときにそれを持って入るそうです。そして自分の机を3年間中学校で使い、卒業の時にはその思い出と一緒に持ち帰るという取り組みをここ数年前からしているようあります。詳しいことは、今の時代ですからいくらでも調べることはできますけれども、非常にこれは面白い取り組みといいますか、本当に直接木育の1つとしては非常に良い例といいますか、参考になるなと思ったわけであります。美深町は同じことというわけではなくて、学校を作って町産材を使って終わりではなくて、何か継続できるようなそういう取組の1つとして参考にできるのではないのかなというふうに思っております。教育長ならひょっとしたら良いアイディアが浮かぶのではないかと思うのですけれども、どうですかこういう取り組み。何か参考になるような部分があると思うのですが、今すぐ即答というのは無理でしょうけれども、何かその町産材を使ったような具体的な取り組みというところに繋げていけないものでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 当麻町の話題については担当の方からそういったことがあるということでお話いただいてございます。また木育の関係、体験の関係では町内の望みの森を育てる会、あと北部森林室さんと中心となって森林浴の集いの中で色々といった実体験、学習もされているということで聞いているところでございます。地元産使って何か、ちょっと言いにくいのですけれども、私が思うには手作りのカヌーがすぐできるかなと、そういうことも考えられますけれども、過去にそういうふるさと親子教室ですね。そういう制作を行ったこともありますけれども、中々そういう短時間でできないというこういったこともあります。藤原議員からも色々アイディア頂いておりますので、それらを今後関係者、町部局も含めて学校全体でご相談しながら進めていければなと思っていますのでご指導よろしくお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それではふるさと納税について伺います。ふるさと納税でありますけれども、昨年の1月に総務住民常任委員会の所管事務調査の中で、これ当時はまだ学校建設がこれからという時期ではありましたけれども、仁宇布のその取り組み等を知ってもらい応援できるような形で利用できないかという旨の内容をちょうど1年前の3月の第1回定例議会で報告しているところであります。その時はふるさと納税は返礼品目的の買い物感覚での利用が多いのではないかという調査結果がありました。ただ中には事業の内容に賛同してくれ寄附をしてくれる方もいらっしゃるということであります。民間では事業を絞り込んだ中でクラウドファンディング等で資金を募って成功している例も見受けますけれども、山村留学というものはそういった可能性を十分に秘めているものの1つではないかと思います。町政執行方針の中で、ふるさと納税に関しては本町のPRを最大限利用しつつ全国の方に寄附という形で広くまちづくりに参画していただけるよう関係する事業者とも連携を取りながら町の資源や特色を活かした事業展開を図るという町の考えとこれは十分合致しているのではないかと思います。これは是非とも当時は総務課でありますけれども担当課と協議していただきたいなと思うのですけれども、教育委員会としては非PRの場も含めて利用していくけるよう前向きに考えていただきたいなという部分ではあるのですけれどもお答えをいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） ふるさと納税でございますね。藤原議員から再質問ございました。実際、ふるさと納税された方の前年等のコメントを見ますと、年に1人、2人ほど山村留学に役立てて下さいといったコメントが確認できました。本当にここで得た沢山の学び、生きる喜びを多くの人に伝えていきたいと修了生のコメントも載っているところでございます。先ほど申し上げましたけれども、条例に基づいて5項目規定されているということでご理解いただいているかなと思うのですけれども、の中でも未来を担う子どもたちを応援する事業、こういった部分に山村留学制度の支援が入ってくるかなと思います。それでふるさと納税、まちづくり応援基金については町の方の財政、総務の方の所管でございます。ホームページ等では未来を担う子どもたちを応援する事業ということで、それぞれ何に充てるというようなことも掲載されていないわけではございません。山村留学制度をPRするという点でふるさと納税を紹介している美深町のホームページに何とか美深町の仁宇布小中学校山村留学支援というような部分を明記といいますか、追記といいますか、そういったように工夫出来ないかというように思っておりますので、いずれにしても教育委員会の一存で進めるわけにはいけません。他の事業との整合性等もあることから町

の所管と早急に協議対応して参りますので、どうかご理解の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、教育長の話でありますけれども、未来を担う子どもたちを応援する事業という大きい項目がありまして、その後に色々なことがついているのはホームページを探していくば出てくるわけなのですが、そこで思うのが山村留学ということ、美深の人が山村留学といった場合にイメージできるものと、これ山村留学というのは特に教育的な定義がありませんので、全国的には山村留学って一体何なんだろうと。何か山にいって勉強するのかなぐらいい部分で、実際美深でやっていることというものが知られていないので、どのような取り組みなのかが多分わからないのではないかと思うのですよ。これは美深と都会の人のその認識の差というのが、我々が思っている以上にあるのではないかなと思います。そこで山村留学という仮に項目を設けたとしてもその内容がよくわからないのであれば、これさっぱり意味がないわけで、知っていただきたいのは山村留学ということではなくて、山村留学の中で美深で取り組んでいる取り組みだと思うのですね。それでいくのであれば、ただ山村留学にどうぞというのではなくて、例えばですよ。全国各地から子どもたちが集まり、大自然の中で大きく成長し、日本の将来の人材育成に貢献している事業ですとか、これぐらいのPRを是非やってもらいたいなと思うわけですよ。そのぐらいの自負を持って多分町も進めてきていると思うのですが、山村留学の教育的価値をより知っていただくために、そういうものだけではなくて国や道にもその山村留学というものの必要性、これは前にも言ったことがあるのですけれども、もっとやっぱり働きかける行動をとるべきではないのか。美深だけで物足りないのであれば、まだ他でもそういった山村留学をとり行っている学校があるわけですから、そういうとことも連携をして是非その山村留学というものの知名度アップ、ブランド化というかそういうものにも早く取り組むべきではないのかなと思っておりますけれども、再度ご回答をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） ご意見いただきましたので、できる限りそういう方向に向かうように相談して参りたいなと思いますけれども、山村留学の部分、美深町は全国山村留学協会の方に加盟しています。その内で道内現在15の山村留学の実施校がございまして、2020年の資料でございますけれども、60人の留学生受ける。この全国山村留学のホームページトップは美深町が出てくるということもありまして、そういったところでの山村留学に興味のある方は、そういったところをホームページで検索して調べてくる。今年も

9家族の方が直接に来てていますけれども、やはり多いのはホームページで調べました。その次に多いのが今いる留学生のご家族ですとか、これまで留学生を親子留学したお母さん方から紹介されたという相談が一番多い状況になってございます。道内手元の資料では、旧自治体において山村留学の制度入れてございますけれども、新年度2つの自治体が新たに取り組むというような情報も受けてございます。引き続き先ほど藤原議員からございましたけれども、日本の将来の人材育成に貢献しているそういうことも含めて関係と相談しながら進めていければなと思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、教育長の中のちょっと一言。興味のある方は行ってみると、当然そうなのですけれども、そこに行く人を是非増えるような形で色々な形でのPR利用していただければなと思っています。次の項目に移りますけれども是非その部分も含めて一步でも二歩でも具体的な事例として前に進むように兎に角先ほど言った国・道に関しても、これは言わなければ絶対伝わりませんので、よろしくお願いしてほしい部分ではあります。まず続きまして町民の理解についてでありますと、本町では美深の子どもは町民みんなで育てるという考え方を持って教育の場であるとか色々な学習の場で示してきております。これにみんなで育てる、みんなで応援するこれが加わるととても素晴らしいことになると考えておりますが、美深の子どもは町民みんなで育てる。この考え方の中にこの山村留学で美深に来られた子どもも私は当然含まれていると思いますが、そこに関しまず一言ご回答いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） どのような裏があるかわからないのですけれども、美深にいて、美深で学んでいる子は、どこの学校であろうが美深の子どもたちですので、昔からのびる元気に美深っ子という合言葉があるようにそのように考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 当然、そういう答えが来ないと僕も困るわけなのですけれども、今日は3月11日で、今日は何の日かとなったときに、恐らくみんな知らない人はいないのではないのかな。10年前の地震のあった大災害の日でありますけれども、このことというものは後世に残すということを兎に角伝え続けていかなければならないということで、朝からあれだけ取り上げていたら、今日は地震がおきた10年前のこの日だったのだと当然みんなわかりますけれども、やっぱりこれはそういう伝える努力といいますか。そういうものを続けているからずっとみんなが認識をすることでありまして、これはやっぱり大事なことでありまして、山村留学というものもちょっと例えますと仁宇布には色々

なところから子どもが集まり、学校へ通っているわけです。それに対して町が支援していることというぐらいまではほとんど多くの町民も知っている事実だと思います。ただ内容に関しては、まだまだ理解されていないことも多いのではないか。先ほど、これまでの取り組み等の紹介もしていただきましたけれども、山村留学をもっと理解してもらうために伝える努力というのもやっぱりしていかないと伝わらないのではないか。何をどう伝えるのかということが多分ポイントになると思うのですけれども、町民に山村留学体験者の声を聞いてもらうということがこれ最もわかりやすく理解しやすいものと思うわけでございます。令和3年度に取り壊す校舎につきましては、山村留学で巣立った子どもたちの思い出深いものであると想像できます。このままでは一般の関係者同士での思い出に浸り情報を共有したままで終わってしまうのではないかという心配もございます。これまでの歴史を積み重ねてきた山村留学の貴重な声として関係者等に協力をいただいて、校舎や何かにその歴史的な思い出として何かを残すような取り組みは学校でもしているかもしれませんけれども、教育委員会としてもCOM100等に、この山村留学の歴史を伝えるようなコーナーであるとか、町民ギャラリーで落成記念事業等にあわせまして山村留学のあゆみ展など取り組むことで町民に広く紹介し、情報を共有し、理解を深めてもらうということもできるのではないかと思うのですけれども、具体的なその町民に知ってもらうための方策として是非そういったことは検討できないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 全国のPRもそうですけれども、町民理解、これらもこれまで議会の所管調査等々の報告でいただいているところかなと思っています。これまでですね、例えば今ちょっとコロナ禍で止まっていますけれども、COMカレッジの美深大学、その中の教育長講話の中で山村留学を詳しくご紹介したりですとか、まちづくり施設見学会これは主に新しく美深町民になられた方ですとかそういった方に学校に足を運んでいただいて、その制度の概要を説明したり等々進めている道半ばということでご理解いただければなと思います。また古い校舎、つい先日も3年前に留学された方がお陰様で仁宇布の生活をバネに大学に合格しましたというお手紙だったのですけれども、古い校舎がなくなるのがちょっと寂しいけれども、また仁宇布の地を訪れてみたいというようなお手紙を数日前に拝見させていただいたこともございます。そういう歴史の部分、あと学校においても今年で山村留学制度30年、今年の留学生が修了すれば延べ366の方が修了した、延べ人数ですけれども。そういう状況になってございます。そういう歴史も学校の方で、今色々データ化して保存したりとかという取り組みもしていますので、藤原委員がご提案いただいた点等を参考にしながら整理させていただければなと思いますのでご理解の方を

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） まだ道半ばであるという話がありましたけれども、是非とも幅広く的人にそういったものが理解できるような形で事業紹介等が進むことを凄く期待するところでありますけれども、続きまして支援体制について山村留学というものは当初は仁字布に学校を残すことが町にとって必要な事業であり、支援をしてでも学校に通う児童生徒を集めて、しかも一定数在籍をするということが教職員の配置にも有効になるものとして事業を進めてきた部分でもあると思います。そして議会においてもそういったことの中で、承認をしてきた部分であります。今回、新校舎の完成が目前に迫ってきているわけでありますけれども、これ新校舎が完成すると当分の間、児童数等に関わらず教員が配置されるというようなことにはなるのでしょうか。そのようなことはないですよね。新校舎が完成すると児童生徒数に関わらず一定期間はその学校に対して教員がしっかり配置されるというようなことにはなるのでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） あの、ちょっと理解しきれてない部分はあるのですけれども、教職員の配置はですね。地方教育行政法に教職員の定数配置基準というものがございまして、それに基づいて何学級ですか、何人ということで配置されることになっています。当面といいますか、新年度も含めて教職員の数は公務補入れて14人体制ということで、ほぼ美深中学校と変わらない教員体制でいくことになってございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今の点は私が決めるわけにはいかなかったので、ちょっと補足として教育長に伺った部分ではあるのですけれども、新校舎になっても山村留学生を募る活動というのは、これは手を抜くわけにはいかないことがあります。ここでの支援は、個人の支援というよりも山村留学を維持継続するために政策的に支援を行ってきたものだと私は思っています。結果として留学生や家族が美深での体験を周囲に情報発信することによって次の留学生の獲得に重要な役割を果たすなど大変有効なものになっていると私は思っています。また山村留学は地域と山村留学関係者の理解と協力で成り立ってきているものであり、今回先ほど言った見直し等が行われるということですが、内容等についてはここでは議論しませんけれども、しっかりと今回の見直しについては関係者と十分協議して、そして出てきたものなのか。また支援の在り方というのも色々あるとは思うのですけれども、私はトータルでは現行の水準をしっかりと維持して今後の山村留学生というものをしっかりと美深の地に来ていただくようなことを今まで以上にこれやっていかなければ

ばならないと思うわけですけれども、このことに対して再度、教育長に伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 私も同じ考え方で当然ございます。子どもたち、地元生、移住者ですとか、転入がなければ段々減っていく。そういう中でしっかりと山村留学生を確保していくかないと学校が成り立たなくなってしまう。前にもお話しましたけれども、15人を切ってしまうと事務職員が配置されない。11人を切ると養護教諭が配置されない。そういう例が実際ございます。東神楽町の農村部の小学校でも山村留学と特認校とやっていけるのですけれども地元は0です。山村留学生が15人、特認校は0ということでギリギリでやっているというようなお話を聞いているところでございます。いずれにしましても山村留学継続していくための環境整備、受け入れ体制含めて本当に関係者と丁寧にしっかりと相談していくことが必要かなというふうに思いますけれども、協議会の中でのお話とまた予算的なものは町の財政部局とのお話になりますので、その辺についてはなんとか町長の、町の施策で行っていますので理事者の方にもご理解いただけるような協議会の考えで相談していくような形になるのかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） ここに関しては今言ったことが全てなのかなとは思いますが、ここはやっぱり大事な部分なのでもう1回協調したいのですけれども、学校が続くか、続かないか正直本当にどんだけ子どもたちが毎年来てくれるか。そして先ほど言ったように町のホームページ等も確かに見ていただいて増えている部分もあるけれども、今いる山村留学で来ている方々からの情報だとか知り合いだとかという形で凄く関心を持って来ていたいている人というのは間違いないのですよね。恐らく今年もいると思いますけれども、といった人というのは、本当にやっぱり凄く大事な部分ではないのかなと思うのですよ。そういう中で現在いる方々が次の留学生の獲得といいますか、次の留学生を連れてきていただいているという部分は本当に多いというように、ずっとこれは継続して続いている部分でありますので、ここでのその支援の在り方、考え方というのをしっかりとやらないとそれこそあそこに行っても大変だよということになってしまうと中々口伝えて 伝わるものも逆にマイナスイメージが出来てしまうと本当に大変なのかなと思うのですけれども、先ほど言った中身に関しては色々議会の中でも見直しも必要ではないのかなという議論も当然ありました。ただ全体としてしっかりとした水準を維持していかないと、今後本当に山村留学の学校は新しくなったけれども、さっぱり人が集まらないということは是

非ともそうならないようにやっぱり力を入れていくべきではないのかな。先ほどいったふるさと納税等でもこういったものに色々財源的なものがあるのであれば、活用しながら水準を保つということがまず必要かと思うのですけれども、見直しは結構です。ただ内容としてはしっかりここは維持すべきと思いますが、再度ちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） あくまでも協議会が主体となってございます。協議会の町の負担が99%を占めるということで財源について役員会の中でもちょっと議論されています。そういうた山村留学を支援する補助金制度だとかないのかですとか、後は自主財源を持ってくる方法はないのかと、そういうことも含めてお話を今進めている段階でございますので、いずれにしましても今いる留学生、ホスターホームと親子留学の皆さん、留学生の方が卒業して美深に勤められて世帯を持たれている方もいますし、今本当に留学修了生の方が自分のお子さんを連れてまた親子留学されている方もいます。そういう方々の声を大切にしながら今後とも本当に日本を良くする子どもたちを育んでいくそういうことに繋がるように教育委員会としても支援して参りたいなと思っていますので、今後ともご指導いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 是非、あとあとになって今回の進めていることが問題にならないようなことを本当に心から思うわけでありますけれども、最後ちょっともう時間が3分ですので、4番目として今後の進め方という部分ですけれども、今後山村留学を推進する上で、学校の改築の課題というのは、これクリアしたわけですけれども、まだまだ多くの課題が残っております。年次計画を6次総計に盛り込んで進めていくと思いますけれども、新たなまた課題も発生することも十分考えられます。それらの課題を示して、十分議論の上できるもの、できないものというのをしっかりと精査して着実に進めるということが重要になろうかと思います。大事なのは本当にこれからでありますて、仁宇布に来た生徒、児童が卒業までこの地にいたい、そしてこの学校で良かったというように誇りを持って卒業し、そんな学校でまた学んでみたいという子どもたちがやってくる。そして町民も理解して応援をする。これこそが山村留学の里として目指す姿ではないのかなというふうに思うわけであります。そのようになるように導いて行くのが教育委員会の役割ではないのかなと思うわけでありますけれども、理念や目標がしっかりと定まれば町民の理解が深まる同時に課題解決のための施策の優先順位というのも高まっていくというように思う次第であります。是非そうなっていただきたいなと思いますけれども、今後の進め方について

最後に教育長に推進の考え方を改めて伺いまして終わりとしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 最後の質問をいたしましたけれども、本当に町民への理解、本当にすぐ皆に理解いただけるものとは思ってございませんので、じっくりとそういう機会を見つけながら理解を得られて、美深の大事な学校というような形で今後とも町を挙げて進めていけるように努力して参りたいなと思います。私、冒頭申し上げましたけれども、執行方針の中でも6次計画の中で推進していくということで説明しておりますので、今後ともご指導いただきながら、山村留学の里というようにもうなっていると思ってはいますけれども、その里を生涯とも続けられるように努力して参りたいと思っています。まずは協議会の中で議論を進めて参りたいと思っておりますので、ひとつご指導のほどよろしくお願いします。

○6番（藤原芳幸君） はい、終わります。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君の質問は以上で終わります。

次、3番 和田議員。

○3番（和田 健君） まず私の一般質問を始める前にですね。本日3月11日東日本大震災の10年目を迎える節目の年にあたりまして、私も10年前に東日本の大震災発生直後、被災地となる気仙沼そして南三陸で1か月ほどボランティア活動をしたことをこの10年を迎えて改めて記憶に蘇ってまいりました。テレビなどでその後、復興という姿を見る機会が増えてまいりましたけれども、被災された皆さん、その誰もが笑顔で暮らせる生活を1日でも早く取り戻していただけるようにご祈念を申し上げるところでございます。そしてまた亡くなられた方々のご冥福を深くお祈りしたいと思います。それでは私の一般質問に入らせていただきます。項目は行政です。件名は移住定住促進と関係人口の創出について。質問の要旨を述べさせていただきます。町財政においては、人口減少や高齢化に伴い町税の収入額の減少が年々顕著に見られ、令和3年度町政執行方針の中でもこれからその伸びは期待できないと明言されています。町歳入では、依然として国からの地方交付税収入が構成割合の多くを占めていますが、一方で国は地方創生の名の元に、各地方自治体の独自財源の確保、増加という自助努力を求め、それを後押しするため、地方への移住定住促進、そして関係人口の創出推進や東京一極集中の緩和策を打ち出し、全国各地方自治体が様々な補助、支援制度を取り組みを競っています。美深町もいよいよ人口3,000人台の町が視野に入っている中、町内の労働力不足、地域活動の担い手不足は数字だけでは図れないほど深刻化し、昨年からの新型コロナウイルス感染拡大によって、そのスピードを増していると感じており、町財政の確保の面や地域の経済活動、日常の地域活

動の維持において町外からの移住定住促進は新たな局面を迎えていると考えます。よって美深町の移住定住促進のための施策について、これまでの取組と今後の展開をお聞きいたします。まず1つ目に美深町においては移住定住体験のための住宅の整備による体験希望者の募集を行い、呼び込むことにあまり予算を割かず、子育て支援や就労・起業支援などに力点をおいてきましたが、移住定住促進や関係人口創出が美深町の税収や町内の経済効果に及ぼす影響を試算し、分析を行っているのかをお聞きいたします。2つ目にこれまでには町民とのつながりや趣味・趣向で興味を持たれた方が移住につながった例が主でありましたが、美深町が全国、または道内各市町村の中で移住定住地として選択されるためには、何らかの施策的優位性が必要であると考えますが所見をお伺いいたします。3つ目に移住定住体験住宅の活用においては、単なる制度利用の移住だけではなく、定住につなげることが重要と考えますが、わが町の豪雪・寒冷地という立地から冬季間の利用が少ないと聞きます。町外から移住定住された方々からの意見、要望収集や追跡調査による新たな支援策の研究は行っているのかをお聞かせください。4つ目、都会で暮らす人たちの「田園回帰」で農山漁村での暮らしが注目されています。また、コロナ禍によって人込みを避ける生活を望む人々が増え、より環境を意識した移住を考える風潮が強まつたと感じます。美深町内では特に仁宇布地区の山村留学制度が30年という長い歴史の中で、その教育的価値のみならず移住定住策としても美深の特色であるという観点から、山村留学制度を関係人口創出や移住定住策として位置付けるべきとの考えについて所見をお伺いいたします。最後5番目、町内で深刻な労働力不足について、町内で就労する移住者が新たな活力になることはもちろんのこと、コロナ禍の影響で影を潜めてしまった外国人の受け入れもまた課題と捉えていますが、今後の方針をお聞かせください。以上、5点について町長の所見をお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まず初めに、移住・定住そして関係人口の創出が美深町の税収といいますか、町内経済効果に及ぼす影響額について、試算や分析を行っているかというご質問をいただいたところであります。これまで関係人口の創出について経済効果だとか、その影響額を試算・分析したことはないわけであります。また本町の移住・定住に関する予算としては、主に移住体験に関する直接的な予算としては、主に移住体験に関する住宅とかの管理経費や、移住相談等にかかるPR経費が主なものであります。ご質問にある通り呼び込むために大きな経費をかけていないのが現状であるわけであります。2つ目でありますけれども、移住先として選定してもらうための施策的優位性が必要ではないかというご質問をいただいたところでございます。本町におけるこれまでの移住実績では、趣

味や趣向によるものや、人とのつながりから移住につながったものが多いという印象を受けています。大きな特徴としては、農業や商工業において、本町で新たに就農したり、起業したりしようとする方々に対する支援制度によって、新規就農者や新規開業者として移住された方々が多いのも事実であります。これらの方々については、移住後も精力的に取り組まれており、事業を中止された方は、ほとんどいないのが実態であります。これこそが本町における優位性であると確信をしているところでもあります。最初の質問にも関係するのですが、単に移住対策だけを見ると予算も少なく他の地域から見ても優位に立てる要素は少ないと思われるかもしれませんけれども、しかしながら新規就農や新規開業に対する支援は小さな意味での1つの企業誘致的な考え方もあるのかなと思っています。経済的な活動も伴う移住は、町内における経済効果も大きいことから、他に先駆けてこうした部分に予算をつけて取り組んでいる、こういうところであります。また移住を考えるにあたっての大きな要素として、町民や地域との繋がりができることが大切であると思っているわけであります。そのために農業における新規就農支援においては、地域の受け入れ組織での技術指導のほか、地域との関係構築を図ることについても重点をおいており、受け入れ組織に対しても、支援と連携を図りながら推進しているところであります。そのほか、これまで移住体験事業を推進する中で、体験住宅が所在する地域の自治会長さんに対しては、体験者が来るたびにお知らせをし、機会を見て関わっていただくようお願いをしているような状況であります。時期にもよりますけれども、体験に来られた方々に地域のイベントを紹介する中で、美深のふるさと祭りであるとか、そういうものに参加をしていただく。さらには自治会の催し物に参加をしてもらうなど、地域の方々と交流を積極的に持ちながら美深町での生活をイメージしてもらう。こうした取り組みを進めているところもあるわけであります。移住・定住を推進している自治体は数多くあるわけでありますけれども、移住希望者を言ってみれば奪い合う状況にある中で、そこに多くの予算を投入して何かしらの優位性を作ったとしても、それが定住に即つながるとは考えていないわけであります。そう簡単ではないものと考えております。これまで進めてきた方針でありますことを理解していただきたいなと思っております。ただし、まだまだ我々が気づいていない、他の町より優位に立てる要素や、アイディアがあれば、ぜひアドバイスをいただきて、可能性あるものであれば検討を進めて参りたいと思っているわけであります。次に、移住・定住を推進するための、冬期間の対策についてのご質問も受けております。我が町の豪雪、寒冷な気候については、この地域の1つの特徴でありますけれども、これがデメリットとなっている部分もあるのかなと思っております。そのためには、まずは厳しい冬を体験してもらうことを優先に、移住フェアなどのイベントの景品として

冬期間の移住体験住宅の無料券を配布したこともあるわけでありますけれども、なかなか来ていただけないのが事実であります。こうした不利な条件に対する支援策について、調査や研究を行っているかとの質問でありますけれども、現状ではこれらについては行っていないわけであり、この部分に対して特別の多くの予算を使うことは考えていないわけであります。またこの地で生活するために、雪や寒さを上手に受け入れていく必要があると考えておるわけであります。これらを克服するための支援は実にここに住んでいる私たちが生活する上では必要なもので、除雪対策や克雪支援など、既に行政として行っているものもあるわけでありますし、その点はご理解をいただきたいなと思っております。現状、移住される方に対してこれ以上の支援は難しいなと考えているわけであります。雪や寒さが苦手な方は、どのような支援があってもこの地を選ばないでしょうし、無理に来ていたいでも定住につながらない。しかしながら冬の季節を好む方も中にはいらっしゃるのではないか。ウインタースポーツなどをきっかけとして美深町を知っていただくことも考えられますので、この地域の素晴らしい雪質であるとか、冬期間のアクティビティ的なことなどをはじめ、この厳しい自然環境を1つの材料として、積極的なPR活動を推進して参らなければならない。こう思っているわけであります。この地域にこうした季節的な部分で条件的に不利な面もあるわけでありますけれども、時期によってはとても良い条件となる季節もあることから二地域居住などの1つの形、1つの言葉が出てきております。令和3年度から全国二地域居住等促進協議会、仮称でありますけれどもこれにも参加しながら、引き続き研究や対応策等の検討を進めて参りたいと考えておるわけであります。次にコロナ禍における田園回帰が注目される中で、山村留学を移住定住対策として位置づけてはどうかと、こういうご質問でありますけれども、新型コロナ感染症の世界的な感染拡大は社会経済活動や日常生活におけるこれまでのあり方に大きな変化をもたらしたといえます。特に、人が多く、人口密度が高い都会では、働き方を含め、新しい形の生活スタイルが注目されており、その1つがリモートワークでありますけれども、移住定住対策や企業誘致の1つの方法として推進していきたいと考えているわけであります。山村留学制度の移住・定住との位置づけでありますけれども、これについては直接的に位置づけるのは難しいと考えているわけであります。山村留学により、この地で教育を受けようとする背景には様々な理由があるのではないか。そこには、まず子どもの教育環境の改善を図りたいとの大きな目的があるわけであります。山村留学ではそうした教育の場を確保することを第一に推進していかなければなりません。そして美深町に来て、一定期間生活する中で、その後の生活拠点をこの地に移すに至るときには、先ほども申しましたけれども、地域の生活や人とのつながりが大きな要因となるものと思っているわけであります。そこで行政として

必要なものは、生活するに必要な子育て支援の充実や就労支援などであり、これら町民に対する行政サービスそのものと思っているわけであります。しかし、そういう観点に立てば全町民的な考え方立たざるを得ないと思っているわけであります。そういう意味でご理解をくださるようお願いを申し上げたい。最後に労働力不足に対する外国人受け入れについてのご質問であります。町内の農業や各事業所での労働力確保の手段として、外国人労働者の活用は、今後、選択肢の1つとして、そのウエイトは高くなっているものと思います。農業では、これまで、中国からの受け入れを中心に進めており、昨年はコロナ禍において受け入れが困難な状況となったものの、これまでとは違う形での外国人の確保は図られました。また福祉関係では、新たにベトナムからの外国人の技能実習生を受け入れしている事業所もございます。こうした外国人の受け入れについて、既に国や民間の制度を活用して確保されているものであり、今後においても、コロナ禍における受け入れについて、一定程度対策が講じられてきておりますので、引き続きそうした制度の活用により、それぞれの事業所等にあった取り組みが推進されるものと思っているわけであります。この他、労働力確保に対する取り組みの1つとしては、東京圏から移住し、町内の事業所に就業した場合に支援が受けられる事業に、国や道と連携して取り組んでおりますけれども、昨年はコロナ禍ということもあって、町内事業所での取組がありませんでしたので、商工会とも連携をして事業の推進を図って参りたいとこのように考えているわけであります。以上です。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。まず、この移住定住推進というところで、私質問するにあたりまして、改めて平成27年10月に発行されています、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを見直したわけなのですけれども、これ冒頭の部分の人口ビジョンのところで将来的なこの美深町の人口の推移というのが統計的に推計されているわけなのですけれども、ここ部分でやはりもう2020年の数字のところを見るとかなり予測より下回ってきているのではないかというように推察できるわけですね。またそういったものというものが、この今ある人口ビジョン、色々なところに差異が出てきているのではないかと感じるのですけれども、町長の感じとしてどういう抑えをされているのか。お聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほど言われました人口ビジョン等々が少し心配な状況になっているということを質問されました。私自身もそのような感じをしているわけですけれども、しかしながら昨年、国勢調査をしたわけですけれども言ってみれば十何年前に町長に

就任した時には5,000人時代があったわけありますけれども、今回の国勢調査で4,000人割れたら大変なことになるなとそういう心配をしておりましたけれども、しかしながら4,000人はクリアできそうだということでありまして、ほっとしているような状況であります。しかしながら残念ながら少し現状は厳しいな、こう思っている状況でございます。ただ色々な対策を取りながら少しでも人口ビジョンというものに対策を打ちながらそうならないように努力をして参りたいと思っているところです。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 昨年ですか、9月の国勢調査ですね。こちらの方で、とりあえずはまだ4,000人の方は切らない状況ということ。これからまた色々な統計の部分、多分3月以降出てくるかと思いますけれども、そういったものも僕の方でもちょっと見てみたいなと思っているところであります。もう1つこの人口ビジョンのところで、転出先・転入元の状況というところ、移動人口の統計の部分を見るわけなのですけれども、ここで転出・転入どちらが多いかというと美深町まだ転入の方が多いと。転入超過になっている状況なのですが、その転出の方の各転出先の統計を見ますと、やはり札幌、旭川、次いで名寄市に転出されている方の方が転入されている方よりも若干多くなっている。その部分においてこの人口ビジョンの中で参考として書かれているところに、人口減少に歯止めをかけるためには通学・通勤のために他市町村に通っている人がそのままその市町村に転出してしまわないように、また他市町村から通っている人が本町に転入してもらえるようにといった視点も重要です。と書いてあるのですけれども、この部分に対して町長の見解をお願いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 移動人口等についての今お話をございました。転出・転入さらには出生・死亡、こういう自然現象もあるわけでありますけれども、本当に出生する人は20人前後。亡くなる方はその倍ぐらいという状況が続いて、そして転入・転出が先ほど言われたような状況。このことを踏まえると厳しいなというのが実態でありますけれども。そして東京だとか札幌だとか旭川だとかという都会の部分に流れる人、さらには近隣にも流れる方。しかしながらここへ来て近隣から逆に入ってくる人も少しあるわけあります。そういう人も大事にしながら、そして企業誘致だとか農業だとかそういうものに結び付けていくようなこういうことも考えながら施策等を充実させていきたいとこのように思っております。ただ、施策等については先ほど言いましたように今持っている施策を大事にしていきたいという考え方であると。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 町長のお考え僕も大賛成です。あまり他の町のことというのではなく、僕も見ないようにはしていたのですけれども、今回これにあたりまして政策的な優位性というのもお聞きしたところですので、例えば名寄ですか下川、そういう移住定住策のようなことをやっているのだろうなと調べましたけれども、そんなほぼほぼ対して違いはないのですよね。でも、やっぱり下川なんかはそういう田舎暮らしを進める雑誌とかになると、道内でも全国でも結構上位の方にランキングがあったりしまして、では何が違うのだろうというところを僕なりに考えるのですが、そういう町民性もあるかもしれませんけれども、まず1つは多分そこにあって美深にないのというと移住定住者希望者向けの相談窓口、そしてまた移住定住してからのそういう相談窓口のワンストップで一括して扱う部署が役場内にも民間の方にもないというところ。その違いがあるのではないかなどちょっと思ったのですが、町長のお考えを。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 移住定住の考え方でありますけれども、和田議員の方から町長の考え方に対するものがあると。基本的にはいいよということのお話をいただきましたので、ほっとしながらでありますけれども、若い近隣の首長さんといいますか、そういう方々が非常に宣伝するのが上手になってきまして、そういう部分少し我が町的には私も決して若い方ではありませんので、ちょっと劣っているのかなと思っているような次第であります。しかしながら今ありました相談窓口だとか、そういう部分等については十分充実させながら取り組んで参らなければならない。基本的には他の町村のことを申し上げるつもりは全くありませんけれども、来た人が出ていく率というのは、他の町よりは少ないのかな。そのように感じているようなところでございます。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） それでこの町でいうと、先ほど町長が冒頭答弁されたように新規就農者の取り組みといいますか、そちらの方で言うと農業担い手対策推進協議会でしたか。多分その力もあるでしょうし、僕昨年初めてある農家を新規就農された方の農家だったのですけれども、かばちゃ収穫を頼まれまして、収穫を手伝ったのですけれども、やはり元の農家さんの本当にもう生活から農業のやり方から除雪の援助だったり、その人が本当に親身になって支えて応援して、ここで美深で農業をやってほしいという思いだと思うのですけれども、そういった取り組みというのが、やはり学ぶべきところなのかなという気がするのですよね。そういう面で地域、住民ができることがあるかもしれない。でもその町として移住定住、新規就農や林業に関することも含めて、そういうものに力を入れている姿勢を見せなきゃいけないと思うのですけれども町長どうですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 地域の方、一生懸命移住者に対する支援といいますか、応援といいますか、協力といいますか、という部分について本当に一生懸命やっておられるなと思ってしております。そしてまた都会から来た人もこの地、我々は冬で大変だなと思う時もあるのですけれども、しかしながらこの真っ白な冬を見て「あぁいいな」と感動してくれる人もいるわけであります。だからそういうところを見ると色々な人がいるものだな。そして色々な受け入れをしなければならないな。これも実態であります。ただ、そして他の町村からその新規就農の農業もそうでありますけれども、新規開業等もそうでありますけれども、他の町村より制度が劣っているとか1つも考えたことがありません。かえってうちが進んでいると自負している。他の町もこの頃真似したなと思うぐらいにそう思っているような状況であります。ただ地域の方に任せるだけではなくて、町も農協さんもそうでありますけれども、農協さんも対策室をつくったという話。ただそれは成果が上がっているところまで今言えるのかどうか。そういう問題もあるわけでありますけれども、課題があるわけでありますけれどもそういう部分について一生懸命取り組んでいます。行政としてもそういう部分について地域の方と一緒に取り組んでいきたい。こう思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） はい、ありがとうございます。もう1個ですね。ここまで言うと言ひ過ぎになってしまふかもしれないですけれども、先ほど紹介しました田舎暮らしの雑誌なのですが、そちらの方で移住先の全国的なアンケート調査を実施していて、行きたい移住したい町ベストランキングみたいなものを作っているのですが、その雑誌のまとめのところで上位にランギングしている、北海道で言えば沼田町が1位だったですよ。下川町が4位だったのですよね。その沼田町が何で1位かというのは、生活圏が500m圏内というコンパクトにまとまった町というのが1つと、後は地域性。夜高の行灯祭り、皆で一緒になってやっているところとかというのが好きで移住先として選ばれているようなコメントが載っていました。またそれに役場の職員の熱意というものが上位にランクしている町の特徴だと。その熱意、役場の職員の皆さんどれぐらいありますかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 役場の職員の熱意を一つの物差しで測れということかもしれませんけれども、中々これは難しい話であります測りきれないわけでありますけれども、総合計画のまちづくりの5項目目に挙げた、私も一生懸命外に出ますよと。会話もしようと、職員もお願いしますよとこういうことを言っているわけであります、したがって共々に

一体となって努力していかなければならないと。という面で役場の職員もまだかけるところが少しあるとすれば努力をするように、しっかり激励をしていきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） すみません。役場の職員の皆様も、そして僕も美深に住んでいてやっぱり3,000、2,000という人口の町を将来的に望むより、無理かもしれないけれども4,000、5,000と増えていく町の僕はやっぱり将来的な夢を持って、この場美深で暮らしたい。そういう人たちいっぱいまだ美深にいると、役場の職員の皆さんと地域の想いを一緒にして、もちろん町長がリーダーシップを発揮して、少しでも増えてほしいなと思うところでこの質問をさせていただいております。次に山村留学に関してなのですけれども、先ほど町長はそういう観点からの施策の方針は考へないという答えがありました。僕も仁宇布の山村留学の当初立ち上げに関わった人にお話をお聞きしましたけれども、その山村留学制度というのを地域存続のためとか学校存続のためというように子どもを施策に利用しているつもりというところは、当時の議長でしたか、町長でしたかに、そんなのは愚かな策だと、愚策だと言われた。というように立ち上げた方からお聞きしました。でも、その方は子どもを使っているのではなくて、子どもの故郷づくりをするための山村留学制度なんだと。そこを基にして30年が経過しているのだとそういうお話です。今、その関係人口、この故郷づくりというのは、がっちりマッチしているのではないかと僕は思うのですけれども、そういう面で山村留学を結び付けることはできないですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 子どもの故郷づくりという具体的な話を今聞かせていただきました。非常に1つのインパクトのある話だなと思っております。子どもが色々な状況で、そしてお母さん方もそうだと思いますけれども、子育てするのが大変な時代に入ったなと思っているわけであります。そして子どもさん方、家庭も色々な家庭がある中で、わざわざこの仁宇布の地においてをいただいているのかなと思っているわけであります。しかしながら学校建設という大きな仕事がありましたから、山村留学制度そのものも見直していかなければならぬということを教育委員会等々と連携をしながら進めてきたつもりでおりますけれども、しかし不十分だと。山村留学の協議会との協議だとか地元の保護者だとか、子どもさん方との接触だとか、それが不十分だという話も伺ったところであります。したがいまして、それらのことについて、今、子どもの故郷づくりという観点に立てばやっぱりここに来て子どもたちが自分の1つのふるさととして美深町を数えてくれるのだとすれば非常にありがたいことだと。そしてそれに答えていかなければならぬ。そのように思っております。したがいまして、そういうことも含めてござりますけれども、見直しと言っ

てきた部分も含めてありますけれども、もう1回よく見直してみる。教育委員会と相談をしてみると。財政当局とも相談をしてみると。こういう形に私は考えていかなければならぬと思っているところであります。色々な考え方があるわけでありますけれども、そういう中で何といいますか、子どもの故郷づくりといいますか、そういう観点を和田議員の方から聞かせていただきましたので、これは有難い話だな、いい話だと思っているところであります。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。是非お願いしたいと思います。最後に外国人の受け入れの関係なのですけれども、昨年コロナの感染拡大が始まる前も一応町の中では結構外国人の方を見るようになって、国籍もそれぞれ違ったりしているのだろうなという印象を受けていたところです。そういった方たち、やっぱり外国人という差別はしたくはないのですけれども、町民としてどう受け入れる心の準備ができているのか。見ていくところでいうと、やはりこの何かのきっかけが1つ必要じゃないのかな。このコミュニケーションの場というのもあってもいいのかなという、それを役場に外国人の受け入れをするかどうかという問題が大前提なのですけれども、その場の提供というものを考えられないかというちょっとした提案なのですが。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 非常に労働者確保といいますか、外国人の確保という難しい課題があるわけであります。実は昨年まで進めてきた外国人の雇用の問題、中々外国人の雇用が国の制度の中で入ってこられないということが言われております。しかしながら受け入れる側は受け入れないと農業も商工業もといいますか、建設業等々も成り立たないのだという時を迎えておりますので、今までどちらかというと中国を中心に考えてきたわけで、今後ベトナムだとそういうところも入ってくるなど。そして東川でやっているような、ああいう制度的な、ただあれすらも課題があって色々苦労している。そのような話も聞かされており、そしてうちの制度そのものを使っているのを関係機関との協議の中でありますけれども、他の市町村でやっているところにかたって入ってきているという状況もある。ただ居住だとか何かとは見れば、やはり美深に居住して働きの場に出ていているということも見られますので、そういう工夫を具体的にどうしたらいいのか。今年は少しコロナも何とか落ち着く方向が少しずつ見えてきておりますので、そういうことも研究しながら労働力確保といいますか、外国人の確保といいますか、そういうとこにも気を使つていければと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 質問の要旨の方には入れませんでしたけれども、私も美深の中で、この美深仕事がないよと既存の町民の方からは言われるのですよ。でも、新しくこちらに移住された方たちというのは、仕事よりも何を探しているかというとやっぱり住宅なのですね。その住宅という部分で、個人の繋がりでしか探せない状況にある中、やはりその空き家バンクとかそこはその行政の住民生活課なりにしっかりとした相談窓口というのが今後よりもっと必要になってくる。そしてまたその空き家の確保という部分に対しても支援が必要になってくるのではないかと思うのですよね。その町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） よそから人を受け入れる、そして居住してもらう。こういうことについて非常に住宅の問題が課題としてあるのではないか。私もわからないわけではない。ただ美深町には空き家を含めて、沢山あると思っております。そういうところも活用ができるのかな。そういうとこの修繕費を出せたらすぐ行政でやれということに繋がってくるかもしれませんけれども、なるべく自分たちでやれるものは自分たちでやってほしいなと思っているわけでありますけれども、しかし行政として一定の手助けもしなければならないという部分について、それは労を惜しまないつもりではあります。ただ、空き家バンク的な発想で、もうちょっと役場としても相談する体制づくりをやれということのお話もあったわけでありますけれども、空き家バンクの整理、空き家バンクといいますか、ここ の住宅空いているよと、そしてここは解体した方がいいよと。だけどこれはまだ使えるのではないかと、そういう図面も1つできております。だからそういうことをもっともっと宣伝をして表に出るように、先ほどの話もありましたけれども、役場として表に出るように求められているのかなと思っておりますので、その辺を注意しながら今後見ていきたいと。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 最後にしたいと思います。いつも僕、若い振りして若い人の声を届けて参りましたけれども、高齢者の方からうちらのことも何か言ってくれと、いつも言われますので、これに関してなのですが、一度高齢者の方が真面目な顔をして僕にうちら年寄りは美深の町にといらないかいと言われたのです。すごい寂しそうな顔をされていました。この町、やはり高齢者の方も離町される方というのも多いと思います。そういう高齢者に対する支援がもっと必要なのではないかと思うし、まだ活躍できる場所というところをもっと磨き上げて高齢者の皆様が自信を持って、この町で過ごしていただけるというそういう取り組みも必要なではないかなとその時ふと思いました。私それで答えが

出てこなくて、そんなことはないよとしか言えませんでした。町長はもし、そうやって聞かれたら何て答えますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私も実は高齢者の1人に入ってきておりまして、あれなのですけれども、戦後1万3,000も4,000もいた時代。言ってみれば昔の先代の6代目の町長だと思いますけれども、西尾先生の時代、西尾町長の時代、そしてそれから20年。いってみれば美深町の戦後の民主主義といいますか、というものを政治の土台だとか、農業の土台だとか全部築いてくれたと思っております。そしてその後、長谷部町政になって20年経って言ってみれば今でいう美幸線だとかそういうものも含めてありますけれども、悔しいかな少し見えてきたという関係があります。そしてその後は20年やられたわけでありますけれども、その後、先代の岩木町政になってまた20年やったわけでありますけれども、まあ1つのけじめとして行政として今の体制をつくってくれたと思っております。だけでも1万3,000もいた時代から今でいう3,000の時代。その間色々な変策といいますか、偏見といいますか、あるわけでありますけれども産業構造が変わったとか、国の施策が変わったとかありますけれども、しかしながら基本となるのはやっぱりそれぞれの心、故郷これも大事。私もどっちかというと田舎育ちでありますから、そういう面を非常に大切しております。そして故郷というものを大切にしております。今、先ほど言いましたように仁宇布の移住者の子どもたちが、故郷を持たない子どもたちがここへ来てやっと故郷を持ったと言ってくれるようなことになれば非常に有難いわけでありまして、そういうことが1人でも2人でも出てくることを希望したい。そして年寄りと言われる高齢者と言われる方も、住んでみて良かったという町になれるように努力をして参りたいと思っております。

○3番（和田 健君） ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（南 和博君） 3番 和田議員の質問は以上で終わります。只今から暫時休憩します。再開は概ね13時20分といたします。

休憩 午後12時21分

再開 午後 1時18分

○議長（南 和博君） 休憩を解き一般質問を続けます。

次、岩崎議員。

○5番（岩崎泰好君） 一般質問に先立ちまして、くしくも本日3月11日は10年前、

東日本大震災の発生した日となります。犠牲となられました多くの同胞に哀悼の心をささげるとともに復興の足音とは程遠く原子力発電所周辺の帰宅困難地が多く存在する現実に触れ、そこで生活していた多くの帰宅困難を余儀なくされておられる方々に心寄り添い一日も早い真の復興がなされることを強く政府に訴えたいと思っております。2003年6月から始まりました私の一般質問も今回で54回となります。110項目を数えます。何もわからない私に、学びと気づきの場を提供してくれたのはこの一般質問を続けてきたことに他なりません。時には夢物語と嘲笑されたことも結果として実現に至ったことも数多くございます。今日も多くの町民の幸せづくりのために質問をさせていただきます。最初に行政についてでございます。第6次総合計画の初年度にあたりまして、令和3年度の重点施策と予算編成の考え方を伺うものであります。町政執行方針では令和3年度から始まる第6次総合計画の町の将来像を「未来へ続く 笑顔あふれるまち美深」と定め、誰もが安心して快適に暮らすことができる町を目指すとしておりまして、その実現に向けた確かな一步に意を配したとございます。予算編成にあたっては、歳入では財源の見通しから基金を繰り入れて、その確保に努め、歳出では多くの新規事業にも予算を配分したものと推測されます。以下の点について、考え方を伺うものであります。1つ目には、財政学の伝統的な考え方の中に、予算は「量出制入」であること、支出に応じて収入が確定されるのが原則であるとしています。公的な需要、社会のニーズを充足するため求められる財源を確保するというのですが、美深町の予算編成の考え方はこれに準じたものなのかお伺いします。2つ目は財源不足の解消には、これまで以上の歳出削減と歳入確保に徹底して取り組むとありますが、歳出削減の手法には、他の事業と比較して重要性の低い事業、あるいは緊急性のない事業、不要不急の事業の廃止をする手法や事業の工夫や効率化によって事業費を少なくする手法、またランニングコストに対して全事業一律に削減率を決めて行う手法などがあると思います。令和3年度予算編成では、どのような手法で削減を可能にしたのか。また、削減の対象となった事業はどのようなものがあり、対象となる町民の十分な理解を得られたのか。また総合計画が目指す「誰もが安心して快適に暮らすことができるまち」にその目標が合致しているのか。その2点について町長に考え方を伺いたいと存じます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から予算編成の考え方等について問うということでご質問をいただいたところでございます。まず1点目の予算編成の考え方等でありますけれども、近年の予算編成においては、地方交付税などを含めた一般財源の総額が増額を見込めないと。こういうことでありますて、基金の取り崩しや起債の借入に頼らざるを得

ない状況が続いているわけであります。このような状況が続くと、数年で我が町の財政状況は逼迫してしまう。こういうことでありますと、議員もご理解をいただいているのかなと思っているわけであります。ご質問にあるように自治体財政の運営については、公的な需要や住民サービスの維持に必要な支出を決めてからそのために求められる財源をみんなで負担し合うというのが基本的な考え方であります。しかし多くの税負担を町民に求めるることは現実的ではなく、地方交付税等のほか、補助金の活用などにより歳入を最大限見積もり、その範囲内で事業を考え、経費を積算していくという考え方を持って運営していくなければならない。先ほど申し上げたように、数年で財政状況が逼迫することは目に見えているという状況でございます。いわゆる収入、財源の確保を十分に見込むことが難しい以上、歳出の縮減も一体的に考えなくてはなりませんので、最小の予算で最大の効果を上げるべく予算編成を徹底しているところでもありますのでご理解をいただきたいなと思っております。2点目の予算編成における事業の見直しの手法や町民の理解、総合計画等の関係、整合性との関係でありますけれども、まぁご質問いただきましたので。経常経費については、徹底した見直しによる縮減のほか、投資的経費は緊急度や事業効果を検討し、継続事業においても検証や評価によって完了や廃止、あるいは次の段階へ移行するなど先ほど申し上げた最小の予算の徹底を念頭に置きつつも、本年スタートとする第6次総合計画を推進する予算であることに意を配したつもりであります。このため、行政評価結果を踏まえた予算編成段階の評価と検証により規模が拡大となる事業がある一方で、縮小や見送りとなった事業も当然あるわけでありますけれども、関係者のご理解を求めたところであります。人口減少や少子高齢化、地方創生の推進など、本町を取り巻く社会情勢は常に大きく変化している中にあって、本町がこれからも持続的に誰もが安心して快適に暮らすことができるまちであり続けるために、総合計画の実効性が確保される財政運営に努めて参りたいと、このように考えているわけであります。予算編成の基本的な考え方について答弁を申し上げたところです。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 当町の予算の策定にあたっては、なかなか難しい部分が多くあるということを理解をいたします。町長に1つ聞きたいのは、今うちの町の予算が義務的経費、あるいは投資的経費、あるいはその他の経常的な経費につきまして、ここでは今年度も新規事業、あるいは政策予算に充てる財源的な余裕度みたいなものも、ここ数年傾向としてはどうなっているのか。ということのご回答をいただきたい。さらには、この町が抱える基金残高と町債の残高の推移から考えて近隣市町村との比較では、私は比較的良好な財政運営を山口町政は進めているなと踏んでいるのですが、その見解がそれでよろしいの

かどうか。そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町政執行方針でも申し上げているわけでありますけれども、歳出においては先ほど言われました色々な公共的事業等々もあるわけでありますけれども、全体的に申し上げますけれども、仁宇布の建替え事業だとか、外構を残しておりますけれどもそういう面があります。さらには西団地の公営住宅の建替え事業だとか、チョウザメの飼育研究施設事業など言ってみれば施設整備をする継続して行う事業等々あるわけで、その他新しいものとして厚生病院の電子カルテの導入事業だとか恩根内駅の存廃だとか、これらの経費も。さらには農林業の商工業の経営安定のための向上のコロナもありますけれども、そういう投資的な。さらには第三セクターの経営改善に向けた体制整備というものもあるわけであります。地域産業の活性化のための各支援など、様々とあるわけでありますけれども、いってみれば第6次総合計画で掲げる「未来へ続く 笑顔あふれるまち美深」こういうものの実現のために最大限の努力をしているということでございますので、ご理解をいただきたい。それと基金のことを若干触れておられました。基金は財政に厳しいと、厳しいのは厳しいわけでありますけれども、そんなにめちゃくちゃ厳しくて今はどうにもならないとこういう状況ではないなと思っております。しかし、将来のことを考えていくと、やっぱり健全財政をきしっと守りながらやっぱり予算編成をしていく、こういうことが非常に大事になってくると思っているわけでありまして、この辺はご理解をいただきたい。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長のおっしゃる通りであると私も考える1人ですが、ただ今回の予算編成にあたっては大きく削減された項目がいくつか見られます。それらについてその削減をした旧来進めてきた事業にあっても削減してきた、その予算編成の中での考え方がどうであったのか。さらにはそれらについて該当する事業の町民の方々の理解をどのような形で認め、先ほどは理解を求めてきたというような答弁だったのですが、どのような形で理解を求めるようになって、理解をいただいたのかどうか。その辺のことについてはどうのように考えますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） どのような形で理解を求めたかということではありますけれども、予算編成でありますから、最終的にはこの議会で1つの形ができるのだろうと思って、議員さんの皆様方に理解をもらうのは最大にしているわけであります。しかしながらそれぞれの査定の段階において、例えば労働費だとかいうものについても、労働費あたりは小

さい予算でありますけれども、しかし今条例で出しておりますけれども勤労者に労金に預ける金が、どういうふうにしたら現実に予定している人がいるのかということも含めて検討を加えております。例えば地区労だとかそういうものに対する費用だとか、金だとか負担をしている部分もあります。というものも当時と今と比べたら非常に下がっている、人數的にも加入率含めて労働者含めて下がっているわけであります。いくら負担したらしいのかこういうところも検討を加えながら全般的にどれとは言いませんけれども、というところまで見ながら検討を加えてきたつもりであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今の答弁、一連聞いてきますと、きっちと適切にやってきたというような答弁であった、まとめでいいのかなと思いますが、改めて伺いますが私も具体的にどれがどうのこうのとは言いませんが、そうであるのだということでよろしいですね。確認です。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ただ予算編成をした後に、少し気づくのが遅かったのかどうかわかりませんけれども、ある団体から説明含めてこれどうかなと、激変緩和してもらえないかと、という話もございました。したがって非常に削減の大きなもの等については中にはあるわけがありまして、そういうものについて町長の考え方を聞きたいということもありまして、激変緩和的な考え方も一部は取り入れなければならない。そのようなことで相談にあがって、これは教育委員会の部分に關係するわけでありますけれども、財政当局と予算されて、例えば仁宇布の山村留学のようなものでありますけれども、学校建設がやった時には政策的判断としてやった時には山村留学制度の金を削らなければならぬ。見直しをかけなければならない。これは何年も前から議論してきた通りでありますて、そういう方向で、ただお金でありますからね。山村の方々等については、やっぱり貰ってしまえば金でありますからね。色々な使い方もあるわけありますてね。そういうことで果たしてそれでいいのかと。生活費になっていく。生活扶助的な考え方という部分も含めて、別な検討も必要ではないかということで、教育委員会等々と協議をしながら考え方等については、教育委員会に任すわけでありますけれども、見直しの方向を何年も前から喋ってきた、お願いしてきた部分でありますので、そういう方向で一部の見直しを今後ともしていかなければならぬ部分があると。ただ、先ほど申しましたように議会が最終でありますから、そういうことが認められないということになってくれば、これはまた別でありますけれども、だけでも私としては言ってみれば令和3年度ですか。3年度中に何とかしなければならないということを協議会等に出席をしながら予算編成後でありますけれども、そういう

う検討も1つの約束事として、してきたようなつもりであります。したがって、そういう努力もしていかなければならないということであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長の方から今、具体的に予算編成後の対応についてお話をされました。これについては、次の教育長の質問の中、あるいは予算委員会等で具体的に色々検討素材として取り上げたいと思います。私の一般質問の時間割の中では、ここはこの程度にしておきたいと思いますので。ただ、その1つですね。もう1つ聞いておきたいのは、先ほどの藤原議員の答弁の中で、仁宇布の子どもの故郷づくりということに関して、町長非常に声を高らかに感動して、やっぱりそれはやらないといけないなと言われたことについては、今言われた激変緩和措置等のことと齟齬をする中身ではないかというように、今聞いていて思ったのですが、その辺の解釈はどうしたらいいですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 藤原議員の質問ではなくて、和田議員の質問かなと思っておりますけれども、そういう答弁を申し上げたところであります。したがいまして、故郷づくりという気持ちも子どもたち、まぁ故郷を持っていない子どもたちが多いのだろうとすれば、そういう考え方1つはあるなと。私の気づきとしてもそんな部分があるわけであります。しかしながら、それとこれとは全部がマッチするわけではありません。長い間、言ってきたら学校建設を何とかクリアをした段階においては、整理をするよと。山村留学を整理するよと。それも全部を整理するという意味ではなくて、生活扶助的なものを整理するよと。こう1つの考え方。ただそこで言われたところの、和田議員が言われたところの故郷づくりだとかが1つの要素としてはそういうこともあるなという考え方、認識をしたところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 失礼しました。藤原議員ではなくて和田議員でございました。訂正をさせていただきます。それでは次に、教育の項目についてお伺いしたいと存じます。特色ある教育と位置付けた「山村留学」の課題解決の取り組みはということで、仁宇布小中学校耐震校舎の建設で美深町内すべての学校が安心して教育を受けることができる、教育環境になったことを喜ぶ1人です。美深町の特色ある教育と位置づけその推進に新たなステップを迎えて「山村留学」ですが、様々な課題解決が求められていると思いますが、それらの課題について教育長の所見を伺うものであります。1つ目には、今後の課題は何があり、課題解決の手法のスケジュールはどのようにになっているか。そして2つ目は、5次総計で積み残しとなっておりました、山村留学親子住宅の整備促進をどう進めるのか。

3つ目には、仁宇布地区山村留学推進協議会の立ち位置と近年の開催状況・開催内容がどのようなものであったのかお伺いします。最後に4点目は、小規模特認校制度導入の進捗状況についてもお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 岩崎議員から山村留学の課題解決の取り組みについて4点にわたりご質問をいただきました。まず、山村留学の課題、課題解決の手法等のご質問でございますが、先ほど、藤原議員の答弁と一部重複するかもしれませんけれども、仁宇布小中学校では、小中併置校、少人数の特性を活かした児童生徒の個性に応じた指導を行うとともに小学校1年生段階から専科教育を実施するなど、特色ある優れた教育を提供していると考えております。一方で学校は児童生徒の数、そして学級数によって配置される教職員数が地方教育行政法に基づく配置基準によって定められております。学校運営体制と指導に関わる教職員体制を維持するには、一定の児童生徒の確保が必要となります。現在、13人の教職員数を維持するには、道費の職員ですね。児童生徒15人が必要となります。学校を新しく整備をして子どもたちがいなくなっては、本末転倒かと思います。仁宇布小中学校は、今後新たな転入者・移住者がいなければ地元の子どもが令和5年度には3人に減少する見込みであるため、一定程度の児童生徒を将来とも確保することが重要であり、引き続く大きな課題であると考えてございます。令和2年度の児童生徒数は地元生が9人、山村留学生が14人、合計23人で近年では最も多い児童生徒数となっております。また新年度、地元美深高校へ進学を志望している留学生が複数いることからも、美深暮らしや幼・小・中・高連携これの成果が徐々に表れてきているものと考えてございます。山村留学生の受け入れ体制の確保、ホスターホームの老朽化、そして町の財政負担などの課題はございますが、地域の皆様や学校をはじめ関係機関と協議をする中、課題解決に取り組み、山村留学を含め、仁宇布小中学校における特色ある教育活動を継続して推進して参ります。次に山村留学親子住宅の整備についてのご質問ですが、地元児童生徒が減少する見込みの中で、一定程度の児童生徒を確保するには、受け入れ体制、受け入れ環境、これを整えていかなければなりません。これまで受け入れ体制の1つの方法として、親子住宅を整備し提供してございますが、山村留学を希望する形態や学年構成、山村留学についての問合せ状況を見極めながら、適切な時期にニーズに沿った環境を整備できるよう、町、財政部局とも協議しながら検討して参りたいと考えてございます。次に山村留学制度推進協議会についてのご質問ですが、ご承知の通り昭和57年から里親制度により、児童生徒を受け入れ、地域の学校を存続させる取り組みがスタートしました。平成2年、地域から町に対し要望があり都会の子どもに豊かな自然の中で豊かな心をという地域住民の熱意を受け、児童生

徒の減少対策及び地域の活性化を目的に、町も山村留学制度に同意し、仁宇布自治会と仁宇布小中学校が中心となり、山村留学制度推進協議会が設立されております。その後、地域住民の高齢化や転出により、協議会役員の選出に支障をきたしたため、美深町全体、町全体で関わる組織化について協議会から要望を受け、平成18年度には、当町長が会長になるなど一時体制が変わったこともございましたけれども、平成21年度からは地域の方が再び会長を務め現在に至っており、これまで推進協議会が中心となって山村留学を進めてきているところでございます。定例の役員会は年2回、臨時の役員会は随時開催しており、留学生の受け入れに係る面接は随時役員会のメンバーで対応しており、今年度は既に9回の面接を終えているところでございます。役員会等の開催については、決算見込みですとか、予算について、募集方法について、あとホームページについて、あと助成金の見直しについて、募集状況や今後の受け入れ予定について。それと直近では助成金の見直しの中で継続親子留学家庭に対する激変緩和の経過措置等々についてですね、役員会で協議をしているところでございます。また協議会の主な行事としては有名なイカダ下りを始め、松山湿原登山、歩くスキー遠足の他、学校行事後の交流会ですか進級を祝う会、送別会などもこれまで開催してきているところでございます。最後ですね。最後に小規模特認校制度についてのご質問でございますけれども、ご承知の通り小規模特認校制度は本来指定されている学区外からの入学を認める制度で、多くは小規模校で導入していることから、小規模特認校制度と言われてございます。自然との触れ合いの中で、豊かな人間性を培い、体力づくりを通して心身の健康増進を図ることを目的として児童生徒一人ひとりの個々に応じた親身な指導を希望する保護者と児童生徒に美深町内からの美深であれば美深小学校、美深中学校から仁宇布小中学校に対し通学を認める制度となってございます。これは法的な制度ではありません。仁宇布小中学校での特認校の導入につきましては、これまでも総合教育会議や教育委員会議他、今学校とも協議・研究を鋭意進めてきているところでございます。現在、疑義課題を整理している状況で、まだ町、学校設置者との協議には至っていない状況でございます。引き続き研究協議を深めて参りたいと考えてございます。以上答弁といたします。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 午前中の一般質問の中でも積極的にこの山村留学制度を推進していくというような教育委員会の考え方が示されました。今、教育長の方からもハード面、あるいはソフト面の課題についても一定程度の時間を置きながらも解決を進めていきたいというような答弁もいただきましたけれども、1つにはその総合計画の中の予算措置といいますか、それを先般見たのですが今年度は毎年500万の予算措置の計画の中で、今年

はそれにプラスした予算措置があります。先ほど、ホスターホームについては、老朽化が激しいということと、指摘の中でやっぱり改修等も考えておられるということでございましたが、そのホスターホームの改修あるいは親子住宅の積み残しの部分、とりわけ親子住宅に関しては今ずっとここ数年満杯の状態だと私は認識しておりますが、それが解決すれば、1人2人とまた新たな親子住宅に入る方が募集者の中から選択することも可能ではないかというように思います。さらには今使っている親子住宅の環境の問題もあります。1棟2戸については、新しい建物になっていますが、その他の建物については、やっぱり古い建物を何とか工夫しながら使っているというのが現状です。やっぱり冬場に掛かる暖房費の問題ですとか、色々なその住む上での環境の問題もやっぱりいち早く解決しなければいけないと。やっぱりそういうところにあることを考えると、先程来町長は建物を建てて、その後少し色々検討しなければいけないという話もされましたか、やはりそこはしっかりと力点をおいてですね、それらのことも進めていく必要があると思いますが、具体的な計画というのはまだ立てていない状況なのか、ある程度、何年にはこういうのをしたいというようなスケジュールはきまっているのか。その辺のところはどうなっておりますか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 総合計画の中のお話かなと思います。ホスターホームにつきましては、内部議論、あと関係者の議論の中では、やはり中学生また男女、入居されているということで、特にお風呂場と、あと冬期間窓、外の外気そういった部分についてご指摘を受けてございます。本年度実は査定に計上して臨んだわけでございますけれども、この他にも仁宇布小中学校の関係で改修計画を過ぎている教職員住宅の改修等もございます。他の学校、美深小中学校そういった修繕の予算等も数多くありますと、本年度以降に先送りとなってございます。いずれにしましてもホスターホーム、老朽している部分ありますけれども、最低でも将来とも最低10年以上は活用できるような形で改修してはというようなことで、今後とも財政当局等とも相談していかなければならないかなと思っております。その前はホスターホームの指導員の関係がちょっと課題に残っていましたけれど、元年度から校長先生の退職者、そして学校の先生の退職者のご夫婦が元年度から指導員、管理人、まかないということでお世話を頂いて、何とかその課題については当分の間、対応できるのかなと考えています。あと、親子住宅の関係、これが先ほど、答弁した通り今後の児童生徒の確保と相まって検討していかなければならないかなと思っております。実は今ある6戸6世帯、新年度は1軒の方が出られて、複数の方が応募されている中、一応6軒とも活用するという形になっています。これもお陰様で親子留学の方、単年で帰るのではなくて複数年この仁宇布の地で親子で生活して学校に通わせているという実態がございま

す。そんな中でございますけれども、やはり空いたところに基本的に次に来た方が入るという形になりますので、6軒の内1棟2戸は新しい住宅ということで家賃も3万円ほどとなっています。あと他の住宅は年数は経っていますけれども、美深市街地にある町営住宅も同様なところもまだまだあります。そこは家賃6、7千円ということもあって、新しい住宅に当たる方というか、しか空いていない場合の方と、6、7千円の従来の住宅しか空いてない方という場合も出てくるということで、その辺の差もあって、他の町の山村留学では、一部家賃の支援、そういった形で生活支援をしているという地域もございます。先ほどちょっと例を出して話しました東神楽町、こちらは7軒ほどのこれも旧教員住宅を転用して山村留学を受け入れているという。どちらも親子住宅等については、そういった転用してうまく活用しているという例が多いかなと思っております。一応総合計画の今のところ前期計画の中で、これはあくまでも計画ですので位置付けていただけないかということで掲載しているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 一日も早い住宅環境の整備というのは必要なことだというふうに思いますが、何度も私はこの問題について1つの提案があって、機会あるごとに提案をしてきました。教員住宅が1つは空きがないのかどうかということの問い合わせをしたこともあります。あるいは今現状の中では先生方で単身で教員住宅に住んでおられる方もいます。非常にもったいないのではないかと思うのですね。親子住宅建設にも相当なお金が掛かります。経費が掛かります。ですから、その辺を勘案すると何か教員の先生方がワンルームでも暮らしていくような、何というのですか、集合住宅というのですか。そういうのを1つ建設することで旧来の教員住宅をそのまま親子住宅として転用できることも可能ではないかというふうに思うところです。またもう1点は、今仁宇布の色々な事情があるのかかもしれません、郵便局の横のところに本来であれば郵便局の勤務する方が住まなければいけないところも現実は違うような体制になっています。あそこがきしっと元に戻れば、また住宅が1つ確保できるということもあります。色々な考え方があると思いますが、そのような形で進んでいくことと、お金も掛からないし先生方にとってもいいのではないかと思うところですが、これから考えるに検討をとりわけ教員住宅の修繕保全等も発生していくというような中で、そういったことも視野に入れながら検討課題として挙げてはいかがと思うのですが、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 岩崎議員から以前も教職員住宅、空いているのであれば転用できないかというようなご質問があったことを記憶してございます。その時はですね、先生

方は毎年度基本的には管理職2年、教職員4年というようなパターンで異動のサイクルが回ってきますので、もし山村の方が入居されて、次先生が来た場合に住宅がないということにはならないかなと。やはり教職員住宅というような形で色々なものによっては学校共済の資金を投入して先生専用の住宅ということで整備した経過もございますので、全部が全部そうではないですけれども、そういった面もございます。ちょっとまだ正式発表ではないですけれども、一応新年度の人事の関係で、今教職員住宅が2つ空いています。それで、4月段階で新たに入ってくる方を相殺しますと今のところ1戸足りなくなる可能性があるといった状況になっていますので、1人名寄から、ご夫婦で務めていまして、名寄から通っている先生方が移動するのですけれども、今度来る先生は仁宇布に住まいを求めている先生がいる関係で場合によっては1つ足りなくなるということもあって、やはりその転用して対応することには、ちょっと簡単にはならないのかな。そういう事情もご理解いただきたいと思いますし、先生方のワンルーム住宅を民間企業さんが整備されてそちらに入るということでということも考えられますけれども、今のところ先生が単身でくる場合もありますし、今現在は子どもさんを連れてきている先生もいますので、その辺は何とも見通せませんのでその辺についてご理解いただきたいなと思っています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは、山村協の問題についてお聞きしたいと思います。質問ではその山村留学推進協議会の立ち位置ということでお聞きしました。歴史から始まって経過も授受説明をいただきました。そういう説明の中では、これは独立した機関ということでいいのかなと思うところですが、それでよろしいですか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） はい。当初は仁宇布の地域だけで協議会もっていましたけれども、今は教育委員会も一緒に入って町全体で、この山村留学の推進を行うとそういった体制に現在は変わっております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） では、先ほど更に続けて開催状況や開催内容についてお聞きをしました。その中では、今回の先程来、町長も実際に現場に行って、皆さんのご意見等を聞きながら、やっぱりこれではいけないなということの理解の中で次の展開を考えていきたいというような、そんな意味の答弁をされておりましたが、この山村の協議会そのものが独立した機関であるということを考えあわせれば、今回の2月の協議会の様々な提案について、非常にとりわけ地元の山村の保護者の方々は失望と怒りと様々な感情で色々な動きをされたようにも伺っております。これらの経過について、しっかりと報告いただきたい

ということは、実はこれらの一連の動きの中で山村協の会長が辞意を表明されました。これらを考えると非常に重要な内容でございまして、先ほどの一般質問の中でもありましたけれども、やはり今来ているお母さん方の口伝えで、今まで色々な形で親子住宅に入る方々、山村留学をされる方々、色々なつながりの中で多くの方が来ていただいたと思うのですが、今回のこの助成金の見直しについて、非常に失望感を持たれた親の方も沢山おられますと聞いています。これらは、結果がどうなったということも是非聞いておきたいのですが、これらの一連の騒動という話をしたらおかしいですが、これは進め方の中で山村協議会の機能としては教育委員会の下請けのような形の協議会であってはいけないと思うのですけれども、その辺のところはどうですかね。補助金にあっても一部聞くところによるとこれは1つの案であったというように聞いているのですが、どうもその案という字がどこにも見当たらない。これでいきますよというようなことを高圧的に押し付けられたようなそのようなイメージにしか映ってこない。それらの協議会の進め方等についてもですね、どう考えておられるのか。今後どう対応するのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 経過を詳細に説明するのはいいのですけれども、ちょっと簡単に一言で説明することにはならないかなと思います。いずれにしましても、山村留学、先ほど藤原議員の説明にあった通り、生活扶助的な生活費支援について、現金で給付している部分について、疑義が起きているということ。それで他の道内の山村を実施している自治体においては、ほとんどが現金給付ではない、実態に合わせた支援をしていると。それは多いところもあるし少ないところもあります。ですけど、美深は美深の仁宇布の条件にあった支援が必要ではないかというように協議会、私もそうですけれども考えているところでございます。見直しについては、ご承知の通り前の教育長の時代から平成29年あたりから協議が進んでいたというように私は引き継いで伺っているところでございますけれども、平成2年の6月の役員会の中で新年度の協議会としての考え方といいますか、親子住宅の支援といった案で進めますよというような形でお話していたところでございます。その後協議会の予算については、町財政部局との査定等々を経ながら見直していくというようなお話になりました。それを役員会に持ち帰ってお話、相談したところ唐突であると。その見直しは。もうちょっと期間をおいて、柔軟にといいますか。激変を緩和していくべきではないかというような意見。理解するけれども、そういうところがやっぱりちょっと今回は欠けていたのかなと。そしてまた役員会で相談していたことが、やはり私の丁寧な説明がなかったためか、もう既に地域の方に伝え、広がっていたというそういったこと

もございまして、大変関係者に不安というか、不安・不信そういうものを与えてしまつたなということで2月の27日、町長と私と地域での懇談会に出席して、それらの経緯について進め方が唐突だったということと、新しい留学生、親子留学生、そして今いる方がほとんどまた新年度も継続されると。そういう方は一緒にはならないだろうと、それは役員会その中で再度町の財政なり理事者とその辺について協議していくというような役員会の総意の元、最終的に2月の27日懇談会のあと、役員会を即開きまして当初協議会が継続する山村親子世帯にお示しました案で新年度対応していきたいなという話になってございます。そしてこの後、引き続き現金給付について払拭されていないという意見もございまして、監査等で何に充てられたのか明確ではないのではないかというご指摘、私どもは燃料費ですか、除雪に掛かる経費ですか、そういう特に市街地よりも更に厳しい自然の中で生活していく上での下支えするような経費、これに充てているよと、そういうことで考えています。その辺を含めて更に皆さんに理解いただけるような形で受け入れ環境を整備していくことになってございまして、この協議はまだ役員会で揉んでいるところでございます。最終的には、当初、今留学されている方には当初お示した案で進めるということで確認してございまして、この後、新年度以降また今年度の募集、そういう形に向けて引き続き協議会、そしてまた町とも相談していくと、相談している最中ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） ちょっと時間的に余裕がないのであれですが、指摘だけしておきます。今回の助成金の見直しというのは、このまま進めて行くことの理解でいいですね。そして今いる、今現在山村で来ておられる方については、当初の案というのは昨年の11月に更新をかけた時に下げた金額ということで理解していいのですね。その2点ちょっと伺います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 見直していくということで、削減していく云々という部分ばかりではございません。基本的に、現金での給付について見直していくという方向で考えてございます。それと見直し案でございますけれども、これまで2人までが月3万円、3人が4万5千円、4人が6万円という毎月の親子留学の生活支援費が出てございました。これを新年度激変緩和で留学生1人家族が2万円、留学生2人家族が3万円、留学生3人家族が4万円、4人であれば5万円、4人の方いませんけれども、そういう形をお示した額で協議会として対応いくということで最終の役員会で決定しているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 保護者の方は1つの安心が今回のことであったと思いますが、ただ今後の問題、見直しの中で現金による給付をどんどん削減するというのは1つの手法ですが、それに代わって、今、山村協に提示している様々なそれに代わる何か名目等の財源というのは、きっと確保されるのかどうか。とりわけですね山村協の予算書等も虫食い状態で、ちょっと見ているのですが、過去にはやっぱり総予算の中では700万を超えるような形が数年続く中で段々、段々減額されてきて、今500万台すれすれの状態がここ何年か続いて、今新たな年度では更に減額というような形になっています。山村協そのものの活動の範囲は単に親子住宅やホスターホームの関係する方々への補助金の問題だけではなく、先ほど教育長も言われたように様々な子どもたちが体験できる事業について実施をしてきたという経過があると思います。ただここ近年ですね、とりわけここ昨年はコロナの関係もあったことも1つの原因かもしれません、近年やはり段々、段々予算の減少とともにそれらの事業がなくなってきていると、ある山村に来られた方かつて山村で学んだ、そして自分の子どもも、この山村で学んでいただきたいという思いのある方がやっぱり昔とちょっと違っているよねと。かつてはもっと色々な形で子どもたちが自然の中で、遊びそして学び、そんな生活がやっぱり山村協の大きな使命だったと。それについては段々そういう事業が少なくなってきたことについて、山村留学のあるべき中身などのかなと疑問を呈している方も中にはおられます。それらについてですね、今後山村協との中の協議になると思いますが、しっかりと予算が確保できるような形が取れるのかどうかその辺の答弁も聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 昨年、コロナ対策等々で中々活動も制限されて、一部予算も執行できなかった部分がどの団体もそうですけれども、あるのかなというふうに思っています。昔良かったよねという話は、私も一部の方から聞いてございますけれども、やはり昔と30年の歴史がありますので、それは一緒にならないのかなと。今は今の教育課程なり学校経営の方針がありますので、それを柔軟にどうやって上手く活かしていくかということに係っているのかなと思っているところでございます。いずれにしましても、近年例えば留学生募集のキャラバンといいますか、例えば都会だとどちらかに行って募集キャンペーン活動を展開するですか、あと実は山村留学のパンフレットが古いままでありますね。そして今、新しい学校が出来ますよね。新しい学校の外構がちょっと今年の夏以降、秋にずれちゃうと。そういう新しいデータでホームページですとか、パンフレット等もP.Rするのに必要かなと思います。そういう予算等々については、ちょっとはっきり積算

が出来なかった、見込みが立たなかったということで今年度見ていません。そういった部分も出てきますし、またコロナの状況によって親子交流活動、そういった事業も見ていません。先ほど言いました、特に募集活動、募集活動といった経費等も当初で見ていませんので、その辺については今後また財政等々も踏まえてご相談するしかないかなと思っています。先ほど申しましたけれども、協議会の予算は99%が町の負担金です。残りは自治会の会費しかございません。そういったこともあるって、役員会の中で先ほどもちょっと話したのですけれども、例えば美深高等養護学校のような協力会みたいな、そういう賛同、協賛金、そういった資金応援団をつくるのもいいかなという話もありますし、これは協議会の中の方からの意見ですけれども、この山村留学等の活動に対するそういう補助制度、助成制度があるのではないだろうかと。ちょっと教育委員会では抑えきれていません。そういうものを申請して資金財源にしてはと。そういった部分もございますので、今後将来に向けて、何でもかんでも町がという部分となると中々財政当局の方も、うんと言わぬいのかなと思っていますので、やはり教育委員会が中に入っている協議会ですので、その中で意見を出して頂いて、相談していくしかないのかなと思っておりますので、ご指導の方よろしくお願いしたいと思います。先ほど、案を示したのを平成2年と私申し上げたようですがれども、令和2年の6月の誤りでしたので訂正させていただきたいと思います。失礼しました。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） もう1点だけ言っておきます。助成金見直しについての理由が4点ほど挙げてあります。どれもちょっと疑問符をつくような見直しの理由です。これについても逆に見直しをかける。そうしないとこんな理由で削減案をつくるというのはおかしいことです。時間がないですから具体的にはいいませんが、その辺のところについてはどう考えておられますか。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 大変申し訳ございません。これも私方が入ってつくった資料ではなくて、当日口頭で修正したりとかした部分でございますので、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それも見直すということでいいですか。

○教育長（草野孝治君） もう既にこれは変わっています。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは、質問を変えます。最後は行政に關係するところでござ

いまして、赤字が続くびふか温泉経営を心配する町民の声を聴きます。安心を与える説明が必要ではないかと考えますが、それらについてご答弁をいただきたいと思います。累積赤字が膨らみ法人存続の危機にある株式会社美深振興公社の経営とびふか温泉の将来像について、どのような取り組みで進んでいくのか、再びお聞きしたいと思います。1つ目は、今後の立て直しについて多くの町民が心配をしています。説明会を開くなどして、安心を与える行動が必要ではないでしょうか。2つ目には、外部委員による冷静な現状分析と総務省の示した「経営健全化方針の策定」を着実に実施をして、その結果に基づいた今後の温泉経営に活かした方がいいのではないかというように思うところですが、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 赤字が続く温泉の経営についての質問ということでございますけれども、はじめにびふか温泉の経営に関する今後の立て直しについての町民への説明が必要ではないかという部分でありますけれども、民間会社と言いますか、株式会社美深振興公社の経営不振につきましては、町民の皆さま方、更には関係各位に大変ご心配かけていよい状況でございまして、この会社の代表取締役、そして町長という二足の草鞋を履かせてもらっているわけでありますけれども、そういう面から心からお詫びを申し上げたいなと思っております。ただ、振興公社と言われる部分は、昭和55年に林業保養センターいわゆるびふか温泉の建設に合わせて、その経営母体として第三セクター方式で株式会社として立ち上げられたものでございます。当時は人口が現在の約2倍の規模であったことや、近隣町村においても先駆け的な施設であったこともありますし、多くの集客で経営も順調に推移しておりますが、当面の間は良好な経営状態が続いておりましたが、これまで議員各位に説明申し上げているとおり、平成17年度から赤字経営に転じておりますが、厳しい経営が続いているわけであります。平成30年度の決算では、債務超過に陥ったところでありますけれども、これまでの経営不振の要因につきましては、振興公社としての積極的な営業活動や経営努力、お客様に満足していただける適切なサービスの提供が不足した面は否めないのかなと思っております。また組織的な面での体质と体制についての課題が多くあったものと考えておりますが、もう1つの大きな原因としては、近隣を含めた道北地域の人口減少、観光スタイルの変化など、社会的変化による利用者の減少が影響しているものとこういうことが言えるのではないかと。また町内における公衆浴場と言われる、ほっとプラザ☆スマイルの開業等も相成っておりますが、利用者がそちらに流れたことも1つの要因ではないのかなと見ております。こうした現状を踏まえ、今後びふか温泉の経営をどうすべきかについての検討を加えて参りました。これが利益の追求に重きを置

く民間企業であれば、事業の存続を判断する情勢に迫られているところかもしれませんけれども、びふか温泉は開業以来40年にわたって町民や観光客の皆さんに親しまれた、ご利用されてきた施設でもあるわけであります。そういう面から観光施設の一面もありますので、町民の健康増進と福祉の向上に資するための施設でもあり、町にとって町民にとって必要な、公共性の高い施設であることから、今後も継続してこの運営を続けていく必要があると判断しているところでございます。そうしたことから、今後、びふか温泉の経営を継続させるためには、まず大きな経営改善を図らなくてはなりません。すでに部門ごとの事業の見直しや、従業員による営業活動の展開などに取り組むとともに、人員整理による人員の削減等も着手しているところであります。そしてもう1つ経営改善の大きな柱として、株式会社美深振興公社と株式会社アウル、いってみれば道の駅と捉えていいわけでありますけれども、経営統合についても検討を進めて参りたいと考えております。株式会社アウルについても、本町の物産展示館の運営を担う組織として設置した第三セクターであり、近年は観光客の減少などにより営業実績は下降線を辿っておるわけであります。同じびふかアイランドにある2つの第三セクターの統合により、管理経費の縮減をはじめ、販売網の拡大、びふかアイランドの一体的管理、新しい経営戦略の構築により、厳しい経営環境に耐えうる公社の構築を目指していくものであります。そのためには、令和3年度から町の職員を2名派遣し、両組織の体質改善を推進し、統合再編について検討を進め、抜本的な経営改善を図って参りたいと考えているわけであります。それらの経営改善に向けた体制面での整備に加え、もう1つ、資金面での支援も必要であるとの判断をしているわけであります。人口減少などの社会情勢の変化による経営への影響は、経営努力だけでは解決できない部分もありまして、町が直接経営していても損失が生じるものであると考えているわけであります。そうしたことからびふか温泉における公共性を有するものについては、一定程度の公費負担が必要であると判断しており、そうすることにより今後の安定的な経営につながるものと思っております。これらについて、新年度予算において提案しており、これまで申し上げた、人員面と資金面での支援により、経営改善策を推進して参りたいと考えております。またご質問にございます、町民の皆様への説明について、振興公社の取締役会役員会等において説明会の開催について協議をして参りたいと、やる方向で努力して参りたいということであります。実施する場合の実施時期は株主総会後に、言ってみれば役員会後に取締役後になるかと思っておりますけれども、状況を見ながら対応をして参りたいと、ご理解を賜りたいと思っているわけであります。外部委員だとか現状分析の関係でありますけれども、経営の現状分析は外部委員の設置や経営健全化方針の策定についても質問があったわけでありますけれども、これについては美深振興公社をは

じめとする第三セクターの経営については、これまで町において言ってみれば昨年からでありますけれども、専門に担当する人員を配置し、一昨年ですね。約2年間、経営分析と合わせて改善に向けた指導を行ってきており、組織面含め、現状の把握は十分できているとこう認識しているわけであります。令和3年度に町から派遣する職員は、これらに携わってきた職員でありまして、経営改善に取り組む中で、公社職員等との意思疎通を図り、信頼関係を築いておりますので、組織内においてこれまでの分析をもとに、さらなる経営の改善を図り、あわせて組織の再編について十分に力を発揮できるものと考えているわけであります。なお、経営健全化方針の策定では、2つの第三セクターの組織の統合再編についても検討を進めている段階でありますので、個別組織の健全化方針については、策定できる状況になく、北海道にもその旨を通知して了承を得ておりますので、ご理解を賜っておきたいと思っています。言ってみれば総務省で示したことの関係でありますけれども、そんな理解をしているところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） まずですね。最初にお聞きしたいのは、昨年の12月の定例会で、一般質問をさせていただきました。その中で総務省からの通知のあった第三セクター等の健全化方針の策定と取り組み状況の公表についてということ。このものについてですね、町長答弁では、打診はございませんという答弁でした。その後、この頂いた通知文について、実際通知がなかったのか、あったのか、その辺の確認だけしておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 昨年、答弁したのを覚えているわけでありますけれども、あの時点では私のところまでは挙がってこないものですから、なしと、知りませんという答弁をしたつもりです。ただ、担当から含めて、後で確認すると、いやそうではなくて専決でやらせていただいた部分もあるので、ただ当時赤字になってないものですから、調査の対象としては赤字になってないものですから、30年からありましたから対象になってないものですから、そういう答弁で道の理解も得ているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。そういう答弁を前回訂正しなおしたと思っているのですけれどもね。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） では、受け取ったということでよろしいですね。次の答弁の時に言ってほしいのですが、町長はそれについて承知していなかったというのは非常に重大な問題だと思います。決裁の仕組みというのはどのようになっているのか。庁舎内の。それが非常に重要な、これ文献ですよね。通知そのものが。第三セクターに関わる経営健全

化方針を策定しろと、さらにそれについては取り組み状況の公表しろということが、これは単にこれ私手元に持っているのは、令和元年7月23日の通知です。私も不安でしたから確認しました。北海道庁に問い合わせいたしました。さらには、その担当が上川総合振興局の地域振興課地域振興係にあるということで、そこにも電話をしてその扱いについて問い合わせをしました。そうするとそんなことはございませんと、同日付でしっかりと美深町にはお送りしていますという回答でございました。そういう大事な文書の決裁の仕方が今の現状でいいのですかね。とりわけ今、私たちが大きな赤字を抱えている第三セクターの問題、今町長は該当するものでなかったから、その旨、報告したとありますが、これは令和元年7月23日付の文書です。その時点でも既に大きな赤字が膨らんでいたのではないかですか。当然その時には報告をして、それらの策定作業にあたるというのが、普通考えたらそうなると思うのですが、それをあえてしないのは何か原因があるのですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 前回も答弁したと思いますけれども、その辺のことについては専決もありえるのだということを答弁したと思いますけれども、言ってみれば該当しない、その当時では赤字になつてないという判断で、道とも支庁、総合振興局も経由しての話でありますけれども、そういうことを申し上げてこれは一件落着したと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長、一件落着ではないですよ。総務省からこれらに関する文書は、この令和元年の1回だけではないですよ。もう既に過去、総務省がそれらの改善策について、国が予算を措置するということもその過去ありました。その時点からずっと数回にわたってこの通知があるはずです。それを単に専決でどうのこうのということで逃れてはいけないですよ。やっぱり国から示されたものについて、改善計画なのですから温泉やめるとかそういうもんじゃないですよ。どうしたら今の経営がしっかりでき正在して、町の財政に負担をかけないで済むかという内容ですよ。その策定をサボタージュしていて、そして見直しについては、町の職員が、担当するものがやってきたと、それはちょっと違うのではないかですか。どうですかね。策定、国から求められている策定と方針について、これは自治法に基づいた通知ですよね。それについて、この町がそれに触れない、あるいはそこに目を瞑ってきたということについては、非常に大きな問題があると思いますがどうですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先ほども答弁したところを重なる部分もあるわけでありますけれ

ども、経営改善の方針の策定について、2つの第三セクターの統合再編について、検討を進めている。さらに個別組織の健全化方針については、策定できる状況ではなく、北海道にもその旨を通知し、了承を得ていますのでご理解くださいという答弁をしておりますので、専決云々もありますけれども、ご理解をいただいて、そしてその前に昨年の定例会だと思いますけれども、言ってみれば北海道レベルの大きな第三セクターの話であって、わが町のような第三セクターの話ではないのかなということも申し上げたつもりであります。

○議長（南 和博君） 暫時休憩します。ちょっと整理してもらって。

○5番（岩崎泰好君） 町長それ違うよ。全国のすべての三セクですよね。

○議長（南 和博君） 休憩を解いてもいいですか。休憩を解き会議を再開します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 県レベルの話だとか、道レベルの話だとそういう部分の答弁を取り消せということありますから、取り消したいと思いますので、それはそうして、ただ専決したのは事実でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時47分

○議長（南 和博君） それでは休憩を解き会議を再開します。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 道への回答はわかりました。わかりましたが、それでは2つの三セクが統合の後には具体的に経営改善化方針等の策定を行って改善計画をしっかり前に進めるのか、その点についてもう1点お聞きします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） そういう前提に立って進めておりますので、改善されるものと理解しております。

○5番（岩崎泰好君） わかりました。以上で終わります。具体的な事はまた別にやりますから。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 以上で終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員の質問は以上で終わります。

次、7番 小口議員。

○7番（小口英治君） 7番 小口です。項目は行政、件名 各種団体の長に町長が就任すべきか。質問の要旨 町が支出する各種団体の長に町長が籍をおいていることは、適切な方策か伺うものです。以上。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町が支出する団体の長に町長が籍をおいていることは、適當かどうかというご質問をいただいたところでございます。町が支出する各種団体の長に町長が籍をおいていることは適切な方策かというご質問でありますけれども、私が町長が、代表職を務めている町内の各種団体は確か11だというように覚えているわけであります。いずれも公共性の高い団体となっております。制度上問題があるものは含まれておりませんけれども、団体の運営上、支障があるものがあれば改めるなど、疑念をもたれることがないよう今後も透明性を高めていくことが大切であると考えております。なお、今11程と申しましたので、どのようなものがあるということを申し上げたいというふうに思います。1つは地方公共交通活性化協議会、さらには姉妹町友好親善実行委員会、平和祈念式典実行委員会、美深町地域担い手育成総合支援協議会、農業後継者育成推進協議会、家畜防疫推進協議会、緑化推進委員会、林野火災予消防対策協議会、美深高等学校教育振興協議会、美深高等養護学校協力会、町民大運動会実行委員会であります。以上が11としてカウントしているものであります。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 全般の今日の一般質問での藤原、和田、岩崎議員とも山村留学の親子住宅の助成金のことで質問があったと理解しておりますが、これは構成団体は教育委員会の教育長ですか。教育長が入って町長は入っていないですけれども、例えばというか現実ですけれども高等養護学校の協力会及び美深高等学校の教育振興協議会も町長がやられております。これで私が一番危惧されることは、4・5年前に問題になった森友学園の忖度ということですよ。色々考えていると、イエスマンばかり多くて、町長に具申できないのではないかと。そういう恐れがあるのではないかと。それはやっぱり危惧したわけですよ。今回の山村でもそういうのがちょっと感じられたものですから、急遽この質問にしたのですけれども、例えばこれ会長が町長がやっている場合、査定の基準があるのかですか、その担当の部署で審議が出されているかどうかだとか、そこら辺のことはどうなっていますか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 山村のことと言いますか、そういうことも含めてのようありますから答弁いたしますけれども、実は山村協、私が顧問になっているのは知っているつも

りであります。ただこの頃は参加していないのが現実でありまして、そして仁宇布の学校を作る段階といいますか、非常に色々な議論があったわけでありまして時間がかかったわけでありますけれども、その中で約5億を超える予算も計上せざるを得なかつたわけでありますけれども、そういう中であつて学校ができた段階においては、教育委員会等々、教育長も副会長で山村協議会には参加しているようありますけれども、見直しをといふことも検討してくれと山村協もそれを受けて見直しの検討に入ったというように思っております、ただそこでは十分な議論が煮詰まつていなかつたと、色々な議論があるわけでありますけれども、そういうことあります。従いまして予算査定はこういう協議会で付度あるのではないかと話もありましたけれども、こういうあんまり付度だとかそういうことは考えないで、やっぱり削るものは削る、また追加するものはせざるを得ないという立場に立っているわけであります。その中で査定等こういうものは直接関係ないわけでありますけれども、教育委員会もその辺のところを知っております、町長から大分前から言われているのだけれども、ちょっと煮詰め方が甘かったといいますか、そういう段階で大変苦労かけたなという話はありましたけれども、ということで先ほど和田議員にも答弁したのですけれども、この新年度予算はこうして通していただくわけでありますけれども、その後補正になるか何かわかりませんけれども、財源が出てくれば別ですけれども、検討を加えなければならないと、言ってみれば激変緩和的な措置をとらなければならない。それが一つの考え方でありますから。そういう事を考えていかなければならぬ。その後のことであります。そんなことでご理解をいただきたいと思います。付度なんかまったくしておりません。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 山村のそこまでは私、何も聞いていないのですけれども、養護学校の協力会と高等養護学校の振興協議会と言いましたよね。これは数年来から予算の削減がないわけですよね。それにも関わらずですね、大きな削減がある、あったことはですね、何か会長が、町長がやっているのでは。2回目言いますけれども、何か言う人がこれは適正かどうかという判断する人がいないのではないかと。正しくそれは付度だと思うのですけれども、そこら辺やっぱり危惧されるのですよね。どうしてもね。片や町長がやっていける補助金、協力会や何かがずっと下がる緊縮財政にも関わらずそのままいって、他のところは抑える。どうも私は今回の山村に関しては、そういうようなもので感じられたものですから何回も言いますけれども、その徹底をしていただきたいと。改善をしていかないと、なのでしっかりとやっていれば問題はないですよ。何かちょっと曇ってきているのではなかろうかという大変な懸念が私はあるのですよ。そこら辺の事情は教育長も山村

推進協議会に行って、望月次長と頭を二人で丸めたようなお詫びをしたというような報告は聞いていますけれども、何でお詫びするようなことになったのか。やっぱり順序良くその後の項目にも入ってきますけれども、それはまた聞きますけれども、やっぱりそれは相当な失態だと言わざるを得ないです。失態と地域住民、前の岩崎議員も言っていましたけれども、本当にその留学生を持った親の方の心配ですね。これはやっぱり相当な計り知れない心に残ったことだと思います。ですからそういうことのないように、この不思議な会長職というのは何も民間に任せればいいわけですから、町長があえてやらないで民間活力引っ張ってくればいいわけですから、そこら辺のどうしても町長がやる理由はないと私は思うのですが、そこら辺の考えはどうです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まさに政策的な話が内容に含んでいるのではないかなと思っておりますけれども、私はやりたくてやっているわけでは1つもありませんので、やめろと言われればいつでもやめたい気持ちでいっぱいあります。議員の皆様方がやめれというのであればやめたいと。この方が非常に楽ありますからやめさせていただきたい。ただ非常にこういう問題は、今言った政策的な課題、そして町が進めなければならない。こういう問題が含んでいるのだということはご理解いただきたい。そして予算査定だとなんとかということは、この協議会だと色々な形がありますけれども、それはそれとしてまとまった形、要望はありますけれども、査定というのはそういうものではないと。そこで忖度だとなんとかという言葉が出るのかもしれませんけれども、そういう忖度をしているつもりは私は全くもってありません。

○議長（南 和博君） 小口議員、通告にある内容でお願いしますね。少し外れているところが見受けられるので、よろしくお願ひします。

○7番（小口英治君） はい、何ですか。

○議長（南 和博君） 通告にないところがあるものですから、質問の内容に。先ほど。気をつけて質問してください。7番 小口君。

○7番（小口英治君） 改めてお伺いしますが、これもちょっと議長に注意されるかもしれませんけれども、査定の基準があるのか先ほども言ってその回答がなかったのですが、その担当部局で十分煮詰めてやっているのか、それだけちょっと答弁お願ひします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 予算査定のことを言われているのかどうかわかりませんけれども、全く忖度だとそういうことをしてないつもりであります。こういう会計のことの中身のことを心配されているのかなと思ったりもするわけでありますけれども、そういう部分に

については、例えば繰越金があるとかという部分も見ているわけでありますので、一概に一方的にこうだと、忖度だとか辺にこじつけないでほしいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 全くこじつけてはいないですけれども、そういう疑念を持たれるようにならぬように行っていただきたいということですので。それでは項目移ります。住民参加のまちづくりの推進の拡大について。令和3年度 町長の執行方針の中、広報モニター・広報誌・防災情報端末機・町のホームページ、まちづくり推進町民会議・懇談会・地域担当員制度・町長への手紙など様々な機会を設け、広報・広聴活動を推進するとある。令和元年度の行政評価報告の結果に満足することなく第6次総合計画の「未来へつづく笑顔あふれるまち美深」を目指すにあたり、現状をさらに推進する必要があると思うが、推進に向けてどのような方針で取り組むのかを伺うものです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 小口さんから住民参加のまちづくりの推進の拡大という質問が出されていました。特に広報・広聴活動の推進に向けての質問であります。ご質問にありますように、これまで様々な機会をとらえて推進してきております。令和3年度においても継続して推進する考えであります。小口議員の考えでは、現状さらに推進する必要がある、との意見でありますけれども、広報・広聴に関する機会をさらに増やす考え方を今のところ持っておりません。現在行っている事業を実施する中で推進できるものと考えております。第6次美深町総合計画の基本目標に掲げました「未来へ続く笑顔あふれるまち美深」を目指すにあたっては、町民との対話や、共にまちづくりを進めていくための住民意識の醸成、行動が必要であることは、これは議員との考え方は同じかなと思っているわけであります。町民から様々な意見を聞く機会として、町政執行方針に掲げましたが、ほかにも、各種の会議や各団体などの集まりなど、住民の皆様と直接お話できる貴重な機会、言ってみれば広報・広聴の場と考えており、町長として積極的に顔を出しながら、多くの意見に耳を傾け、問題提起しながらまちづくりについて様々な協議を行って参ります。これは職員にも町民との対応を重視するよう求めているところでもあります。また各種機会を持って進めております広報・広聴活動については、まちづくり懇談会やまちづくり推進町民会議、広報モニターなどを中心に、その結果についてもすべての職員が確認できるよう周知しているほか、直接対応が必要な場合などは担当課に引き継ぎ、質疑をする中で課題の解決や今後の取り組みに活用しているところでもあります。ただし、寄せられたご意見や要望については、現状の制度の中では取り組むことが難しいものもございます。大きな予算を伴うものなども少なくなく、中々実現に至らないものもあるとは思いますけれども、ご理解を

いただいておきたいと思っております。広報・広聴の機会を設けている中でも、住民の皆さんの参加が少ない場合もあることから、こうした機会に多くの方々が出席していただけたなら、広報・広聴活動がより意義のあるものとなると考えております。またアンケートなどモニター等の回収についても丁寧な呼びかけを行って、各自治会や各種団体などの協力をいただきながら、取り進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたしたいと思っております。町が取り組んでいる各種会議等あるわけでありますけど、これについては手元に用意したものありますけれども、省略をしておきたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） この件は、12月の定例会でも一般質問の中でお聞きしていたことなのですが、先ほど和田議員ですね、和田議員の質問の中で、町長も職員も町民の声を聞くために出向くように実施するというような発言もありましたので、この通り額面通りもちろん受け取りたいのですが、それで間違えないかということと、これ以上は言いませんが、やっぱり仁宇布の山村に関しては、そのような情報の共有というのがなされていない始末の結果だと思いますので、なお一層それに励んでいただきたいと思いますが、それに対してお答えください。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 山村のことは聞いていないという話もありましたけれども、結果的に山村のだなと聞いておりましたけれども、これらの問題は前から申し上げているのですけれども、学校建設の暁には山村留学制度の抜本的な改正をやりますよと。委員会と協議をしながら、そして山村協議会の役員の方々にもそういう申し入れがしてきたところであります。したがって、そういうことが十分やられてきたなと思っていたのですけれども、不十分だと言われれば不十分なのかな。それは僕の方に向かって言われるのか、教育委員会の方に向かって言われるのかわかりませんけれども、それはちょっと少し違うなという感じはしないわけでもありません。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 教育長に質問の答弁者にも書こうかなと思ったのですが、やっぱり財政を握っているのは町長部局なものですから、町長に指名しただけのことです。

○議長（南 和博君） それで、質問は。町長答弁するのですか。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 教育長が立たないからというか立つのですから、色々な協議会だとか何かあるのですけれども、査定権は町長の方にあるのですよね。そういうことで理解をしてほしい。だから色々な協議会でまとまっている査定とは別だと抑えてほしい。

今日の議会もそうでありますけれども、議会で駄目だと言われれば、にっちもさっちもいかなくなるわけでありますから。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 一般質問終わります。

○議長（南 和博君） 7番 小口議員の質問は以上で終わります。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 資料提出を求める動議を提出したいと存じます。

○議長（南 和博君） 内容については。

○5番（岩崎泰好君） 内容については、今申し述べます。提出を求める資料については、令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）の中の、第7款商工費、第1項商工費、第4目美深アイランド管理費の金額が750万という金額ですが、それについての査定の根拠となりました営業等の計算の内訳といいますか、内容詳細について資料請求を求めるものであります。

○議長（南 和博君） 只今、岩崎議員から資料要求の発言がありました。賛成される方の議員の挙手を求めます。

（複数挙手）

○議長（南 和博君） それでは資料要求を受理いたします。それでは只今から暫時休憩をいたします。再開は概ね15時30分、午後3時半としたいと思います。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時30分

◎日程第3 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。次、日程第3 議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 和田君。

○3番（和田 健君） ページでいいますと19ページ20ページの、まず1点は小学校費、美深小学校の光熱水費なのですけれども、毎年のようにこれ結構説明では電気代がかかるでいるという話なのですが小学校だけ必ずと言っていいほど、この電気代の増額というのがでてくるのですが、こここのところをもう少し詳しく説明していただきたいのと、あ

と語学指導費の部分ですね。ALTなのですが、こちらの方、去年の9月ですか。来町の予定が来日できない状況であるということなのですけれども、そのALTの英語指導の現状どのように行っているのかをお聞きします。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） まず小学校の光熱水費の関係ですが、電気料が上がっているということで、今回補正に挙げさせていただいております。美深小学校の暖房が電気暖房となっておりまして、実績では平成30年から高く掛かっているような状況で、毎年この時期に補正をさせていただいているところです。30年に金額が上がったということで、大分節約、小まめな設定で節約するように学校の方にもお願いしているところなのですが、中々思うように金額が下がってこないという部分と、あとその平成30年の高くなった時ですね。ちょっと電気料金の仕組み上、高い一番ピークの時に使った電気量に応じて基本料金がそこに設定されてしまうということで、その高い時をピークに11カ月、12カ月ですか。一年間その高い基本料金で料金請求をされるという部分がございましたので、その部分が大きく電気料金が上がっているところでございます。この部分については、かれこれ3年目となりますので、継続して電気料金の節約とともに令和3年度においては、若干の電気料金の増額で要求してきているところでございます。それとALTの現状という部分ですが、9月に新しいALTが来日の予定で準備を進めて参りました。そうですが、コロナの関係で入国制限が設けられたということがございましたので、延び延びになっております。一時期入国制限解除になった時に、1月末に来日できる予定で進めたのですけれども、年明け再度また入国制限がかかってしまったということで、新しいALTにつきましては、4月以降の来日となるということなのですが、まだ具体的な日程は決まってございません。それで当初2人とも交代するような予算要求でしていたところなのですが、このコロナの関係で入国も出国も中々厳しいということがございましたので、1名のALTに関しては最初の予定通り任期満了ということでなっているところなのですが、もう1人のALTにつきましては、その新規ALTが来日困難ということを説明しながら本人のご理解も頂いてですね、再度継続して1年間、ALTとして残ってもらうことになりました。今現在ALT1名ということで、1名で全ての学校を回っているという現状がございますので、当初計画していた回数よりは各学校、それぞれ均等に訪問というか入っている関係でありますので、当初予定していた回数よりは大分少なくなっているのですが、その1名のALTあと外国語指導、ALTではない英語の指導助手と後、教育委員会の英語推進担当の副主幹も交えて、英語教育の方の推進に努めているところでございます。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 小学校の電気代の方は理解いたしました。英語の関係の方でA L Tなのですけれども、今このコロナの関係で色々と教育委員会の副主幹ですとか、その他携わっている方々、色々ご苦労あるのだと思いますが、1個心配なのはA L Tではない、言うならば日本人の英語指導助手の方、確かに実数が月の時数で制限されていると思うのですけれども、そういう面では今の状況でその時数制限に対応できている、できる見込みですかね。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） 日本人の英語指導助手の関係ですが、年間予定している時間がございまして、その時間内で各学校に入っていってもらうように調整をしているところでございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 商工費の中から、18ページ。物産館の指定管理料のところで、今回鉄の扉が修理が必要になったということでの計上で、これ確かに私も知っていますけれども、恐らく開所当時といいますか30年近く経っている鉄の扉だと思うのですけれども、こういうことが当然直さなければならない部分ということで、もう少し安価な方法が検討された中での予算計上だとは思うのですけれども、前回物産館の中では前の建物をどうするか、こうするか、あちこち修繕も含めてその都度、その都度ちょこちょこやるのではなくて、大きな計画の中でどのようにしていくのだということも随分話し合いのあったところです。そして恐らくここだけではなくて当時からの建設時のものがあちこちにあって、他にも色々不具合出てきているところがあるのではないかと思うわけなのですけれども、その辺に関しては、古くなったもの老朽化したものに関して計画を立てて処理していくというような形の調査だとか、そういうことは行っているのでしょうか。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 古くなった修理が必要な部分の調査というご質問の部分なのですけれども、正直本格的な調査というのはまだ具体的には行っておりません。ただこういった部分で古くなっている箇所というのは抑えてはいるのですが、もうちょっと正直持つだろうという思いがあったところも事実であります。ただ、今回錆等が酷くなつて、鉄の扉という部分もあるのですけれども一気に進んだという部分で急遽処理が必要になりますし、指定管理料の方で対応させていただいたという状況です。今後の部分については、経営の部分も含めて全体的な建物の方にもどういった形のものが必要になってくるか。そういうところもきちっと整理しながら進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（南 和博君） 質問の論点がずれないようにお願いします。補正予算ですので。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今回の部分に関しては、恐らく他でもそういうことが十分考えられる分ではないのかなと思うのですよ。それで直し方についてもどういう方法ができるのかということも全部、僕にこれに関しては相談させていただいた部分があるのですけれども、こんな方法でよかったのかどうかはわからないですけれども、色々先程来この第三セクターに関しては色々厳しい中で、しっかり修理するところは修理していかなければならぬ部分があるので、計画を立てながらでの今回はこれ、今回はこれという形で一応検討する機会、調査する機会等を設けながらこのあいだのような対処をしていっていただきたいなと思うところではあるのですが、その辺に関して再度伺って終わりにしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） その部分については、アウルの方と指定管理業者の方とも相談しながら確認をしていきたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私から4点。まず16ページの美幸線代替輸送事業費、これは総務費ですね。これ今回7万1千円の補助金の増額です。説明によりますと、利用者が減ったことによる補助金の増額ということでございますが、利用者の数がどのように変化したのかということと、その原因と考えられることは何なのかと、その2点をまず1つお聞きます。それからその下の民生費のこれは扶助費の障害者介護給付・訓練等給付費、大きな減額になっています。これについては何が原因でこのような大きな不用額となったのかそれについてお聞きしたいと思います。3点目は、20ページの教育費の事務局費、報酬、ホスターホーム代替職員報酬ですが、説明によりますと1人体制による1人分の減額ということでございますが、当初2人体制ということで進んできたのか、あるいは途中から1人体制になったのか。あるいは1人体制で走ってきた結果としてこうなったのか。そして今後のこれらの対応はどういう道筋が今考えられているのかということをお聞きしたいと思います。それから、もう1点はページ戻りまして18ページの商工費、美深アイランド管理費です。林業保養センター減収影響額負担金750万につきまして、先ほど資料をいただきました。資料を中々数字が沢山あって私の頭では理解できないところもあるものですからお聞きしますが、まずこの令和2年度下半期分10月から1月4か月分の減収額の算定にあたって、表の左端、下から3段目、平均の3分の1ということは、10月から1月までの4カ月分、年間の4カ月分として3分の1にしたのかなというふうに考えるところ

ろですが、取り分け前回の議会等の中でも冬場の営業実績が非常に少なくなるというような説明がありました。この計算式は年の平均ですから実質はもっと少ないのではないかと思います。その辺のところはどのように解釈したらいいのか教えてください。それから、これは10月から1月の4カ月分ということでございますので、残り2月、3月分についてはどういう措置の仕方をするのか、12月の4定では、これについては上半期、下半期に分けて下半期は決算確定に至らない中でも、これは推定の中で下半期の全てを処理するというような何かそのような説明だったというふうに記憶していますが、これについて残り2カ月分どうするのか、そしてその説明との違いが何故生まれたのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ちょっと最後の質問だったのですけれども、先に答弁させていただきたいと思います。まず、表の中の平均の3分の1というこの考え方については、ご指摘の通り4カ月分という意味で3分の1としました。冬期間の分については若干落ちるだろうという状況の中で、この平均を使っているという部分では、上半期の部分の時も全体の平均を出して、それを2分の1ということで整理させていただきましたので、全体で考えて一応3分の1と、すみません平均、して比較をするということで算定をさせていただきました。それと、2月、3月分をどうするのかという部分なのですけれども、当初の12月の上半期分の補填分を試算した時には下半期全部推定で進めたいという説明だったと思いますけれども、実際にこう算定する中で見込みを立てるのが非常にやっぱり難しかったという状況の中で、確定している分でまず整理をさせていただきたいということで今回10月から1月分までの整理とさせていただきました。2月、3月分については、状況を見て今後必要になればお願いする場合もあるかもしれませんけれども、何とかこの中に今回のこの1月までですけれども、補填の中でやっていただければと考えておりますけれども、これについてはちょっとすみません。2月、3月の実績を見て最終的にはちょっと判断をさせていただきたいということです。以上です。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 私の方から仁宇布線デマンドバスの乗車人数の関係で説明させていただきたいと思います。乗車人数につきまして、令和3年1月末現在の数字を今ちょっと手元に持っているのですが、その段階で乗車人数が2,306人という人数となっております。こちらの数字につきましては、例年と比べまして若干ちょっと少ないかなといったところとなっておりまして、ちょっと年度を通して最終的にどのような数字になるかは、まだちょっと期間があるものですから、ちょっと先は見えないところ

なのですけれども、ただ今回ちょっと補正させていただいた部分の主たる要因としましての利用人数と言ったところの、その利用人数の区分としまして、観光客の方、要はお金を払って乗っていただいている方の利用人数がそこはちょっとコロナウイルスの関係で減少しているということが統計的に表れておりまして、そのことによりまして今回補正という形をとらせてやってきました。以上です。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 確か2点目のご質問だったと思いますけれども、障害者福祉費の扶助費の中の、障害者介護給付・訓練等給付費の減額の主な理由というご質問だったと思いますが、こちらの給付費の中に15のサービスがこの中に計上されておりまして、その中でも大きな利用者数の減が理由なのですけれども、大きな減少としては生活介護の給付と言った部分では35名の予算していたところが延べの人数になりますけれども、30名と延べ5名の減少。あと施設入所の関係も14名から11名ということです3名の減少ですか、大きくあと1名増えた、減ったというような細かな移動なのですけれども、その先ほど言いました15のサービスそれぞれに一定の単価を設定して見込み人数で予算計上しておりますけれども、トータルの数字が2億3,000万以上というような中身で、若干やはり支出する段階で足りなくなったことを避けるために、やや多めな計上はしておりますけれども、最終的に例年そうなのですが2千万超える減額補正ということが出てしまっているのは現実ですので、3年度予算についてもその辺を精査する中で、予算計上等を注意はしているのですけれども、どうしてもこの1割弱くらいの減額というのが例年出てしまっているところです。なるべくこういう減額が大きくならないように注意してはいきたいと思っていますけれども、現実今回はこういう形で減額をさせていただく提案となっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（和田政則君） ホスターホーム代替職員の関係ですが、現ホームの指導員に代わった時に、前任者のご夫婦を代替職員として入ってもらっていた経緯がございます。そのご夫婦が退職されたということがございましたので、その後再度募集をかけたところなのですが、どうしてもご夫婦というのは中々いらっしゃらないということで現在は1人の方に代替として入っていただいている状況です。ご夫婦の代替職員が中々見つからないということがございますので、新年度というか、今後の対応といたしましては、ご夫婦にこだわらず、指導員と賄い員と2人体制、ご夫婦じゃなくても2人体制で入っていただきたいように今後、今現在進めているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 仁宇布線バスのデマンドの関係ですが、主な要因がコロナによる観光客の減少ということをお答えでした。今、JRの時刻表も新たに変わったりですね。色々な環境が変わっている中で、これは観光客の減少に対して、乗車を促していくような方策というのは、どの程度考えられているのかそれについてお聞きしたいと思います。それから林業保養センターの関係です。これについて、昨年の4定で私、修正案を出させていただきました。やはりどう考えても何か細々とこうやって予算を使っていくということには、どうも納得できないところです。残り2カ月分についても出すのか出さないのかよくわかりません。そんな状態でこのような形で負担金を出していくということについては疑問なのですが、その辺の考え方について改めてお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 仁宇布線デマンドバスの関係なのですけれども、JRとの絡みということのご質問だったと思いますが、今現在そのあくまで生活路線として基本を考えておりますので、その部分につきましては今現在検討しているところではございません。以上です。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 林業保養センターの減収の負担金という基本的な考え方というご質問だと思います。この考え方については、この間全員協議会、それから4定の上期の補正の中でもご説明したかと思います。基本的な考え方というのは変わってはございません。あくまで新型コロナウイルスの影響によって経営に非常に大きな影響を受けると。この部分については、特に公共性の高い部分、営業に係る部分については今回加味していません。前回もそうですけれども。公共性の高い部分で町が直営で運営していても当然生じるであろう損失の部分、これについては一定程度やっぱり町としても補填していく必要があるだろうと。この考え方については何回もご説明している通りだと思います。決算の方法等についても上期の時と同じ考え方で、その月に対応した分の計算という形になってございますので、特段その考えている大きな違いはないというか全く変わってございませんので、ご理解をいただきたいなと思います。ただ、2月、3月分については、先ほど読めなかったという部分で、新型コロナの情勢がやっぱりこれ算定した時は1月終わって、すぐ2月頭だったので何とも読み切れない状況もあったという部分であくまではっきりしている月の分だけ算定させていただこうということで、今回この部分となってございます。先ほどお話した通り2月、3月分については、正直落ちている部分も若干あるので、きっちと計算をすれば出るのかもしれないのですけれども、何とか正直この補填の中で乗り切ってほしいなという思いは行政としては思っています。その部分について、最終決算

ちょっと見させていただいて、また必要であればご相談させていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） まず仁宇布線のデマンドの関係ですが、必ずやここは生活路線ですからという回答がいつもきます。やはり乗車率を上げるための努力、いくら生活路線であってもやっぱりきちっと一番最寄りの駅から仁宇布市内まで行けるというそういう交通の便から考えると生活路線にプラスしてしっかり観光客を受け入れるということも加味した路線運営をすればもっと人は伸びる。あるいは、今現状では1日何便ですかね。往復ね。その関係も例えは前から私も言っているのですが、仁宇布発着にしてやれば1便増やすことも可能だと。そんな形でやっぱり工夫をして、より利用者の利便性の良い生活路線にしていく、あるいは観光客に対応した路線にしていく、そんなことが必要ではないかと思いますが、改めてその考え方だけお聞きしたいと思います。それからもう1点、林業保養センターの減収影響額の負担金の関係ですが、多分来年度予算には指定管理という形でこれらが予算上は上程されてくるのだと思いますが、これらについてそれはその時に議論したいと思いますが、やっぱりどうしても納得いかないですね。何とか納得させるような手法はないですかね。どう考へても何かしら問題がある。前にも民間の方々も多大なコロナの影響を受けていて、それについては減収影響額相当分については、保証がないという中で、町の施設だから、公の施設だからということでこんなことが許されるというのは町民感情としても非常に皆さん結構そのことは触れておられますね。その辺のところをやっぱりクリアしなければならないし、振興公社の中身について私は知りたいと思わないけれども、でも現在私は5,000万借り入れたことで非常に余裕のある運営ができるのかなということで、そんな中でこんなお金を突っ込むのはおかしいということで反対をさせていただきました。その時のやりとりの中では、やはり経営自体が切迫しているのだという話がございました。その中で本当に経営自体が切迫しているのであれば、今後出てくるであろう温泉のどうしたら生き残れるかというような議論の中でしっかりとそれはやればいいと思っておりまして、そのためには当面貸し付けると、貸付金として町が対応するというようなことが私はベターかなと思っています。そんな形でやっぱり進むという方法をどうして取れないのか。その辺について改めて、今3問目ですからこれで終わりますけれども聞いておきたいと考えます。

○議長（南 和博君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 今、ご質問の仁宇布線のデマンドバスなのですけれども、この関係はかねてより何回も質問をいただいている関係なのですけれども、今1番多

く毎日乗車して頂いてますのは、今、幼児センターに通っているお子さんがおりまして、あと美深高校にも今通っている方がおりまして、そういう方たちがやはり仁宇布からこちらの方のそういう通学ですとか通園に利用されている方が今多い状態です。人数的にもですね、去年とほぼ同じ人数になっておりまして、先ほど説明させていただきましたように去年の緊急事態宣言がでました5月がやっぱり乗車がすごく減っておりまして、この間の一般客の方の乗車が減ったのかなというようにこちらの方では思っています。それで、先ほどもJRとの時刻の関係の話も出ましたが、今説明しましたようにそういう利用者が1番多く、そういう時間帯で今走っているということをご理解いただければと思います。あと、仁宇布からの最初の出発でしたっけ、そうですね。今ですね、時刻表では1便が美深ターミナルを7時に出ております。仁宇布発が7時42分ということになっています。この時間帯で先ほども何回も言いますように、通学・通園の方たちが利用しているということをご理解いただければなと思います。仁宇布発にしましても、仁宇布のところから真っ直ぐバスを発車するということは、それは名士バスの方でそれはできませんので、今必ず運転手さんは名士バスの会社の方からそこで点呼をしてそして健康状態をそこを確認してから運転をすることになりますので、仁宇布から会社の方に出勤しないで出発をするというそういうことは出来ないことになっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 保養センターの答弁する前に、今の仁宇布線のバスの関係、これは運行者の方と確認を取ってそういう出来ない制度になっているのだということになっていますので、ご理解をいただきたいなと。健康のチェック等とそれとアルコールのチェックだとかを全部会社でやってそれからスタートをしないといけないのだと、したがって仁宇布に常駐していただいて、そこからというお考えがあるのでしょうけれども、その場合でも1回会社に行って点呼をしてというような、そのようなシステムになっているらしいので、そうすると朝5時とかそのぐらいに仁宇布を出て、名寄に行ってまた戻ってきてというそういうような状況になりますので、そうすると運転手さん1人の体制では無理ですね。そうすると2人常駐してやらなければいけないとか色々何かハードルがあるようなので、中々そうならないということで、またこれ運行の仕方を名士バスではなくて違う形になれば可能なのかもしれませんけれども、その辺がまだわかりませんので現状のものでやろうとするとちょっと難しいということらしいので、その辺はちょっとご理解はいただきたいなと思います。毎回、議論に出てくるものですから、そういうことだということで理解していただければ、また機を見て質問していただければ、変わればまたいい答弁ができる

るのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから林業保養センターの関係なのですが、あくまでもこれは算定で、やっていますので、その辺はご理解いただきたいのですが、ただ中々ご理解いただけていないようなのですが、これはあくまでも美深町が直営でやったとした場合でも入館料ですとか、入浴料ですね。貸室料ですか、宿泊ですか、こういったものの赤字が出た場合については、これは一般会計から直営でやった場合、出さなければならないと。その場合でも支出の予算が不足すれば補正予算をお願いして議決していただいて、支出をするという形になるものですから、たまたまここは指定管理ということでそういう公共部門になっていただいておりますので、そのコロナに係る減収については、その部分は公費を持って負担をするというそういう考え方でやっておりまして、あくまでもその一般の収益が減っていると補填をするという考え方ではございません。資料を見ていただいてお分かりいただけるかと思いますけれども、この4カ月間でも全体の減収が2,700万円です。これは大きいのがやはり会食とレストランの収入が多くて、レストランの収入の中に一部宿泊に係るものがありますから、その部分は若干の公費負担をするという見方をしておりますけれども、そういった全体の2,740万円の不足収入源の中で直接町がやったとしても減収になるであろう公的な部分ですね。入館料、老人の入館料、宿泊料、貸室料、こういったものを負担していきたいということでございます。それと4カ月については、やはりこれは仮算定のようなことは中々できませんので、推計で算定すれば出来るのですけれども、中々そこはちょっと難しいかなということで、数字が確定している部分でのものになっております。したがいまして今期の決算が出た段階でどういう状況になっているのかということを見て、改めて赤字が大きいようであればまたご相談させていただくということになろうかと思います。いずれにしてもこれだけ長くコロナの感染症の影響が出るとは当初予想しておりませんでしたので、そういった部分で非常に大きな支出になっていくわけでありますけれども、ただそうは言いながらも今後の部分としては、やはりそのそうであればこういったコロナ禍におけるその営業をどうしていくべきかということもやはり検討していかないとならないし、もう既に本当はきっちり取り組んでいかなければいけないのですけれども、徐々にはやっておりますけれども中々効果が表れてこない。そういった部分でのただ営業努力というのでしょうかね。人員の部分ですか、あるいはボーナスの部分で若干その従業員の皆さんにご苦労いただいた分について全体のその赤字額が1,000万超える1,500万くらいになるのですけれども、そういった総体的な会社側の努力の部分も入っておりますし、さらには経営の持続化給付金ですかこういったものも振興公社の方には入ってきておりますので、そういった部分も加味して750万ということで今回負担をしていきたいなということに

なりますので、補填をするという考えではなくて、あくまでも町が直営でやったとしてもこのぐらいの支出は伴っていくのだというそのところを交付していきたいというそういう考え方を持ってございますので、中々岩崎さん前から協議会の中でも中々理解できないと難色を示されておりましたけれども、何とかご理解いただいていければなと考えておりますので、また新年度予算の中でこの手の議論があろうかと思いますけれども、ひとつご理解いただけますようにお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。7番 小口君。

○7番（小口英治君） 16ページの諸費のふるさと納税インターネットサイト利用料ですが、これはサイトの利用料の引き上げということでお聞きしているのですが、5社ぐらい契約していると思われるのですが、これ一律にサイト料が上がるものなのか、それともこれそのパーセンテージで集約できないものなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） このインターネットサイトの利用料の部分については、全体的なその寄附額が増えた、これは寄附額に応じてそれぞれの会社によって率があるのですけれども、それによって寄附額が増えることによって増えた分がございます。それともう1点だけ、ちょっとこれ複雑な部分がありまして、アフィリエイトという仕組みがちょっとあるのですけれども、これ楽天の方なのですけれども、楽天のふるさと納税のサイトに載っている部分、これを個人が自分のホームページに広告として、くっつける場合があるのですね。その場合、その個人のホームページから申し込みがあった場合には、いくらかの手数料がそのホームページに入るというそういう形が若干あります、そこは楽天の方と話して外せないかという話もしたのですけれども、そういったものは外せないという部分でそこで若干のプラスがあったという部分で、今回補正をさせていただいた。主には寄附額が増えた部分これによって手数料全体も増えたということですのでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） わかりました。申し訳ありません。それでこれ数社と取引しているのですが、これは数社ではないとみんな利用がそれぞれバラけてあるということで理解してよろしいですね。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 利用というか、申し込みというか寄附がそれぞれ大きくはふるさとチョイス、それと楽天とこの2つが1番大きいのですけれども、あとそれぞれ小さいところもあるのですけれども、大体全て寄附をいただいている状況です。以上

です。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議の提出をいたします。ご協議ください。

○議長（南 和博君） 只今、5番 岩崎議員から本件に対しまして修正案が出されておりますので資料を配布いたします。本件に対してお手元に配布しました修正案を原案と合わせて議題とします。ここで提出者の説明を求めます。5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議。発議者は美深町議会議員 岩崎泰好。上記の動議を地方自治法第115条の3の規定により別紙の修正案を添えて提出をいたします。別紙 議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）に対する修正案。議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）の一部を次のように修正する。第1条中1,884万5千円を2,634万5千円に改め、61億2,311万を61億1,561万円に改める。第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改めるということで、事項別の明細書をお開きください。説明をいたします。議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）修正に関する説明書。歳入歳出補正予算事項別明細書。1、総括（歳入）第9款地方交付税 補正前の額28億6,809万3千円、補正額8,503万8千円を7,753万8千円に改め、合計29億5,313万1千円を29億4,563万1千円に改めるものです。したがいまして歳入合計61億4,195万5千円、補正額マイナス1,884万5千円をマイナス2,634万5千円に改め、歳入合計61億2,311万を61億1,561万円に改めるものです。次、歳出に移ります。第7款商工費。補正前の額4億1,348万4千円、補正額1,024万円を274万円に改め、合計金額4億2,372万4千円を4億1,622万4千円に改め、その財源内訳につきましては、その他の財源120万、一般財源904万円を120万はそのまま同数でございます。一般財源904万を154万に改めるものであります。したがいまして歳出の合計額61億4、195万5千円。補正額マイナス1,884万5千円をマイナス2,634万5千円に改め、合計61億2,311万を61億1,561万に改めるものであります。補正額の財源内訳はご覧の通りでございます。一般財源の額につきましてはマイナス4,300万円をマイナス5,050万円に改めるものでございます。次、歳入についてご説明をします。第9款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税、補正前の額28億6,809万3千円。補正額が8,503万8千円を7,753万8千円に改め、合計金額が29億5,313万1千円を29億4,563万1千円に改

めるものであります。1節地方交付税、金額8,503万8千円を7,753万8千円に改めるものです。説明としましては、普通地方交付税8,503万8千円を7,753万8千円に改めるものです。次に歳出、第7款商工費、第1項商工費、第4目びふかアイランド管理費。補正前の額1億269万3千円、補正額750万円を0円に補正として合計額が1億1,019万3千円を1億269万3千円に改めるものであります。補正予算の財源内容につきましては、それぞれ一般財源の750万を0に改め、節の負担金補助及び交付金につきましては、750万を0に改め、説明の部分では同じく750万を林業保養センター減収影響額負担金を0に減額するものであります。減額補正案の提案理由について5点申し述べます。1つは補正予算の性質は、当初予算編成後に予期できなかった制度の改正や公共事業費の配分決定など情勢の変化によって既定の予算に追加、あるいは変更を加える必要が生じた場合に組まれるべきものでございまして、年間予算として組んだ当初予算の意義や財政運営の一貫性が失われることの無いように必要最小限にとどめるべきでございまして、計画的・効果的な予算執行が求められることから今回の補正は妥当ではないと判断したところです。2つ目には、従来からの指摘をしておりました国から求められたいた振興公社の抜本的な経営改善策の策定と公表について、未策定の状況であるところから一歩も今は進んでいない状況でございまして、町民への公表も現在行われておりません。必要な予算措置については、町民の納得のいく経営改善計画を確定したのちに財源の投入をすべきである点から妥当性に欠けるという判断でございます。3つ目には、株式会社美深振興公社の令和2年度決算確定後に対応すべき事項でありますと、令和2年度における新型コロナによる減収予想額をどう対処すべきか新年度当初予算に計上されることが本筋であり、しっかりと予算委員会の場で議論する必要があるにも関わらず、その措置をとっていないということが3つ目の理由です。4つ目には、昨年の第4回の定例会と今回の定例会の2回補正予算の中で負担金として取り扱い、さらには残り2カ月分の処置も不確定でございます。この一連の手法と内容には納得できないことから修正案の提出をいたしました。最後に昨年の第4定例会で明らかになった経営内容から推察して、主たる目的が資金繰りにあるのなら、公社の将来展望が明らかになるまでの期間は貸付金として対処すべきという考え方でございます。以上、5点申し上げて修正案の提案理由といたします。美深アイランドを含む林業保養センターが町民はもとより全国各地・あるいは海外からも人気を博す施設に生まれ変われるよう町民と行政と議会とスクラムを組んで将来像を検討し、成案を築き上げ、納得いく生きた財源の使い方がされるよう望むものであります。各議員のご理解とご賛同をいただき、修正案可決されますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから修正案に対して質疑を行いま

す。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。それではこれから討論を行いますが、まず原案賛成者の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。次に原案反対者の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） なければ討論なしと認めます。次に修正案反対者の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） なければ討論なしと認めます。次に修正案賛成者の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。討論は以上といたしますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） はい。以上で討論を終了します。それでは、これから採決を行います。この採決は起立により行います。初めに修正案に賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長（南 和博君） 起立少数です。したがって修正案は否決されました。それではこれから原案について採決を行います。原案に賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（南 和博君） 起立多数です。したがって議案第2号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第8号）は原案可決すべきものと決しました。

◎日程第4 議案第3号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第3号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第3号について採決します。議案第3 令和2年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第3号は可決されました。

◎日程第5 議案第4号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第4号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 全体を見ますと予算の不用額等の整理がほとんどだというように見ますけれども、前回の3月の議会では発言したように記憶していますが、それぞれとりわけ不用額が大きくなったものについては、見込み額の減少であるというようなことであったり、説明がございました。コロナの影響は別にいたしまして、それぞれの負担金等の減額修正について、当初の見積もりといいますか、当初予算の中でこれだけの不用額が出るその要因というのはどこにあるのかということで、その質問をさせていただきます。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 全体的にわたる減額の要因というご質問かと思いますけれども、当初予算の計上については第7期の介護保険事業計画の見込み量をベースに当初予算組んできております。ここへ来て、12月、1月までの実績という部分を踏まえて2月、3月分の見込みということで今回整理をさせていただいております。その中で先ほどの障がいの給付費もそうですけれども、それぞれの積算の中で余裕ある部分が多く残ってしまったというのが原因であります。それと施設サービス等については逆に増えてきているというものは前回の12月の補正予算の時にも説明したと思っておりますけれども、増減ある中で全体的には減額ということが決算を見込む中ではどうしても出てくる現象かなとは思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 他、質疑がなければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第4号について

採決します。議案第4号 令和2年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第4号は可決されました。

◎日程第6 議案第5号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第5号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第5号について採決します。議案第5号 令和2年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第5号は可決されました。

◎日程第7 報告第2号 委員会報告 産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第7 報告第2号を議題とします。産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 所管事務調査の報告をいたします。本委員会は閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告する。調査日は令和3年2月10日、調査事項は仁宇布小中学校の校舎建替え状況と小規模特認校について。調査内容は建替校舎の推進状況と雪処理対応について。2つ目には、小規模特認校制度の推進について。3つ目にはホスターホーム及び親子住宅の確保について。調査方法は現地視察と聞き取りというふうになってございます。調査のまとめを朗読して調査の報告とさせていただきます。1つ目、現状につきましては建替校舎の推進状況につきましては、1月末時点の進捗率は88%、2月末には97%の見込みとなっております。また建築工事

で使用している町産材は76%、予算規模は概ね1億円を超える経済規模でありました。SGECプロジェクトCOC認証の取得は3月に認定予定でございまして、建物全体を認証するのは国内で初めてであり、北部管内の町村長や教育委員会次課長会議あるいは業界関係者など200人ほど視察者が訪れているというような現状でございます。雪処理対応につきましては、校舎の屋根に積もっている雪が調査時点で1m以上あり、一気に落ちた場合の校舎の影響が心配され構造上問題がないかとの指摘には、教室の暖房が稼働していないことや、今年の雪は落ちづらいということもあるが校舎に被害が出ないよう今まで以上に除雪や排雪に注意をしていきたいとの考えが示されました。次に、小規模特認校制度の推進につきましては、これまで3回の所管事務調査において、幾度となく検討課題として指摘し、早期の実現を催促してきておりましたが、教育委員会の中で制度導入に向けた研究・議論はしているが具体的には進んでいない現状がありました。また特認校制度の導入においては、山村留学生を受け入れ、学校の面白さ、仲間と過ごす楽しさ、自信を取り戻せる教育など素晴らしい環境を提供しておりますが、この制度の導入には様々な課題があることもわかりました。この他、令和2年12月の一般質問における教育長の答弁で、「地元生の減少によっては」という、制度導入に後退とも受け止められる発言があったとの指摘には、教育委員会としては、学校関係者と精力的に協議し、早い時期にまとめていきたいとの方向性が示されました。次に、ホスターホーム及び親子住宅については、ホスターホームは定員6人に空きがあり親子住宅は満杯な状態が続いているけれども、新たな住宅の確保は令和3年度には予定していないとのことです。また山村留学の親子世帯では、不慣れな土地での生活の不便さや釜戸を2つに分け思わぬ出費に苦労している家庭もあり、助成金という支援によって安心して教育を受けられるという実態も紹介されました。最後にまとめですが、1つ目は建替校舎の進捗状況につきましては、4月の新学期には新校舎での学びの場の確保が可能な状況にあること。今後はSGECプロジェクトCOC認証によりまして、多くの視察が予想されることから美深町における林産業の振興に繋げていくとともに、校舎の特性を環境教育の教材として活用し、山村留学のPRにも役立てるよう望むものであります。また雪処理対応につきましては、仁宇布は市街地と比べても豪雪地帯にあり、児童生徒への被害や校舎の損傷が起こらないよう十分な対策と早めの対応が必要であります。次に小規模特認校制度の推進につきましては、仁宇布小中学校の安定した運営にかかる大きな要であることから、本所管事務調査で示した懸念事項の解消や町全体の理解を得られるような学校や地域と十分協議を行い、早期の制度導入に向けて迅速なる対応を強く求めるところであります。ホスターホーム及び親子住宅につきましては、今後の住宅整備の方向性を示すとともに親子留学に対する支援の在り方について、関係者と十分協議を

行う必要があるところでございます。以上をもちまして所管事務調査の報告とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ござりますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第8 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第8 休会日の決定を議題とします。12日から16日まで5日間を付託審査及び新年度予算案の審議並びに議案調査のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって12日から16日までの5日間は休会とすることに決定しました。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。どうもご苦労様でした。

散会 午後4時41分

令和3年第1回定例会
美深町議会会議録
第3号（令和3年3月17日）

◎議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告
第 2 議案第10号 委員会報告 令和3年度一般会計予算
第 3 議案第11号 委員会報告 令和3年度美深町国民健康保険特別会計予算
第 4 議案第12号 委員会報告 令和3年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算
第 5 議案第13号 委員会報告 令和3年度美深町介護保険特別会計予算
第 6 議案第14号 委員会報告 令和3年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算
第 7 議案第15号 委員会報告 令和3年度美深町下水道事業特別会計予算
第 8 議案第16号 委員会報告 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計予算
第 9 議案第6号 委員会報告 美深町議會議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
第10 議案第7号 美深町国民健康保険条例の一部改正について
第11 議案第8号 美深町介護保険条例の一部改正について
第12 議案第17号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第9号）
第13 発議第1号 特別委員会の設置について
第14 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 五十嵐 庄 作 君
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	竹田哲君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	望月清貴君
教育グループ主幹	大堀裕康君	教育グループ主幹	和田政則君

◎農業委員会

農業委員会会长	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	玉置一広君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	玉置一広君	事務局副主幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。総務住民常任委員会が3月12日に開かれ、付託事件の審査を行い、議長宛に審査報告が提出されており、本日の会議に付議しております。また予算特別委員会が3月15日と16日に開かれ、付託事件の審査を終了し議長宛に齊藤委員長から委員会報告並びに小口委員から少数意見報告書が提出されおり、本日の会議に付議しております。次に追加議案について申し上げます。長側から補正予算1件、議会側から委員会報告2件、発議1件、承認1件の4件です。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第10号 委員会報告 令和3年度一般会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第10号 令和3年度美深町一般会計予算乃至議案第16号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計予算を議題とします。令和3年度の各会計予算7件は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託していましたが、審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件について委員会審査の結果を委員長から一括してご報告をいただきます。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） それでは令和3年度予算案に係る審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。本特別委員会は3月2日に付託されました議案第10号乃至議案第16号 令和3年度美深町一般会計予算他、5特別会計予算並びに美深町中央簡易水道事業会計予算について15日及び16日の2日間にわたり審査を行いました。審査の経過につきましては、議長を除く全議員で構成する委員会ですので省略いたします。審査の結果につきましてご報告を申し上げます。議案第10号 令和3年度美深町一般会計予算につきましては、賛成多数により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第11号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべ

きものと決定をいたしました。次、議案第12号 令和3年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第13号 令和3年度美深町介護保険特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定いたしました。次、議案第14号 令和3年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定いたしました。次、議案第15号 令和3年度美深町下水道事業特別会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定いたしました。次、議案第16号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。令和3年度の各会計予算にあたり各委員から指摘された事項につきましては、改善や検討に努められ、今後の予算執行にあたり十分留意していただくことを理事者側に申し上げ予算特別委員会の審査報告といたします。以上でございます。

○議長（南 和博君） 只今、委員長報告がありました本件について7番小口委員より会議規則第76条第2項の規定により少数意見報告書が提出されておりますので報告を求めます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 少数意見の報告をさせていただきます。提出者 予算特別委員の小口。賛成者 岩崎、五十嵐の両氏でございます。令和3年3月16日予算特別委員会において、留保した少数意見を次の通り、会議規則第76条第2項の規定によりご報告いたします。件名は、議案第10号 令和3年度美深町一般会計予算です。意見の要旨を申し上げます。予算書7款、商工費びふかアイランド管理費の中、森林公園びふかアイランド指定管理料について。減収分を管理料に転嫁することについて経営改善計画を提示し審議すべきであり、公費負担部分の内容にも疑義があります。また振興公社派遣負担金についても経営に対し専門的な知識を持ちえない職員の派遣には疑義がございます。2つ目には、予算書10款、教育総務費事務局費の中、仁宇布地区山村留学推進協議会負担金について、校舎改築と負担金は別問題であり、将来に向けての地区全体の協議の必要性と美深町民全体の意識の共有こそが、急務であり、取り組むべき課題と整理の必要性を感じます。以上のことから本委員会の採決にあたり、反対の立場で意見の留保をいたします。以上、報告といたします。

○議長（南 和博君） 予算特別委員会の報告は議案第10号 令和3年度美深町一般会計予算乃至議案第16号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計予算は原案可決すべきものという報告です。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。したがって質疑・討論を省略し採決を行います。この採決は起立をもって行います。

日程第2 議案第10号 令和3年度美深町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（南 和博君） 起立多数です。したがって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第11号 委員会報告 令和3年度美深町国民健康保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第11号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計予算について、原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第11号は原案の通り可決されました。

◎日程第4 議案第12号 委員会報告 令和3年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第12号 令和3年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について、原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（南 和博君） 全員起立ですね。したがって議案第12号は原案の通り可決されました

◎日程第5 議案第13号 委員会報告 令和3年度美深町介護保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第13号 令和3年度美深町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第13号は、原案の通り可決されました。

◎日程第6 議案第14号 委員会報告 令和3年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第14号 令和3年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算について、原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第15号 委員会報告 令和3年度美深町下水道事業特別会計
予算

○議長（南 和博君） 日程第7 議案第15号 令和3年度美深町下水道事業特別会計
予算について、原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第15号については、原案の通り
可決されました。

◎日程第8 議案第16号 委員会報告 令和3年度美深町中央簡易水道事業会
計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第16号 令和3年度美深町中央簡易水道事
業会計予算について、原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第16号は原案の通り可決されま
した。

◎日程第9 議案第6号 委員会報告 美深町議會議員及び美深町長の選挙にお
ける選挙運動の公費負担に関する条例の
制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第6号 美深町議會議員及び美深町長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。本件について
は、総務住民常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査を終了した旨の報告が
ありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 本委員会では、令和3年第1回定例会において付託された条例の
制定について、審査を終了したものでありまして会議規則の第77条の規定により報告い

たします。本件は第1回定例会で、総務住民常任委員会に付託された事件を3月12日の担当部局の出席を求め、本条例の制定に関し審査を行いました。本条例は公職選挙法の一部改正に伴い町議会議員選挙及び町長選挙において選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成、選挙用ポスターの作成に要する経費について公費負担を可能とするものであります。また今回の公職選挙法改正は町村選挙における立候補者負担の軽減及び議員等のなり手不足の解消を目的とするものであります。審査では選挙運動の公費負担内容の質疑が行われ、審査の結果今回の法改正の趣旨を踏まえ、全員一致で原案可決すべきものと決しました。以上、議案第6号の付託事件に関する総務住民常任委員会の報告といたします。

○議長（南 和博君） これから委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第6号について採決します。本案に対する委員長報告は原案可決すべきものという報告です。議案第6号 美深町議会議員及び美深町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第6号は可決されました。

◎日程第10 議案第7号 美深町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第7号 美深町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第7号について採決します。議案第7号 美深町国民健康保険条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第7号は可決されました。

◎日程第11 議案第8号 美深町介護保険条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第8号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） なければ討論なしと認め討論を終了します。これから議案第8号について採決します。議案第8号 美深町介護保険条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第8号は可決されました。

◎日程第12 議案第17号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第9号）

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第17号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第17号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第9号）について説明を申し上げます。新型コロナワクチン接種にかかる健康管理システムの改修に必要な経費を追加するものであります。歳入では、全額国庫補助金を充てるよう追加するものでございます。これによりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ100万円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ61億2,411万となるものでございます。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは議案第17号の説明をいたします。追加議案で配布しておりますが、1ページをお開き頂きたいと思います。議案第17号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第9号）。令和2年度美深町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私はワクチンが2種類が出回って、美深にはどのメーカーのものが入るのかわからないのですが、この管理のシステム上ですね。そのワクチンの種別が明記されて後追いができるような体制なものなのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今の質問、ワクチンの種類がどうなるのかという質問だと思いますけれども、現在国から示されている美深町への配分が予定されているワクチンにつきましては、ファイザー社製のワクチンということで、それ以降の部分についてはまだ示されていない状況でございます。失礼しました。それに関連してシステムへの記録がどうなるかといった部分につきましては、システムに登録といいますか記録される項目については、まず名前ですか生年月日等で個人を登録した中で、接種の結果としましては接種したかしないかという、まず登録と1回目なのか2回目なのかという登録、そして接種日いつ接種したかという記録ですね。それにワクチンのメーカーも登録されます。ワクチンのロット番号というものがそれぞれありますので、そのロット番号も登録するということになっております。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） わかりました。今、ファイザー社ということで答弁があったのですが、これは2回とも美深の場合はファイザー社で対応するというようなことでよろしいですね。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 現在、配分されるファイザー社については2回接種というものが示されておりまし、1回目と2回目につきましても同じワクチンを接種するということで決められておりますので、2回ともファイザー社のワクチンが接種ということで進めたいと考えています。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今のシステムは町の健康管理システムと連携させてということが説明にあったのですが、国としては新型コロナワクチンの接種に関わるその接種状況であるとか、その接種後の健康状況だとかというのは全国単位で知りたい部分の情報だとは思うのですが、その時に町の健康管理とシステムが連携することによって町が持っているその町民の健康管理の情報だとかそういう個人情報はどのような形になるのか。そういうことの漏洩の心配というかその辺が守られるような仕組みなのかどうかちょっと伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 今回のシステムに関して個人情報等の取扱いになりますけれども、国で今導入を予定しておりますワクチンの接種記録システムの中には先ほど申しました記録が国のシステムにも連携するのですけれども、国ではあくまで個人情報は取り扱わず統計情報としての取り扱いをするということで決まりになっておりますので、町の健康管理システムについては、住基情報と連携したシステムとなっておりますので、個人の情報としては町内の連携では使用しますけれども、国のシステム上は連携はしないといいますか、情報は国には流れない。セキュリティー上は十分問題ないシステムということでお聞きしております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第17号について採決をします。議案第17号 令和2年度美深町一般会計補正予算（第9号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第17号は可決されました。

◎日程第13 発議第1号 特別委員会の設置について

○議長（南 和博君） 次、日程第13 発議第1号 特別委員会の設置についてを議題とします。本件の提出者は藤原議員。賛成者は中野、名取、岩崎、和田、田中の各議員です。この際提出者の藤原議員から本件の提案説明をいただきます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 発議第1号について提案理由をご説明申し上げます。提出者は私藤原、賛成者は中野、名取、岩崎、和田、田中の各議員であります。特別委員会の名称につきましては、令和3年度議会広報特別委員会。設置の目的は地方自治法第115条第1項、議事の公開の原則により美深町議会広報の編集発行及び広報誌の果たす役割等を調査並びに町民との懇談会による広聴活動を行うことを目的といたしております。地方自治法第109条及び委員会条例第5条に基づく設置であります。調査の期間は調査終了までございまして、議会の閉会中も継続して調査できるものとするものであります。どうぞよろしくお願ひいたします。定数は先ほどの賛成者を含めた6名であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 只今、提出者の藤原議員から説明をいただきました。令和3年度議会広報特別委員会は6人の委員構成で調査期間は調査終了までとし、議会の閉会中も活動することができる特別委員会の設置をしようとするものです。本件についてこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 質疑がなければ討論を省略しお諮りします。本議会に提出者の説明の通り特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって発議第1号 特別委員会の設置については原案の通り可決されました。本特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により議長から藤原、中野、名取、岩崎、和田、田中各議員を指名します。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって本特別委員会の委員は只今申し上げました6人に決定しました。議長から委員会条例第8条の規定により議会広報特別委員会を招集します。正副委員長の互選をお願いいたします。

只今から暫時休憩します。再開は概ね10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時41分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。議長から諸般の報告を申し上げます。休憩中に議会広報特別委員会が開かれ正副委員長の互選をおこなっております。議会広報特別委員会の委員長に藤原議員、副委員長に和田議員が就任しておりますのでご報告します。

◎日程第14 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第14 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。

これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。これで令和3年第1回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　南和博

署名議員　岩崎泰好

署名議員　藤原芳幸